

北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る

第4回検討委員会

議事次第

日時: 令和4年6月2日(木)18:30~20:30

場所: 北とびあ 1601 会議室

方式: ハイブリッド方式(対面・Web)

Web アドレス(Zoom):

1. 開会

2. 報告事項

- (1) 委員の変更について (資料1)

3. 議題

- (1) 前回の振り返り (資料2)
- (2) 区民意識調査の結果 (資料3)
- (3) 避難行動要支援者名簿の作成と活用 (資料4)
- (4) 個別避難計画の作成と活用 (資料5)
- (5) 避難確保計画の作成方針 (資料6)
- (6) 福祉避難所の考え方 (資料7)
- (7) 支援計画素案の確認 (資料8)
- (8) 今後のスケジュール (資料9)

4. その他

- (1) 意見聴取について (資料10)

5. 閉会

【配付資料】

資料1:委員名簿

資料2:第3回検討委員会議事録

資料3:区民意識調査の実施状況について

資料4:避難行動要支援者名簿の作成と活用について

資料5:個別避難計画の作成と活用について

別紙1:個別避難計画の作成・活用フロー

別紙2:個別避難計画年度別スケジュール

別紙3:北区避難支援タイムライン

別紙4:避難行動別の人数概算について

別紙5:個別避難計画作成シート

別紙6:医療的ケア者の大規模水害時の避難時の課題整理表

資料6:避難確保計画の作成方針について

別紙1:【抜粋】水害からの広域避難に関する基本的な考え方

別紙2:施設種別詳細について

資料7:福祉避難所の考え方について

資料8:支援計画(素案)

資料9:今後のスケジュール

資料10:意見聴取様式

東京都北区大規模水害避難行動支援計画策定に伴う検討委員会委員名簿(令和4年4月1日現在)

区分	No.	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	1	加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授	
	2	早坂 聡久	東洋大学ライフデザイン学部准教授	
	3	浅野 幸子	減災と男女共同参画研修推進センター代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員	
庁外関係者	4	石倉 健一	北区町会自治会連合会 (堀船町会自治会連合会会長)	地域(支援等関係者)
	5	田中 義正	北区民生委員児童委員協議会会長	地域(支援等関係者)
	6	由井 洋子	地域包括支援センター (みずべの苑高齢者あんしんセンター)	高齢者(支援等関係者)
	7	大場 栄作	北区ケアマネジャーの会 (地域ケアセンターわかば 所長)	高齢者(支援等関係者)
	8	井上 良子	NPO法人ピアネット北理事長	障害者(支援等関係者)
	9	中村 猛	NPO法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	障害者(支援等関係者)
	10	安楽 順子	北区訪問看護ステーション連絡協議会副会長 (医師会訪問看護ステーション所長)	保健医療(支援等関係者)
行政	11	小宮山 庄一	危機管理室長	防災
	12	長嶋 和宏	福祉部地域福祉課長	避難行動要支援者
	13	岩田 直子	福祉部高齢福祉課長	高齢者
	14	田名邊 要策	福祉部障害福祉課長	障害者

東京都北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る 第3回検討委員会 要旨

■日 時：令和4年3月17日（木）18:30～20:45

■場 所：赤羽会館小ホール

■出席者：

区分	No.	氏名	出欠	所属・役職	備考
経験者 学識	1	加藤 孝明	対面参加	東京大学生産技術研究所教授	
	2	早坂 聡久	Web	東洋大学ライフデザイン学部准教授	
	3	浅野 幸子	対面参加	減災と男女共同参画研修推進センター代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員	
庁外関係者	4	石倉 健一	対面参加	北区町会自治会連合会 (堀船町会自治会連合会会長)	地域 (支援等関係者)
	5	田中 義正	対面参加	北区民生委員児童委員協議会会長	地域 (支援等関係者)
	6	由井 洋子	対面参加	地域包括支援センター (みずべの苑高齢者あんしんセンター)	高齢者 (支援等関係者)
	7	大場 栄作	対面参加	北区ケアマネジャーの会 (地域ケアセンターわかば 所長)	高齢者 (支援等関係者)
	8	井上 良子	対面参加	NPO 法人ピアネット北理事長	障害者 (支援等関係者)
	9	中村 猛	対面参加	NPO 法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	障害者 (支援等関係者)
	10	安楽 順子	Web	北区訪問看護ステーション連絡協議会副会長 (医師会訪問看護ステーション)	保健医療 (支援等関係者)
行政	11	小宮山 庄一	対面参加	危機管理室長	防災
	12	飯窪 英一	対面参加	健康福祉部健康福祉課長	避難行動要支援者
	13	岩田 直子	対面参加	健康福祉部高齢福祉課長	高齢者
	14	田名邊 要策	対面参加	健康福祉部障害福祉課長	障害者

事務局：北区危機管理室 防災・危機管理課、株式会社オリエンタルコンサルタンツ

■配布資料：

- ・ 次第
- ・ 資料1：委員名簿
- ・ 資料2：第2回検討委員会議事録
- ・ 資料3：区民意識調査の実施状況について
- ・ 資料4：個別避難計画作成について
- ・ 資料5：個別避難計画作成の優先度
- ・ 資料6：個別避難計画作成シート（個人カルテ）について
- ・ 資料7：計画作成及び支援内容毎の役割分担表（案）
- ・ 資料8：要配慮者利用施設の避難について
 - 別紙1：見直し検討中の施設種別分類
 - 別紙2：要配慮者利用施設管理者へのヒアリング（議事概要）
- ・ 資料9：今後のスケジュール
- ・ 資料10：意見聴取様式

内 容：

1. 開会

- ・ 委員より、開会挨拶を行った。

2. 報告事項

(1) 委員の変更について（資料1）

- ・ 事務局より、委員の変更について報告した。
- ・ 新たに委員となった委員より、挨拶を行った。

3. 議題

(1) 前回の振り返り（資料2）

- ・ 事務局より、前回委員会の振り返りについて説明した。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

(2) 区民意識調査について（資料3）

- ・ 事務局より、区民意識調査の結果概要について説明した。

<質疑・意見等>

委 員：感想を、まず1点目。今回の調査結果は、水害に限らない災害に対して、支援団体側として大きな気づきを得ることができるものだと思う。次に2点目。実際に聞き取りをしながら個別避難計画を作成していくにあたって、民生委員、町会、民間業者や地域団体など、平常時の繋がりづくりが重要だと感じた。最後に3点目。優先度を検討し、グループ分けした上で、何が必要なのかということを考える土台になったと思う。

委 員 長：アンケートの回収率が45.6%というのはめったに見ない高い数字であり、アンケート対象者の方々がそれだけ切実な問題として感じている可能性がある。

問14について、①～③はなんとか自力で、④・⑤は支援が必要という理解で良いか。

事 務 局：個別に関わると、実は違うという可能性もあると思うが、調査結果はおおよその目安にはなると思う。①～③の方であればご自身で避難していただくことを基本にするが、避難タイミングを呼びかければ避難するといった意見もあるので、そういった取り組みも重要だと認識している。

委 員 長：③が32.5%と大きな割合を占めている。以前、津波の避難支援計画を検討した際に、夜は家族がいるが、昼間は家族が仕事で不在などの理由で独居状態になる方が多くいることを確認した。今回の対象とする災害は水害なので、ある程度事前に予測はできるが、家族が普段どおり仕事に行ってしまった場合など、③の一部は④に近い状態になる可能性があるということを留意いただきたい。

事 務 局：様々な場合が想定されるため、フェイルセーフの確保についてもご意見、ご議論いただければと思う。

委 員：今後クロス集計をすることだが、結果はいつ頃共有してもらえるか。

事 務 局：次回の検討委員会で示す予定で考えている。

委 員 長：問15で、31.5%の人が普段利用している介護・福祉のサービスの担当者、訪問看護担当者などからの支援を期待しているとの結果について、サービス提供側からしてみるといかがですか。

委 員：とても期待されていることを感じた。事業所の営業時間内であれば、利用者宅への確認などできることはあると思うが、時間外であれば難しいと思う。

事 務 局：大規模水害の場合、氾濫が発生するその時まで支援いただけるとは思っていない。例えば

- 台風第19号の時を思い浮かべれば、金曜日の時点で避難の声かけを十分できるのではないかと思うので、早めに皆さんで手を差し伸べることができればと思っている。
- 委員：訪問看護師は関わっている利用者が動けないような場合が多く、期待されているのはわかる。しかし人数が多いので、支援を訪問看護師がするのか、ヘルパーがするのか等について、個別避難計画作成の場に参加して棲み分けを決める必要があると思っている。
- 事務局：訪問看護師とヘルパーの棲み分けについてある程度考え方の基準を作り、個別に相談しながら決めていくような形が良いかと考えている。相談しながら進めていきたいと思う。

(3) 個別避難計画作成フローについて(資料4・5)

- ・事務局より、前回の議論を踏まえた個別避難計画の作成フローについて説明した。

<質疑・意見等>

- 委員長：資料5の優先順位付けの資料を見ると、支援をする必要がある人数が非常に多いということを感じた。
- 委員：資料4について。個別避難計画作成の取組みには、事業所にも相当協力してもらう必要があると思う。ちょうど介護分野では、各事業所で事業継続計画の作成が義務付けられていて、災害と感染症の二本柱で作成しようとしているところ。実際の災害時は、職員の出勤自体が困難などの場合も考えられるが、利用者の避難支援についてどこまでできるか、平常時に考えて意識づけをしておくことが重要だと考える。
- 事務局：支援計画ができた後は、区民や事業所に内容説明等の機会があると思うので、そういった際には業務継続計画との関連性について意識づけるようにしていただければと思う。
- 委員：業務継続計画と合わせて考えていくことは重要な視点だと思う。業務継続計画の中に、利用者の避難支援を含めて考えておく。答えはないかもしれないが、支援をできない場合のフェイルセーフまで考えておくことが、支援の実効性を高めるには重要なことだと思う。
- 委員：資料5の自力で歩ける、歩けないの区別について。例えば、腹膜透析をされている方は、普段は普通に生活し、自力で歩くことができるが、器材やサポートが必要といった場合もある。今後、資料5の分岐はさらに細かく分かれていくようなイメージか。
- 事務局：優先順位を考える中では難しいところもあるが、個々の状況を聞き取る中で、歩けるけれど高い優先順位で作成すべきなど、一つ一つ考える必要があるかと思っている。そういった際には、医療について詳しい皆さまのご意見を伺いながらできればと考えている。
- 委員長：資料4の手順3という実態把握を、丁寧に実施する必要があるということですね。
- 副委員長：資料5の2枚目、堀船2丁目町会における優先度ごとの人数が振り分けられているが、このように具体的にどのくらいの人数を支援する必要があるのかということがわかると、議論が現実的になる。実際に、この数値を見て、町会の方はどのように思いますか。先程委員長がおっしゃっていたように、同居家族はいるが、時間帯によって支援が望めない場合もある。そういったことを踏まえて、区民意識調査のクロス集計等をどのようにしていくか、会議後でもよいので皆様から意見をいただければ、より有効な分析になる。例えば、回答者は女性の方が多く見受けられるが、もしかすると周囲への期待や諦めについて男女や世代の差が出るかもしれないので、どのような分析が有効そうか、考えてみたいと思った。
- 事務局：委員の皆さんも、区民意識調査の集計についてご意見があれば事務局へお願いします。
- 委員長：そういった傾向もつかみながら検討をしていくということですね。資料5の自力で歩けるということを誤解のないように表現すると、自力で問題なく避難できる人、というやや強めの意味合いが含まれているということをお伝えが必要だと感じた。
- 副委員長がおっしゃった1点目について、町会の実感はいかがでしょうか。
- 委員：名簿登録者が41名ということになっているが、町会への共有を許可され、受領している名簿は23名分だけである。つまり18名分は私どもに紹介がない方ということ。また、その41人が堀船2丁目町会の町会員であるかわからない。実は名簿を共有されて

いる 23 名の方でも、マンションは町会員でありながら、一度も町会の活動には参加され
ておらず、顔も把握できていない方が数人いることを認識している。

町会は名簿登録者全員を把握できているわけではないので、そういったところは問題だ
と認識いただければと思う。

事務局：区民意識調査で町会に加入していると回答したのが4分の3程度いるが、名簿提供に同意
している人は半分程度になる。自分や家族の情報を町会等に公開されるということに抵
抗がある方は多い。今回示した41名というのは、そういった情報提供を拒んでいる方も
含めた数である。

副委員長：自力で歩けないなどの条件で更に絞られた人数感などについて、町会としてはどう思う
か。

委員：名簿を提供されている23人については、元々町会や老人会で活躍された方が寝たきりに
なっている、等の状況は把握している。23人中で、移動が困難そうだと認識している
人は何人かいるが、資料5に示されているほど多いとは思っていなかった。

事務局：比較的元気な人のほうが名簿の情報提供に同意していて、見えていない部分に支援が必要
な方がいる傾向があるのかもしれない。

委員：障害児がいる家庭の場合、他に兄弟がいる、親が介護もしている等の状況の家庭があるか
もしれないので、家族構成をよく確認する必要があると思う。

事務局：住民基本台帳に頼ることが多いが、それだけでは細かい状況までは把握できない。別世帯
だが近所に家族等がいて支援できる、同居家族がいても支援をできるような状況ではな
い、など丁寧に状況を確認する必要があると思う。

副委員長：福祉や介護の事業所と関わっている要支援者は事業所を通して、町会で把握している要支
援者は町会を通してということで、複数の網の目を張って把握していく。作成し
た名簿をバージョンアップしていくことで把握率を上げていき、精度を高めてい
くようなPDCAサイクルをどのように回していくか、プロセスの構築が重要だと思
う。

委員長：この取組みにおそらく完成はないと思うので、プロセスのデザインを考えることはとても
重要だと思う。完成したふりをしないことが極めて重要だと思っているが、区の認識もそ
ういったことで良いか。

事務局：仕組みを検討し、軌道に乗せるのも大変だと思うが、その後気を抜けば機能しなくなる可
能性が考えられる。おっしゃるとおり、PDCAサイクルを構築して頑張っていきたい。

(4) 個別避難計画作成におけるモデル地区の取組みについて(資料6・7)

- ・事務局より、モデル地区の取組み状況について説明を行った。

<質疑・意見等>

委員長：個別避難計画作成シートについて、青と緑の網掛け部分が区で保有している情報から把握
できる部分で、赤字部分はヒアリングで修正した箇所ということなので、区の情報だけ
では現状に即していない箇所があるということがわかった。ヒアリングした結果をこのよ
うにアウトプットすることで実行できるか、シートのデザインも含め、そういった観点で
意見はあるか。

委員：1点目。シートの5ページ目、避難支援方針の、誰が連絡するかというところがいずれも
区職員となっているが、これは具体的にどのようなイメージか。防災無線のような全体的
な呼びかけなのか、個別連絡のようなイメージなのか。

2点目。要支援者の皆様はそれぞれ様々な特徴があるので、モデル地区の取組みも含め
て、福祉関係者としてできる協力は現場でできればと思っている。

事務局：今回議論いただきたいのは、シートの様式や位置づけるべき内容といったところ。この事
例の対象者に対して、実際に区職員から連絡をするかというのは別の話として認識いた
だきたい。

委員：モデルとして区職員にチェックがついていたということで、趣旨は理解した。実際に認知

症で一人暮らしのような状況の方にどのように連絡をしていくか、といったことは、モデル地区の取組みの中で話を聞きながらすり合わせていければと思う。

事務局：連絡を入れるという支援は比較的できそうな支援だが、要支援者の自宅で避難準備を手伝うような支援は誰が適しているのか。自力で移動できない方にタクシーを呼んだ場合、タクシーに乗せるまでで良いのか、避難所まで付き添う必要があるのか。様々な支援に対して、誰が適しているかというのはいろいろあると思うので、今月末のケアマネジャーのヒアリング会でも相談させていただければと思う。

委員：声掛けや避難準備をする支援のスターターを分担するという話と、準備ができて避難所まで移動できたというところまでを誰が統括して把握するか、というところも相談させていただきたい。

事務局：統括の役割については、今後検討したい。

委員長：最初の声かけから避難完了までのプロセスに対して、担当者を記載するような形式にすると、全体把握にも役立つ可能性がある。また、現状の形式だと、チェックを打つことのできた気分になる。消極的にこれしかないと思ってチェックするのと、この人ならできるという意味でチェックをするのは、意味合いが大きく異なるので、カルテの段階ではその違いがわかると良いと思った。

副委員長：シートの6ページ、避難支援者一覧の部分は、備考の記載が重要だと思うので、備考をカテゴリー化して前に持ってきて、それぞれ項目と主体を入れていく、という形式にした方が、流れと連携がよりわかりやすいのではないかと。

このカルテをつくって、どのように活用し、更新できるのか。以前にも申し上げたが、データベース化の可能性などにより、今後の活用方針が変わってくると思う。

例えば、区が介護タクシーを手配と書いているが、もしかすると親族が迎えに来て避難完了しているような状況も考えられる。誰が避難完了して、あと誰に支援をする必要があるのか、といった情報の更新をチェックできるようなシステムまで考えるのか、といった点も気になった。

事務局：システムについては、そのような厚生労働省のシステムが構築されつつあるようで、要支援者の支援にも活用できればと考えている。地図情報で要支援者の居住地などの情報が入るようなシステムで、無事避難したという情報は入力できる可能性があるが、訪問したらいなかったといった情報まで入れられるかどうかは不明である。

シートの避難支援者一覧の備考欄については、副委員長のおっしゃるとおり、修正する必要があると考える。

副委員長：この検討会の本質的な議論ではないかもしれないが、自宅の備えについても記載できるチェック項目があると良いかと思った。

事務局：せっかく訪問させていただく機会なので、様々なことを伝えたり、気づいたことを話したり、いろいろな機会になればと思っている。

委員長：ちなみに、訪問でのヒアリングは大体どれくらいの時間がかかるものなのか。

事務局：私が訪問した際は30分程度だった。おそらく、必要事項の聞き取りだけであれば意外と早いのだが、水害に関して講話をしたので30分くらいだった。また、その家庭では、世帯は分離しているが同居家族のような方がいたため、水害時は一緒に避難するとのことで、必要事項の聞き取りは早かった。一方、区で把握していないような障害の状況があるような家庭では、1時間ほどかかった。

委員長：長いと1時間くらいかかっている。訪問時に実際の備えの確認などをしていくと、改善の余地を発見できるような機会であるため、さっさと進められるとは限らないということですね。

委員：要介護5で体が大きい男性などを、女性1人で支援できるかといった心配もあり、シートに、2人介助が必要、女性1人では厳しいなどの情報を記載できると良いと思った。

事務局：そういった状況は生じると思う。例えば、介護タクシーなどの車両を手配する場合、移送の手助けをしてくれる方が必要とか、そういったこともわかるようなシートにしたいと思う。シートは、例えば3ページの部分は、最低限確認すべき事項は自由記述ではなくチェック項目を設けて、聞き取りに漏れがないようにできればと思う。

- 委員：シートの中に、避難時の持ち物や薬のリストなどを盛り込む必要があるのではないかと、事務局：盛り込むべきと思う。自由記述の様式ではなく、聞き取りに漏れがないような形式を検討したい。
- 委員長：避難先に必要とされる機能があると思う。例えば酸素吸入の方は、酸素ボンベを持参したとしても、なくなった場合を想定して、避難先にも調達しておく必要があると思う。その調達は誰かがやってくれるのか。
- 委員：酸素ボンベは持ち歩きができるサイズになっており、吸入量の個人差により減り方が全く違う。前もって業者に発注をすれば、避難先に用意してもらうことは可能だと思う。また、コンセントと在宅酸素の機械があれば、停電にならない限りは酸素を生み出すことができる。
- 委員長：ケース・バイ・ケースで、しかるべきときまでに様々な準備を終えていないと、避難ができない。そういった情報も含めてシートに入っていると良いということですね。
- 事務局：おっしゃるとおりで、各要支援者への聞き取り調査の際には、こういった状況に詳しい者にも聞き取りに参加してもらう必要があると考えている。
- 委員：ケアプランであれば、本人に説明し、交付した後は関係者が持っているような状況だが、このシートができたらどのような形式で管理され、共有されるのか。名簿の情報提供の同意に躊躇しているような方も含めて理解いただくためにも、管理や共有についてのイメージを確認させていただきたい。
- 事務局：今回の対象者は、おそらく名簿の情報提供に同意いただいている方になる。情報提供に同意いただけない方は、個別避難計画の作成まで至ることが難しい。したがって、同意いただけない方への働きかけが重要だと認識している。
- 委員長：区と福祉専門職を中心として手順2から手順7まで実施するような流れになっているが、地域、町会の役割はどういったことを想定しているか。
- 事務局：自力や家族で避難はできるが、声掛けが欲しいという要支援者は多くいると思うので、そういった方への呼びかけを、町会中心にやっていただく。また、先程お話にあったように、名簿登録者の中でも、可能であればよく知った方の移動支援をしていただく。そのようなことを考えているが、いかがでしょうか。
- 委員：受領している名簿の登録者23名の多くは顔見知りであり、町会役員の中での担当を決めており、連絡をしましょうということになっている。ただし、今日の議論のように、どうやって避難するか細かいところまでは、まだ考えることができていない。
- 区民意識調査の結果で、4割程度が近所、町会、自治会に支援してもらいたいという結果があった。この4割の方は、もともと町会と関わりがある方なのだと思う。いずれにせよ、こちらで把握している要支援者についてはお手伝いできればという考えであるが、把握していない方、重度の方に関してどうするかということは、考えることができていない。
- 事務局：顔見知りでない方、平常時に名簿情報を共有されていない方に対して、いざという時に助けに行くというのは難しいことだと考える。いただいたご意見も参考に、担当する支援者の方向性のようなものを示すことができればと思う。
- 委員：避難支援者一覧に施設名を記載するのは良いのだが、施設側が本当にできるのか、職員が本当に来れるのか、という観点も重要だと思う。実際にヘルパー派遣事業所などと調整をしないと厳しいと思う。
- 事務局：現状、誰に支援してもらうか具体的なところまでは踏み込んでおらず、福祉専門職などと協議しながら果たしていただきたい役割などの方針を考えているところ。個別の支援担当者はまた考えて、その人が来れなかった場合のフェイルセーフといったところもまた考える必要がある部分だと思っている。
- 委員長：段階的に検討を進めるしかないと思う。まずはこのシートの完成度を高めて、抜け漏れのないように必要事項を把握する。そうすると、支援のニーズが把握できる。そのニーズに対して、現状の地域内のリソースで対応可能かというチェックをする必要がある。対応で

きないと判断された場合、どのように解消するか議論することで、完成に近づくのだと思う。したがって、現段階ではシートの完成度を高め、きちんとニーズを把握するところから始めるということだと思う。しばらくは完成しないが、課題は関係者で共有できている、という状態は作れるのではないか。

副委員長：個別避難計画を作成するにあたって、まず前提の理解から、聞き取り調査のポイント、支援者による支援は確実なものではないということなどが記載されているマニュアルが必要だと思う。

また、自助で備えるべき準備や、持ち出し品の内容も、現状のシートに記載できる箇所があったが、カテゴリー別に聞き取り、絶対に持ち出すべき物をリストとして記載できるような形式にすると良いと思った。

委員長：介護認定は誰がするものか。

委員：北区でいえば、民間の介護事業所の職員が研修を受けて調査をする場合、社会福祉協議会の方がする場合などがある。

委員長：経験からいうと、介護認定の調査はマニュアル的に実施されているように思う。自身の父親の担当ヘルパーやケアマネジャーは、心で付き合っているので、聞き取りのシートが多少いい加減でも、しっかり調査をしてくれそう。こういった調査は、いかに心を入れて調査をすることが重要かと思った。

事務局：実際に聞き取り調査をやってみて、計画策定に関わる者からの丁寧な説明というのは本当に重要なことかと思った。マニュアルも作成するつもりである。加えて、訪問時は知識や経験のある方に同行いただくことも効果的なので、その両面から頑張っていきたい。

(5) 要配慮者利用施設の避難について（資料8）

- ・ 事務局より、要配慮者利用施設の避難確保計画についての課題等について説明を行った。

<質疑・意見等>

副委員長：厚労省の老健事業で、介護施設等の「防災・減災対策のあり方に関する調査研究事業」の委員を務めている。その報告書案によれば、特定施設での避難確保計画策定状況が悪い、避難訓練が実施されていない、そういったことが課題としてある。

水平避難ができる場所をあらかじめ想定した避難確保計画の作成をどのように導いていくか、というのが課題だと報告書でも述べられていた。

そういった中で、計画策定時のアドバイスを受けることができない、どこに相談したら良いかわからない、といった意見が多くあった。それを踏まえて、北区では、行政と協働しながら、水平避難の場所の確保と、そこでサービスを提供できる仕組みを想定しながら計画を作ることが大事かと思う。

委員長：資料8の3-(1)に関して、民間救急や介護タクシーがでてくるが、北区内に何台くらいあるのか。

事務局：10件程度の業者等に電話をしたが、何台も所有しているということではなく、それぞれ1台か2台程度であった。

委員長：必要量に対して、区内に存在する介護タクシーや民間救急は、微々たるものであるという現実がわかった。

事務局：その他に、普通車両のタクシー事業者やバス事業者と協定を結んでいるので、普通車両に座ることができる要支援者であれば、協定を活用しての移動支援が可能かと思う。特別な車両の準備はなかなか難しい。

委員長：3-(3)に関しては、垂直避難のリスクと水平避難のリスク、どちらが高いかということに尽きるのか。

事務局：区としては、2年前に基本方針を定め、早い段階での水平避難を推奨し、取り残された際のリスクを回避することが最善だと考えているが、実情として難しいという施設の意見もある。

- 委員 長：移動して避難先で過ごすことにリスクがある場合、垂直避難して残る選択をしてもリスクがある。そのリスクの大小関係で、究極の選択をせざるを得ない、という状況もあるということ。
- 副委員 長：関わった調査研究事業で出た数値でいうと、2,500施設からの回答で、水平避難場所を実際に確保しているのは6割だった。これをいかに高めていくかということが課題だと認識している。
水平避難場所を考えると、自治体が指定する避難所を頼りにしている施設が多く、自治体による場所の確保を安定的に実施する必要がある。その後、移動手段をどう考えるかということになると思う。場所とそこまでのアクセス、この2点を考えなければならない。
- 事務 局：場所の確保は行政でも頑張りたいと思っており、いろいろな施設に打診するなど、今後取り組んでいければと思うが、移動手段の方が課題だと認識している。本日は移動手段の方を議論いただければと思う。
- 委員 長：水害の形態にもよるが、東京は避難が必要な人数が多いため、郊外に比べておそらく条件が悪い。そういった点では、場所の確保もかなり困難ではあると思うが、場所は確保できたという仮定で移動手段について議論するということですね。
- 委員：都の施設である特別支援学校には、車いすが複数台乗るような送迎用のバスがある。肢体不自由の方向けの生活介護施設にも、送迎バスがある。そういったところに協力いただくことはできないか。民間の普通のタクシーも、車いすが乗れる体にはなっているが、実際に乗ろうとすると大変時間がかかる。費用のことはわからないが、学校や生活介護施設のバスを活用できないかと思った。
- 事務 局：お金がないから命を救えないというのはあってはならないと思うので、それは別途考えることとする。都立の施設については、避難者の受入れ協定の話は進めているが、移動手段の話はしていなかった。
- 副委員 長：北区の特別養護老人ホームは、高台に位置している施設も結構ある。通所介護事業所は、大雨が予想される場合などは閉じることが一般的になってきている。また、通所介護事業所は、特別養護老人ホームに併設されていたり、送迎バスを有していたりする。そういったことを踏まえると、事業所間で防災ネットワークを構築することもできるのではないかと考えた。
- 委員：台風が接近する予想がつく場合には、通所系事業所は朝から休止とするだけでなく、早帰りするなどの対応を取る施設もある。この時、自宅へ帰るのではなく、避難所に行き早急な避難をするということも考えられる。しかし、介護保険の制度上、デイサービスの送迎は自宅にしなければ減算されるようになっている。新型コロナウイルス感染症の関係では、その部分に関して臨時の取扱いという形で対応してもらっているため、災害時にもこういった特例のような扱いを認めてもらえると、色々アイデアも出るかと思った。
- 事務 局：高台に位置する特別養護老人ホームに併設されている通所施設は、地震等で福祉避難所になることもあり、基本的には施設ではなく個人の受入れに活用するという取扱いになっている場合がある。移動について協力いただける可能性というのは、有効なご意見だと思う。施設所管課から何か意見はあるか。
- 委員：水害時の福祉避難所としては高台の福祉施設等が想定されており、低地の方を避難させる場所として捉えている。個人の避難手段としてもそういった施設の車両等の活用を想定しているとのことで、個人の避難と施設の避難はリンクしている話になると思う。区内の施設は限られているので、どのように整理をしていくかが重要だと思う。
- 委員 長：いずれにせよ、使えるものを使うための促進策、支援策が必要だということ。事業所間のネットワーク、行政からの支援、原理原則を外す、等いろいろなアイデアがあるので、それらを最大限に使ったときに、どの程度をカバーできるかということが今後の課題かと思う。それでもなお足りないという可能性もある。
- 委員：自身の特別養護老人ホームは、垂直避難で計画を立てている。115床のうち、8割程度が

車いすだとして、キャラバンやハイエースには、車いすが最大2台しか乗れない。併設されている通所施設の規模にもよるが、以前いた施設では4台しかなかった。この台数では、入所者全員を移動することができない。また、ドライバーは非常勤が多い、ハイエースなどの大きな車両を運転できない若い職員が多い、などの問題もある。以前は浮間にいたが、橋を渡る必要があることや渋滞などの問題もあった。このような状況で、各種フォローがあったとしても、必要な方全員を移動させることができるイメージがつかない。そこを解決しない限り、できないことを計画書にするわけにはいかないので、避難計画の作成が難しい。

事務局：荒川氾濫で最大2週間の浸水継続時間があるとして、それに対してどのような備えをしていくかという検討もあるかと思う。現在進められている国の検討では、水平避難を実施するための取組みもされている中で、人手不足や渋滞回避などについては施設側と意見が平行線のままだという思いがある。これだけ課題があるので、どういったことができるか、引き続き皆様と検討を続けていきたい。

委員長：あえて変なことを言いますが、割り切って垂直避難にしたとする。浸水後に救援する能力はあるのだから、垂直避難した健常者ではなく、やむなく垂直するしかなかった人を中心に救援することとする。1日あたり何人救援できるかという上限を検討し、その人数分は取り残されてもいいという、積極的な取り残され計画というの、一つのアイデアとして考えた。

委員：堀船2丁目町会でも、垂直避難にすべきではないかという意見が多々出ている。堀船全体で、2階まで浸水する地域はおそらく半分以下だと思うと、近くの堀船小学校の3階にでも避難させてもらうのはどうかという意見がある。堀船小学校は浸水するが、水が引き、流れがない状態で数十センチの浸水という状況であれば、歩いて飛鳥山の上まで買い物に行けるのではないかと、という考えもあり、垂直避難も認めてもらいたいという考えがある。

副委員長：たしかに、荒川沿いで4階建ての上階に高齢者等を避難させることで垂直避難もできると思うが、遠くまでいけない高齢者等が大量に来て、パニック状態になる可能性も考えられる。例えば、50センチの浸水が3日で引くレベルの浸水時の避難先と、最大2週間水が引かないレベルの浸水時の避難先、と色々なパターンを想定して、選択肢を多く用意しておくことが必要だと考える。

委員長：基本的には避難できる人は水平避難という原則は変えないものとして、例外的な垂直避難、救援能力に応じた垂直避難という考えもあるかもしれないが、フェイルセーフとして多様な選択肢をもって計画化していくということが重要だと思う。100%の正解はないかもしれないが、社会が抱えるリスクをできる限り最小にできる答えを、次回以降も継続的に議論できればと思う。

4. その他

- ・ 事務局より、今後のスケジュールについて説明した。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

5. 閉会

- ・ 事務局にて、本日あがった意見以外にも、資料10の様式で意見を受け付ける。
- ・ 事務局にて、閉会の挨拶を行った。

区民意識調査の実施状況について

1. 調査の目的

本調査は、荒川氾濫時の浸水リスクがある避難行動要支援者名簿の登録者に対して、大規模水害時の避難に関する意識や考え方、不安に思っていることなどを確認することを目的に、アンケート調査として実施するものである。

2. 調査内容

実際に配布したアンケート調査票は、P.34 **参考資料**のとおりである。

3. 回答状況

回答は、4月1日（金）時点で、計2,654通を受領している。

無効回答（※）23通を除き、2,631通に対して集計を行った。

アンケート回収状況	合計
発送 (A)	5,803
宛名不明による返送 (B)	103
返送状況 (Z)	2,654
無効回答 (C) ※	23
回収率 Z/(A-B)	46.5%
有効回答率 (Z-C)/(A-B)	46.1%

※無効回答と判断した回答は、以下のような回答である。

- ・死亡/施設入所/入院などの理由により、白紙回答などで返送されたもの。
- ・回答用紙の汚破損、無記入などにより、大規模水害の避難に関する設問（問9以降）の回答がないもの。

4. 集計項目（単純集計）

1.あなたのことについて					
問1	あなたの年代	P.2	問2	あなたの性別	P.2
問3	家族の構成	P.2	問4	自宅の居住形態	P.2
問5	町会・自治会の加入状況	P.3	問6	民生委員・児童委員との関わり	P.3
問7	介護・障害の状況	P.4	問8	サービスの利用状況	P.4
2.荒川氾濫に伴う大規模水害について					
問9	荒川氾濫時の最大浸水深の認知	P.4	問10	荒川氾濫時の重大なリスクの認知	P.5
問11	荒川氾濫時の避難行動	P.5	問12	垂直避難/避難しないなど考える理由	P.6
問13	避難タイミングの考え方	P.6	問14	高台の避難先への移動手段	P.7
問15	避難支援者が身近にいない場合に希望する支援者	P.7	問16	自力移動困難な場合、名簿状況提供可否の考え方	P.8
問17	避難に際し、特別に用意が必要なもの	P.8	問18	避難所生活で必要なこと	P.8
問19	大規模水害からの避難に関して思うこと	P.9			

5. 集計項目（クロス集計）

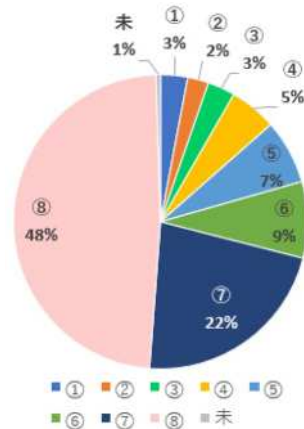
問1 ×	問5	年代×町会・自治会加入状況 ★	P.10
	問9	年代×最大浸水深認知	P.11
	問10	年代×重大リスク認知	P.12
	問11	年代×避難行動	P.13
	問13	年代×避難タイミング	P.14
	問14	年代×避難先への移動	P.15
問2 ×	問9	性別×最大浸水深認知	P.16
	問10	性別×重大リスク認知 ★	P.17
	問11	性別×避難行動	P.18
	問13	性別×避難タイミング ★	P.19
問3 ×	問14	性別×避難先への移動	P.20
	問11	世帯構成×避難行動	P.21
	問13	世帯構成×避難タイミング	P.22
問4 ×	問14	世帯構成×避難先への移動	P.23
	問5	居住形態×町会・自治会加入状況 ★	P.24
問6 ×	問11	居住形態×避難行動 ★	P.25
	問8	民生・児童委員との関わり×福祉サービス利用状況 ★	P.27
問7 ×	問6	介護・障害の状況×民生・児童委員との関わり ★	P.28
	問9	介護・障害の状況×最大浸水深認知	P.29
	問10	介護・障害の状況×重大リスク認知 ★	P.30
	問11	介護・障害の状況×避難行動 ★	P.31
	問13	介護・障害の状況×避難タイミング ★	P.32
	問14	介護・障害の状況×避難先への移動	P.33

※★付きの項目は、浅野副委員長よりいただいたご意見を参考に、集計を実施したもの。

アンケート集計結果（単純集計）

問1 あなたの年代について、ご回答ください。

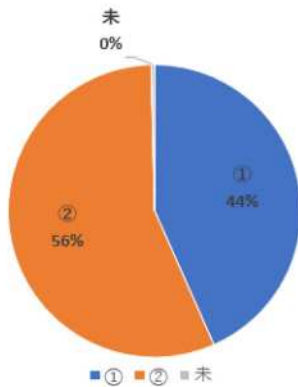
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①10代以下	79	3.0%
②20代	61	2.3%
③30代	81	3.1%
④40代	138	5.2%
⑤50代	187	7.1%
⑥60代	222	8.4%
⑦70代	587	22.3%
⑧80代以上	1,265	48.1%
未回答	11	0.4%
総回答数	2,631	100%



※複数の選択肢を回答している場合が5件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。なお、年代については名簿情報から確認できるため、今後修正予定。

問2 あなたの性別について、ご回答ください。

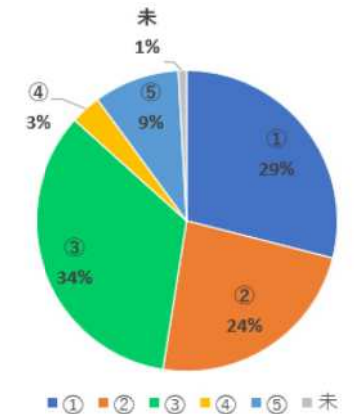
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①男性	1,141	43.4%
②女性	1,480	56.3%
③左記に当てはまらない	1	0.0%
未回答	9	0.3%
総回答数	2,631	100.0%



※複数の選択肢を回答している場合が3件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

問3 あなたと一緒に住んでいるご家族の構成(世帯構成)について、ご回答ください。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①一人暮らし	765	29.1%
②夫婦のみ	623	23.7%
③親と子(2世代)	903	34.3%
④祖父母と親と子(3世代)	86	3.3%
⑤その他	236	9.0%
未回答	18	0.7%
総回答数	2,631	100%

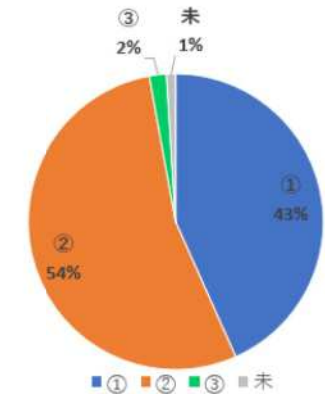


※複数の選択肢を回答している場合が39件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

問4 あなたのご自宅の居住形態について、ご回答ください。

●居住形態の割合

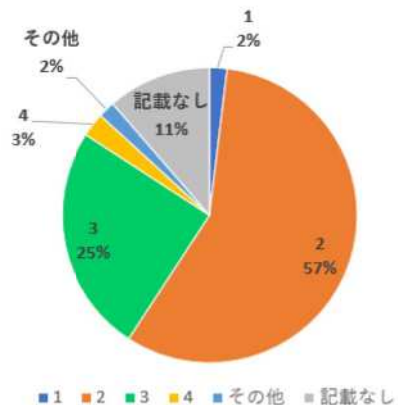
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①一戸建て	1,142	43.4%
②共同住宅	1,424	54.1%
③その他	49	1.9%
未回答	16	0.6%
総回答数	2,631	100%



※複数の選択肢を回答している場合が22件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

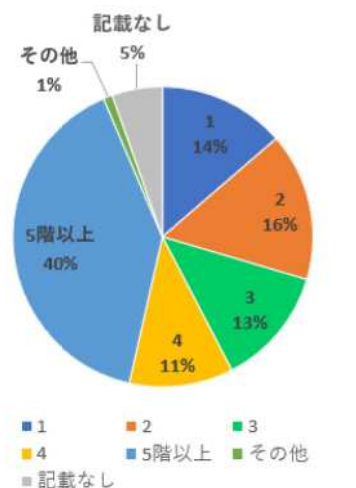
●一戸建て世帯の階数

回答	回答数(件)	割合(%)
1階	22	1.9%
2階	655	57.4%
3階	285	25.0%
4階	30	2.6%
その他	21	1.8%
記載なし	129	11.3%
総回答数	1,142	100%



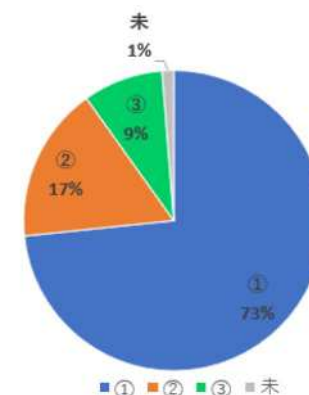
●共同住宅の居住階数

回答	回答数(件)	割合(%)
1階	194	13.6%
2階	227	15.9%
3階	182	12.8%
4階	159	11.2%
5階以上	571	40.1%
その他	14	1.0%
記載なし	77	5.4%
総回答数	1,424	100%



問5 あなた、もしくはあなたのご家庭について、町会・自治会に加入していますか。

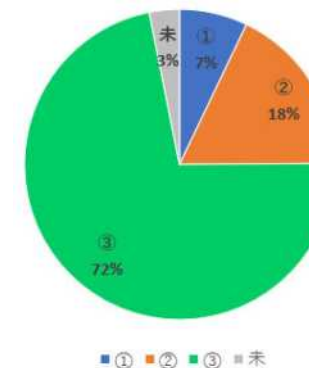
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①はい	1,937	73.6%
②いいえ	441	16.8%
③わからない・知らない	229	8.7%
未回答	24	0.9%
総回答数	2,631	100%



※複数の選択肢を回答している場合が5件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

問6 あなたは、民生委員・児童委員とどのような関わりがありますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①定期的に訪問などを受けており、関わりを持っている	188	7.1%
②どの人かは知っているが、あまり関わりはない	471	17.9%
③わからない・知らない	1,901	72.3%
未回答	71	2.7%
総回答数	2,631	100%

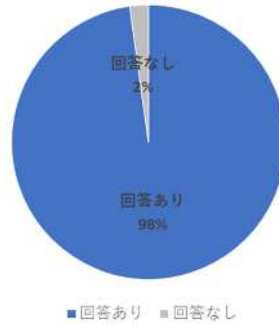


※複数の選択肢を回答している場合が8件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

問7 あなたの介護・障害などの状況について、該当するものをご回答ください。(複数回答可)

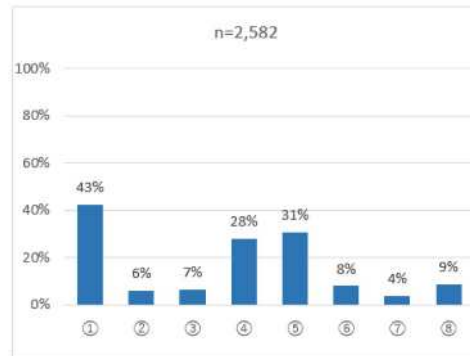
●回答率

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	2,582	98.1%
回答なし	49	1.9%
総回答数	2,631	100%



●介護・障害の状況 (複数回答あり) n=2,582

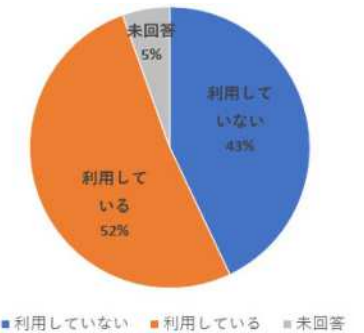
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①要介護	1,100	42.6%
②視覚障害	153	5.9%
③聴覚障害	169	6.5%
④肢体不自由もしくは体幹機能障害	720	27.9%
⑤内部障害(心臓・じん臓・呼吸器など)	796	30.8%
⑥知的障害	209	8.1%
⑦精神障害	95	3.7%
⑧該当するものはない	228	8.8%



問8 あなたは日頃、介護保険サービスや障害福祉サービスで外部事業者を利用していますか。

●回答率

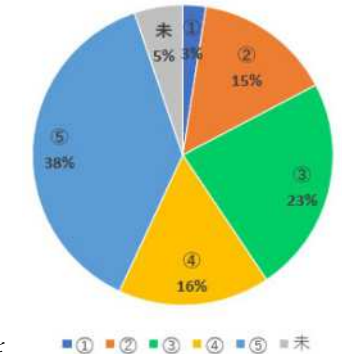
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
利用していない	1,130	42.9%
利用している	1,357	51.6%
未回答	144	5.5%
総回答数	2,631	100%



※利用しているサービスの種類の集計は、今後実施予定

問9 荒川氾濫時の自宅の最大浸水深について、知っていますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①0.5m未満	65	2.5%
②0.5～3.0m	390	14.8%
③3.0～5.0m	613	23.3%
④5.0m以上	430	16.3%
⑤わからない・知らない	996	37.9%
未回答	137	5.2%
総回答数	2,631	100%

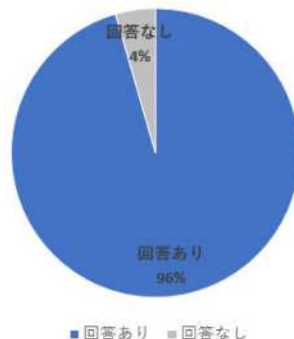


※複数の選択肢を回答している場合が33件あった。この場合、浸水深を認知できていない回答(⑥)や浸水深の大きい方として、大きい数字の選択肢として計上している。

問 10 荒川氾濫時に自宅で発生する可能性がある重大なリスクについて、知っていますか。(複数回答可)

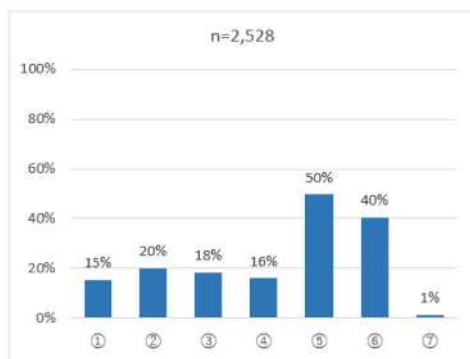
●回答率

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	2,528	96.1%
回答なし	103	3.9%
総回答数	2,631	100%



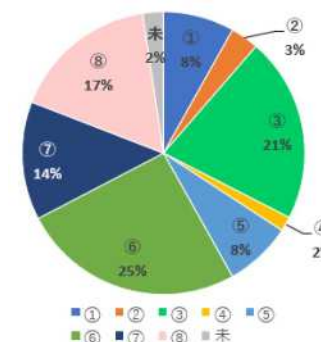
●重大リスク (複数回答あり) n=2,528

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①浸水が数日続く(3日(72時間)未満)	383	15.2%
②浸水が一定以上続く(3日(72時間)以上、2週間以内)	506	20.0%
③浸水が長く続く(2週間以上)	465	18.4%
④氾濫の水流による家屋倒壊の発生	404	16.0%
⑤ライフライン(電気・ガス・水道)が停止する	1,255	49.6%
⑥わからない・知らない	1,022	40.4%
⑦その他	33	1.3%



問 11 あなたは、荒川氾濫に伴う大規模水害が想定される場合、どのような避難行動をとりますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する(区が最も推奨する避難行動)	214	8.1%
②浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する(区が最も推奨する避難に類似する行動)	85	3.2%
③自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所に避難する(区が推奨する避難行動)	557	21.2%
④車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難する	44	1.7%
⑤近所の高くて堅牢(コンクリートや重量鉄骨造など)な建物で、想定浸水深以上の上階へ避難する	202	7.7%
⑥自宅上階(想定浸水深以上)に避難する	670	25.5%
⑦避難することは、考えていない	356	13.5%
⑧わからない	441	16.8%
未回答	62	2.4%
総回答数	2,631	100.0%

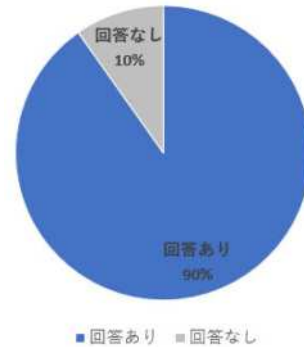


※複数の選択肢を回答している場合が482件(18.2%)あった。この場合、水害避難行動を考えたときに危険側を想定した回答を集計するため、大きい数字の選択肢として計上している。

問 12 問 11 で⑤・⑥・⑦・⑧を選択された方は、その理由をご回答ください。(複数回答可)

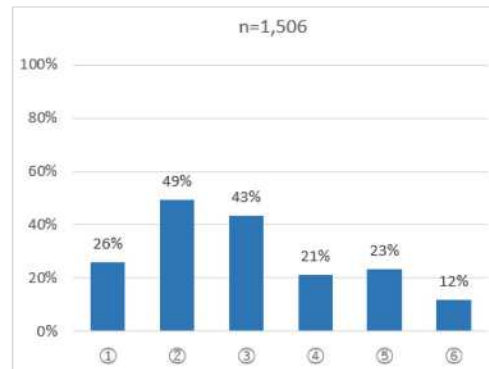
●問 11 で⑤・⑥・⑦・⑧を回答した方における回答率

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	1,506	90.2%
回答なし	163	9.8%
総回答数	1,669	100.0%



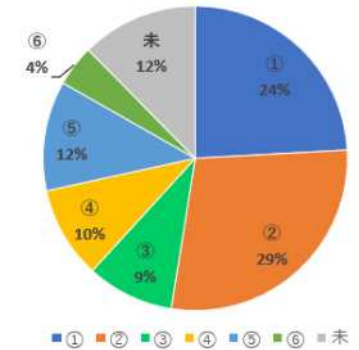
●問 11 で⑤・⑥・⑦・⑧を選択した理由 (複数回答あり) n=1,506

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①浸水しない地区にいる親戚や知人がいないから	393	26.1%
②避難場所などへの移動が困難だから	745	49.5%
③水が引くまで、自宅などの上階への避難で耐えることができると思うから	653	43.4%
④避難場所などでは、不特定多数の住民との共同生活が困難だから	323	21.4%
⑤避難場所などの設備では、生活が困難だから	352	23.4%
⑥その他	178	11.8%



問 13 あなたの避難先へ避難する適切なタイミングの考え方について、ご回答ください。

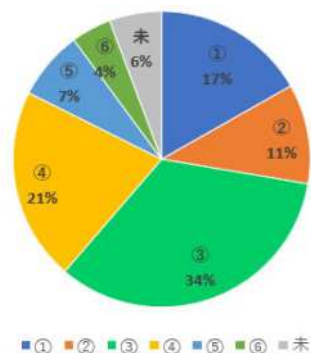
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①気象情報や北区の避難情報を自分で入手し、避難すべきタイミングを自分で判断する。	635	24.1%
②自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、同居家族の判断に合わせる。	747	28.4%
③自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、普段関わりのあるご近所さんなどに教えてもらう。(教えてもらえるようお願いしている。)	244	9.3%
④自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しい。(避難情報を教えてくれる人が身近にいない。)	257	9.8%
⑤避難に関する情報の入手などについて、考えたことがなく、わからない。	307	11.7%
⑥その他	115	4.4%
未回答	326	12.4%
総回答数	2,631	100.0%



※複数の選択肢を回答している場合が 238 件 (9.0%) あった。この場合、水害避難行動を考えたときに危険側を想定した回答を集計するため、大きい数字の選択肢として計上している。

問 14 あなたは、北区が推奨する高台にある避難先への移動を自力(徒歩、公共交通機関、自家用車など)でできると思いますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①自力での移動は、問題なくできる	441	16.8%
②自力での移動は可能だが、家族などの付き添いがないと不安である	287	10.9%
③移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。なお、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいる	885	33.6%
④移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。しかし、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいない	555	21.1%
⑤一般的な乗用車があったとしても、家族など身近な人では移動の支援ができず、介護や医療の専門の人がいないと移動ができない	198	7.5%
⑥その他	115	4.4%
未回答	150	5.7%
総回答数	2,631	100.0%

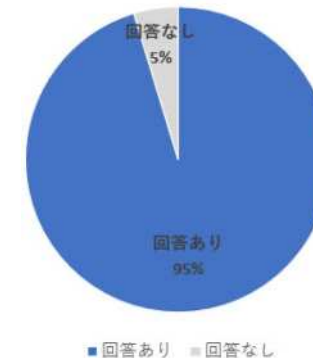


※複数の選択肢を回答している場合が 259 件 (9.8%) あった。この場合、水害避難行動を考えたときに危険側を想定した回答を集計するため、大きい数字の選択肢として計上している。

問 15 問 14 で④を選択された方は、ご回答ください。避難が必要になった時、誰に支援してもらえたらよいと考えますか。(複数回答可)

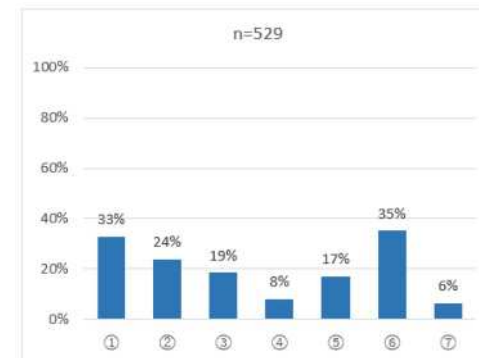
●問 14 で④を回答した方における回答率

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	529	95.3%
回答なし	26	4.7%
総回答数	555	100%



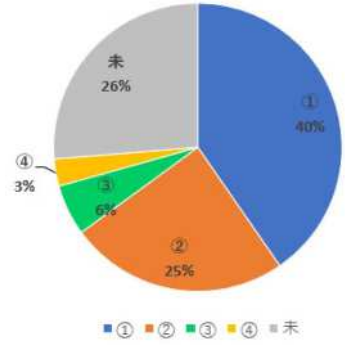
●誰に支援してもらえたらよいと考えるか (複数回答あり) n=529

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①普段利用している介護・福祉のサービスの担当者・訪問看護担当者	174	32.9%
②近所の住民	126	23.8%
③町会・自治会の役員	98	18.5%
④民生委員・児童委員	43	8.1%
⑤離れたところに住む親戚・知人	90	17.0%
⑥思いつかない・特にいない	186	35.2%
⑦その他	33	6.2%



問 16 問 14 で④・⑤を選択された方は、ご回答ください。避難が必要になった時、安全な避難のため、町会・自治会の役員や民生委員・児童委員などに対して、あなたの氏名や住所、電話番号、介護や障害の状況などの情報を提供することについて、どのように考えますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①必要なことであり、特に問題はないと考える	304	40.4%
②必要なことと理解するが、他者に自身に関する情報を提供することには不安がある	185	24.6%
③町会・自治会の役員や民生委員・児童委員などに自身に関する情報を提供することには、承諾しかねる	43	5.7%
④その他	23	3.1%
未回答	198	26.3%
総回答数	753	100.0%



問 17 避難にあたり、障害・介護の状況からあなたが特別に用意しなければならないと思うものをご回答ください。(自由記述)

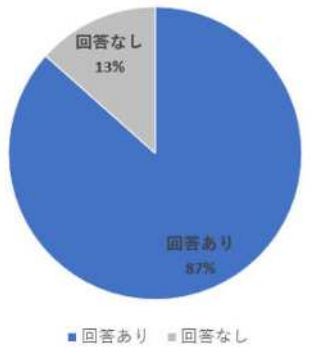
薬	オムツ
車椅子	杖
酸素ボンベ	人工呼吸器外部バッテリー
吸引器	筆記用具(筆談用)
補聴器(電池)	ストーマパウチ
胃ろう用器具	栄養剤
血圧計	透析液バッグ
カテーテル出口部手入れ用のガーゼ	など

※2,631件の回答のうち、708件に記載あり。

問 18 避難所生活を考えた場合、あなたにとって必要なことをご回答ください。(複数回答可)

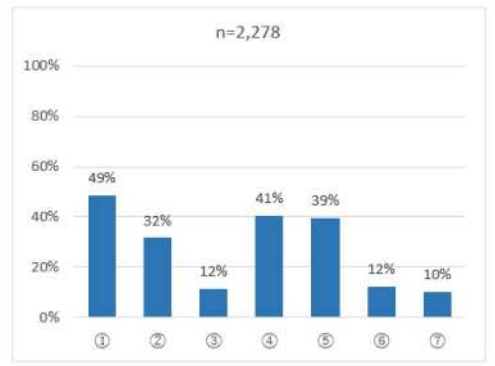
●回答率

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	2,278	86.6%
回答なし	353	13.4%
総回答数	2,631	100%



●避難所生活に必要なこと(複数回答あり) n=2,278

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①スロープやトイレなど避難所のバリアフリー化	1,106	48.6%
②専門家によるケアを受けることができる体制	723	31.7%
③医療機器などを使うための電源	263	11.5%
④不特定多数の住民との共同生活とならないような空間	923	40.5%
⑤床では起き上がれない、介助が必要などの理由でベッドが必要	899	39.5%
⑥特になし	281	12.3%
⑦その他	229	10.1%



問 19 大規模水害からの避難に関して、疑問や不安なことなど、ご意見があれば記入をお願いします。(自由記述)

●問題意識や不安

私は親ですが（75才）子供はもうすぐ50才。障害者なので私が手をつないで歩かないとだめなので先の事は考えられない。
車いすの生活ですので、共同生活は不安がある。目のみえない老犬もいるのでおいていけない。なるべく備蓄しておくようにしたい。
上階への避難（縦方向への行動）はむずかしい。移動は車イスが中心になる。狭いスペースでの往来はきびしい。トイレ、入浴などはバリアフリー用で、場合によっては介助が必要になる。
家は二階だけですので、近所の人は屋根に上がったらと申しますがむりです。しかたないのであきらめています。主人は介護が必要で少し歩けませんし、娘は会社ですのでもとも不安です。パソコンもありませんし、テレビだけです。
障害者の避難先が明確でないと思います。（一般の人と一緒に）
参考資料の地図が小さすぎて老人には見えない。一人暮らしで近所も老人だらけで頼りになる若い人がいないし、付き合いがない。近い避難場所が滝5ですが、高台にないのでどこに行ったらいいのかわからない。滝小で働いていたので場所はわかりますが、行けるのかわかりません。
現在、自力歩行が出来ないので、車椅子が必要となります。又、他に障害がある為、車椅子を操作する人が必要です。特に老々介護（夫婦のみの生活）の為、不安ですが、14建のマンションの13階に住宅しているので、少しは安心かと思っております。
・外国人なので、情報が伝わらない場合があるのではないかと不安です。
父が別の場所に避難し、生活する事になった際、自宅にある透析のセットを持って行く事ができなかった場合の過ごし方等が不安です。
近所に家族はいるが、平日の日中は家族は仕事の為一人になるから不安。
知的障害があるので、不特定多数の住民との共同生活は難しい可能性あり、大規模水害となると、避難場所に皆入る事は困難と思う。障害者のための避難場所をある程度決めて頂いた方が、この様な災害の時には行きやすいと思う。
高齢（92才）で単身生活、親族は他区にいて緊急時は頼りにならない。水害や災害の時、近くに相談出来る人が欲しい。
・初めての場所では落ちつかなくなり、トイレも入りたがらない。 ・避難生活が長くなった場合に他の人との区切りがないと声を出したり、身体を揺らしたりの行動が多くなる。 ・周りの人に手を出すことがあるので周りの人との距離が必要。
避難所への移動には支援する人が必要であるが、家族や慣れた人でないと難しく、自宅3階にとどまることが今現在は一番かと思われる。自閉症で音に過敏ということや発作もあることを考えると、多くの人が集まる所への避難は大変で、とても不安がある。
自宅避難の場合の支援はあるのか？水・食料・等。
透析をしている為、避難してからの病院情報が早くわかれば助かります。薬も多く服用していて、自宅から持ち出せれば良いが、何も持たず避難した場合は数日以上になると不安です。
・高齢者の多い街なのに、避難場所が遠く、避難経路の分かりにくい高台にある。 ・大雨時の避難のタイミングがわかりにくい。 ・防災無線による呼びかけも（大雨時）全く聞きとれない。（大雨時でなくても高齢者には聞きとれない。）

●要望

地域ごとの細かな情報をお願いしたい。
スマホで通知（避難情報）してくれると助かります。そして文字で（これ重要）。
耳がきこえないので情報が入らないことが不安。目で見てわかるように情報をボードなどに書いて欲しい。
夫婦共に高齢者であり、特に妻には訪問介護中でありますので、自宅近くに指定避難場所（建物）があれば強く要望致します。
盲導犬と暮らしているため、避難所へ行ってもスムーズに受け入れてもらえるか、周囲の人とトラブルにならないか心配です。区でも確認、周知をお願いします。
寝たきりのため、一般の避難所では困難と考えますが、区内のどこに避難所があるか、指定の場所に避難したときに、必要な設備などがあるのか、情報が全くなくわかりません。適切な情報を公開して欲しいです。また、以前台風の時にも、要介護者が避難すべきタイミング等の連絡はなく、区の体制は全く役に立ちませんでした。
現在、アンケート調査の宛名該当者は高台に位置する施設を入所利用の為、大規模水害の際の安全確保はされています。しかし、同じ状態（要介護者）の人が、水害により避難しなければならない場合は避難ルート、方法、避難先での生活など多岐にわたり、難しいと思います。自ら自分に必要な日常の諸々の物品を揃えて避難するのは尚、困難。自治会もそのような要介護者・障害者への対応がどの程度可能かは今回の調査で推し測り、防災の住民の安全へつなげて下さい。また、今回のこの調査結果に基づいた取り組みは区民に広く知らせてほしいと思います。
とにかく早めに（まだ雨が降っていない頃にも）避難所を開けてほしいです。聞いたら、確実に連絡がくるようになるかとすかります。家族全員が避難所に行くためには車で2往復しないとならないし、オムツなどの荷物も多くなるし…本人の不安が大きくなり不穏になるとまわりへの迷惑も大きくなると思いますので、なるべく慣れた場所、いつも通っている施設に避難できるとありがたいです。水害はほんとうに心配です。
1年程前、訪看さんと災害時個別支援計画書を作成しました。その時点で、人工呼吸器を使用している方が使える避難所が北区にない事に驚きました。問17であげたように、本人の生命維持の為に必要な物は家族が手に持って運べるような量ではありません。避難所生活をすると仮定すると、介護者の仮眠も含め、最低3畳程のスペースと、3～6個の電源が必要です。さらに介護者1人が数日以上全て1人で介護を行う事も不可能と考えます。高台にある病院・介護施設・特別支援学校なども重度障害者用の避難場所として、区が主導して手配していただくと、本人や家族が自宅にとどまろうとする選択肢が減ると思います。それから、荒川堤防のかさ上げ工事により堤防決壊のリスクが低くなったとの事、皆様に感謝します！！
荒川・隅田川のすぐ近くに住んでいる（4F）ので、このようなニュースやアンケートなどみると新ためて恐ろしいと思う。大規模訓練が必要かと思う。
どこへ避難してよいかわからない。タイミングもわからない。低地帯の人と高地帯の人とのペアリングなどを（水害時や他のことでも）行政が行ってくれるといいなと思う。
以前、台風19号、2018だったか覚えていないのですが、赤羽台の中学校や小学校に避難したいと思い車で行きました。そこでは避難場所指定になっていたのですが、あいていませんでした。後日確認したら地震の時だけと区役所の方に言われました。もっとわかりやすくしてほしいです。又、ペットも家族です。命を大切に言うのであれば弱者、ペットの事を真剣に考えてほしいです。☆避難場所をもっとわかりやすく説明してほしいし、PCで確認してくださいと言われても、できない方もいると思います。HPを見る事もできない方もいらっしゃると思います。もっと思いやりのある説明を願います。

※2,631件の回答のうち、841件に記載あり。

など

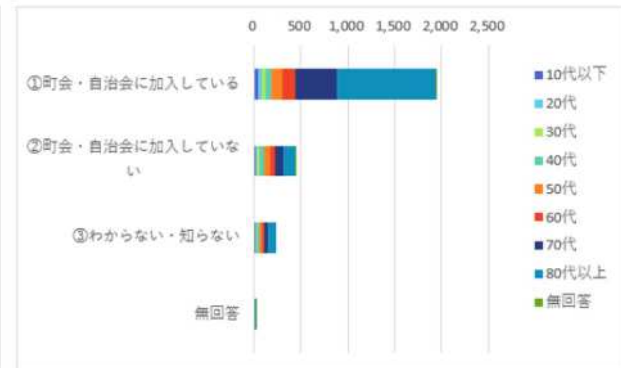
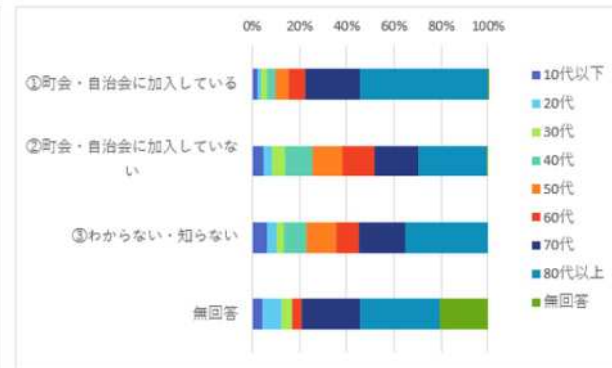
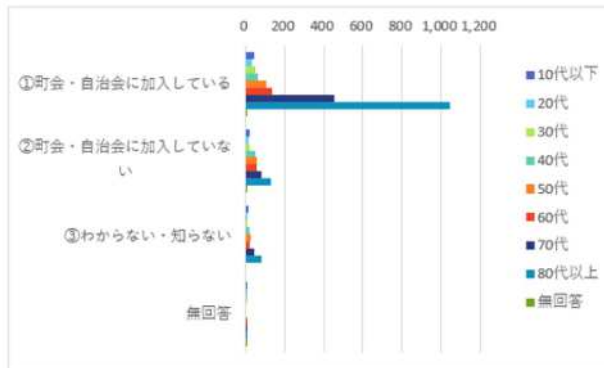
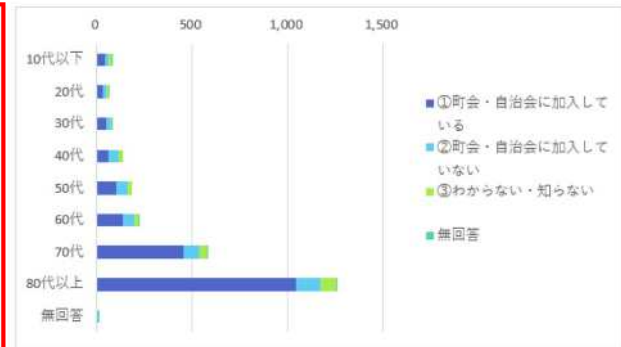
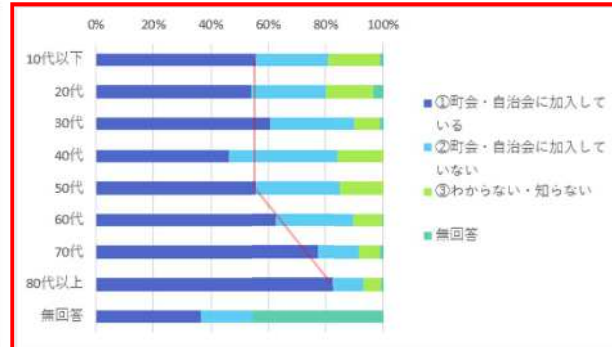
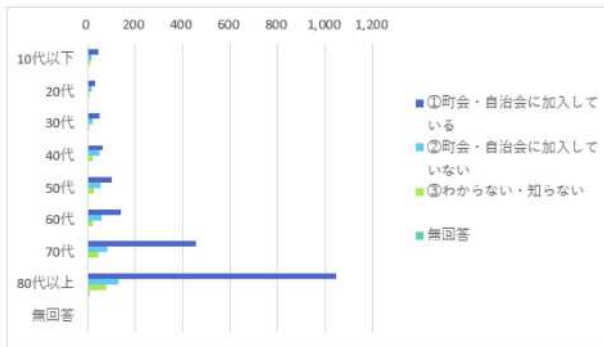
アンケート集計結果（クロス集計）

問1 あなたの年代について、ご回答ください。

×

問5 あなた、もしくはあなたのご家庭について、町会・自治会に加入していますか。

年代/町会自治会加入	①町会・自治会に加入している	②町会・自治会に加入していない	③わからない・知らない	無回答	総計
10代以下	44	20	14	1	79
20代	33	16	10	2	61
30代	49	24	7	1	81
40代	64	52	22		138
50代	104	55	28		187
60代	139	60	22	1	222
70代	454	82	45	6	587
80代以上	1,046	130	81	8	1,265
無回答	4	2		5	11
総計	1,937	441	229	24	2,631

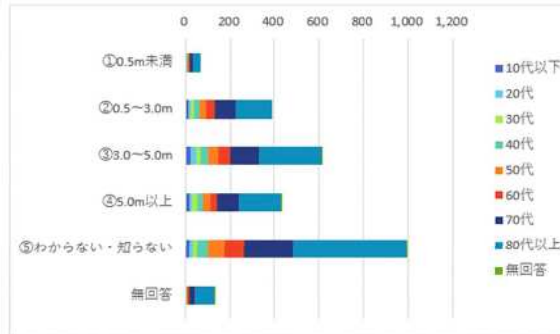
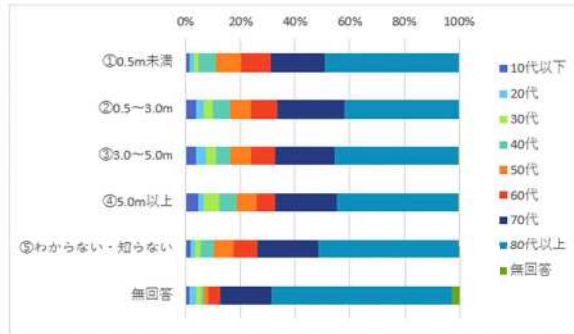
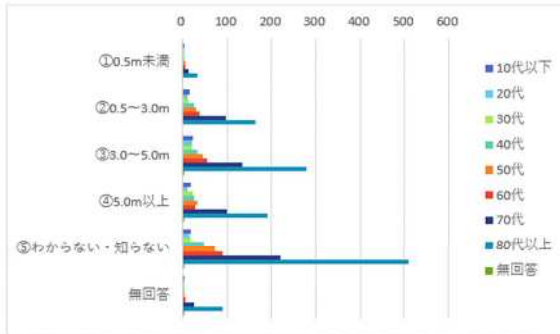
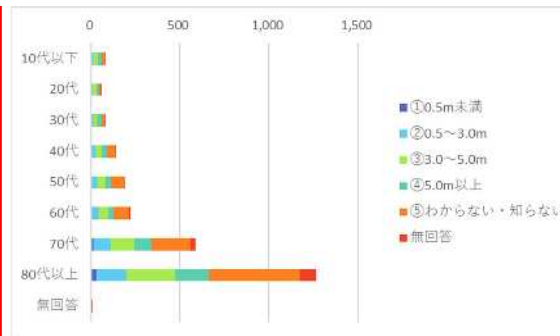
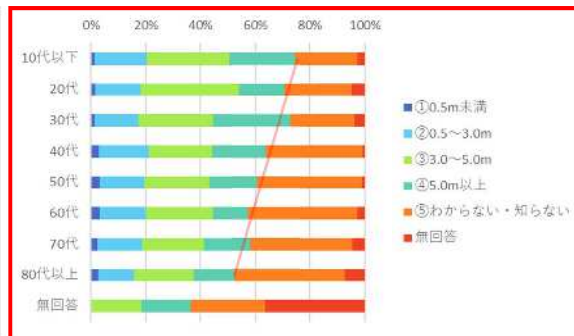
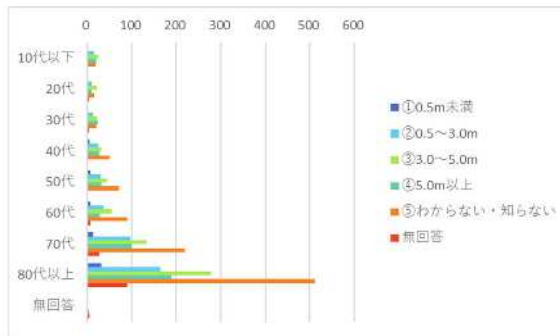


・若年層～中年層の家庭に比べ、高齢者の家庭は町会・自治会に加入している割合が多い。

問1 あなたの年代について、ご回答ください。

× 問9 荒川氾濫時の自宅の最大浸水深について、知っていますか。

年代/最大浸水深	①0.5m未満	②0.5～3.0m	③3.0～5.0m	④5.0m以上	⑤わからない・知らない	無回答	総計
10代以下	1	15	24	19	18	2	79
20代	1	10	22	10	15	3	61
30代	1	13	22	23	19	3	81
40代	4	25	32	27	49	1	138
50代	6	30	45	32	72	2	187
60代	7	37	55	28	89	6	222
70代	13	96	133	99	220	26	587
80代以上	32	164	278	190	511	90	1,265
無回答			2	2	3	4	11
総計	65	390	613	430	996	137	2,631

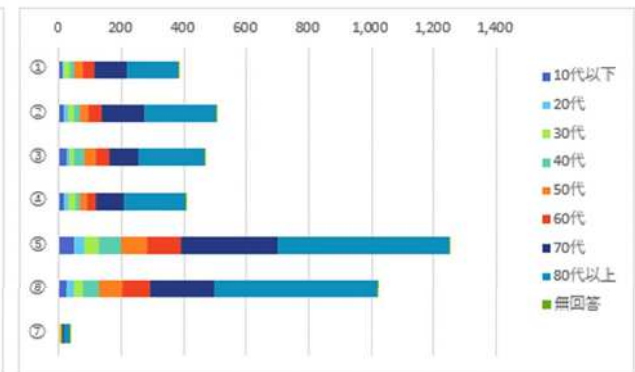
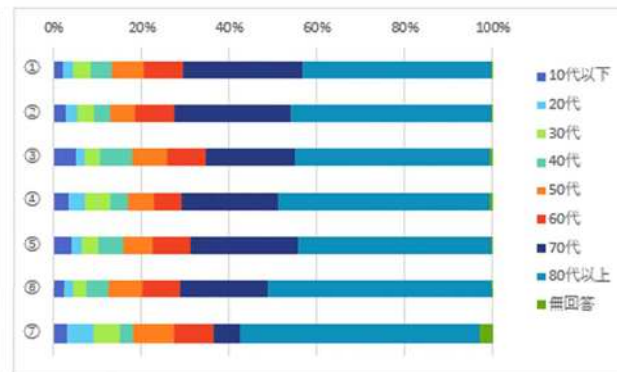
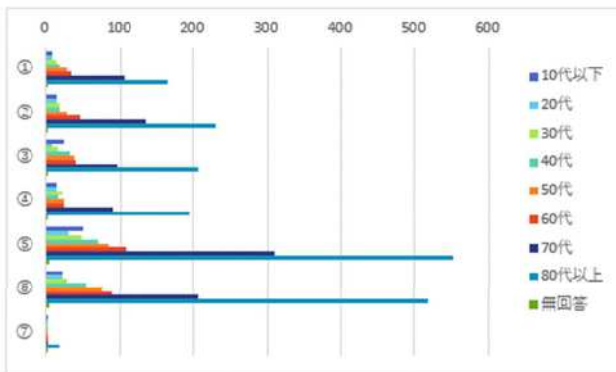
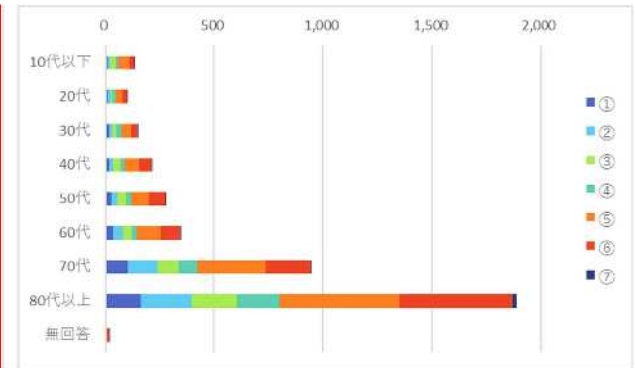
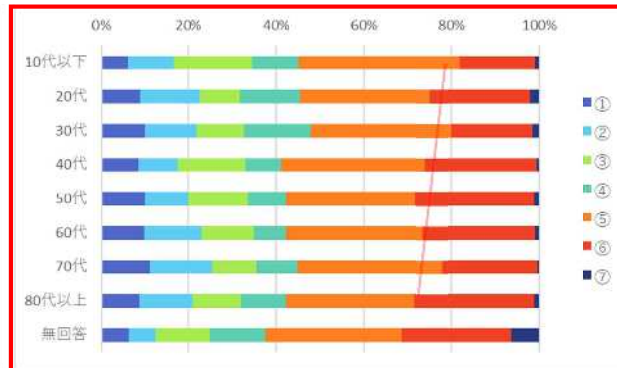
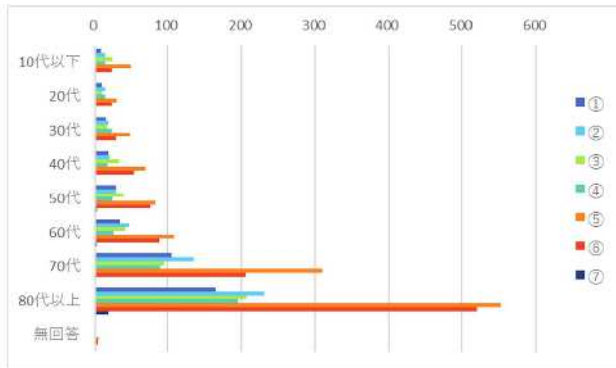


- ・高齢者の回答者の半数近くが、浸水深について「⑤わからない・知らない」と回答するか無回答であり、浸水深の認知率が低い。年齢が若いほど、浸水深の認知率は上昇する。(10代以下は回答した保護者の認識の可能性あり)
- ・自由記述欄に、参考資料でつけたA3サイズのハザードマップでは見えないという意見もあった。本物のハザードマップを同封すれば、認知率が向上した可能性もある。

問1 あなたの年代について、ご回答ください。

× 問10 荒川氾濫時に自宅で発生する可能性がある重大なリスクについて、知っていますか。(複数回答可)

年代/重大リスクの認知状況	① 浸水が数日続く (3日 (72時間) 未満)	② 浸水が一年以上続く (3日 (72時間) 以上、2週間以内)	③ 浸水が長く続く (2週間以上)	④ 氾濫の水流による家屋倒壊の発生	⑤ ライフライン (電気・ガス・水道) が停止する	⑥ わからない・知らない	⑦ その他
10代以下	8	14	24	14	49	23	1
20代	9	14	9	14	30	23	2
30代	15	18	16	23	48	28	2
40代	18	19	33	17	70	54	1
50代	28	28	38	24	83	76	3
60代	34	46	41	25	108	89	3
70代	105	135	95	90	310	206	2
80代以上	165	231	207	195	552	519	18
無回答	1	1	2	2	5	4	1
総計	383	506	465	404	1,255	1,022	33

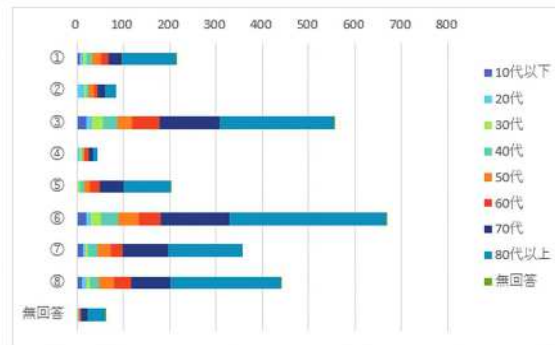
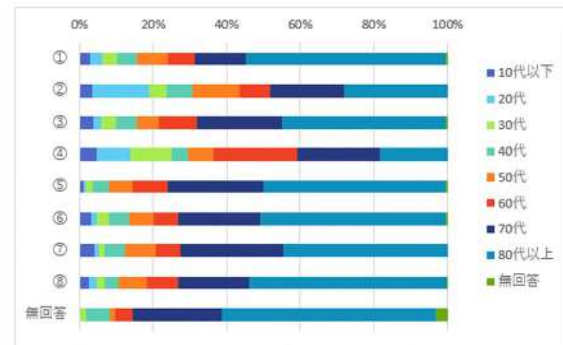
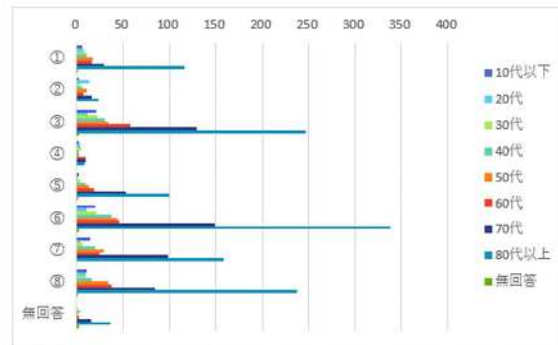
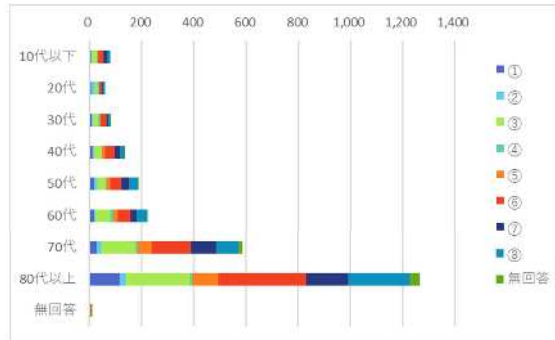
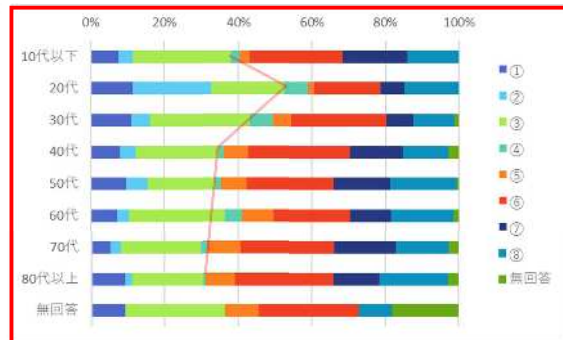
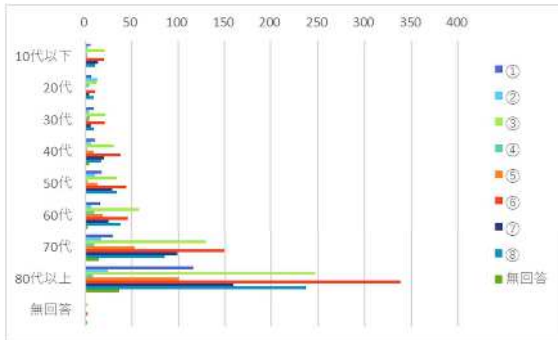


・若干、高齢者のほうが重大リスクを認知していない割合が高くなるが、年代による大きな差は見受けられない。

問1 あなたの年代について、ご回答ください。

× 問11 あなたは、荒川氾濫に伴う大規模水害が想定される場合、どのような避難行動をとりますか。

年代/避難行動	①浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する（区が最も推奨する避難行動）	②浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する（区が最も推奨する避難に類似する行動）	③自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所に避難する（区が推奨する避難行動）	④車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難する	⑤近所の高くて堅牢（コンクリートや重量鉄骨造など）な建物で、想定浸水深以上の上階へ避難する	⑥自宅上階（想定浸水深以上）に避難する	⑦避難することは、考えていない	⑧わからない	無回答	総計
10代以下	6	3	21	2	2	20	14	11	79	
20代	7	13	12	4	1	11	4	9	61	
30代	9	4	22	5	4	21	6	9	81	
40代	11	6	31	2	9	38	20	17	138	
50代	18	11	34	3	13	44	29	34	187	
60代	16	7	58	10	19	46	25	38	222	
70代	30	17	129	10	53	149	99	85	587	
80代以上	116	24	247	8	100	338	159	237	1,265	
無回答	1		3		1	3		1	11	
総計	214	85	557	44	202	670	356	441	2,631	

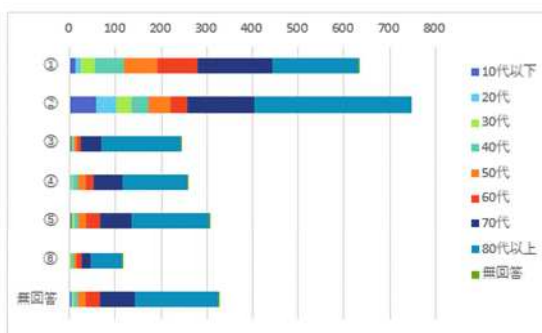
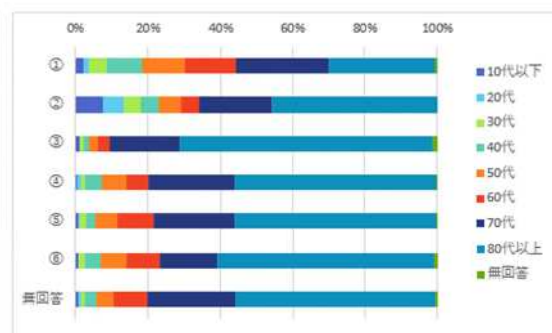
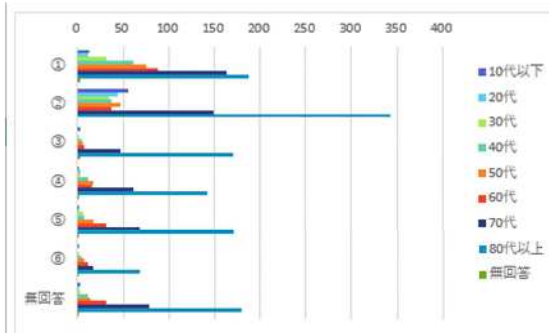
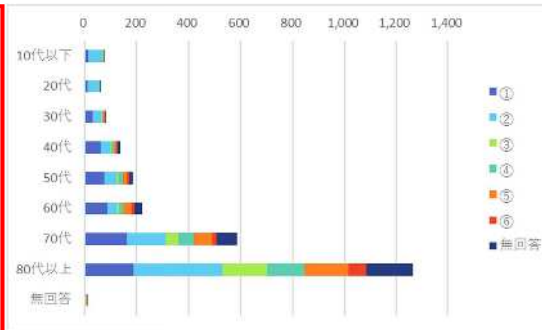
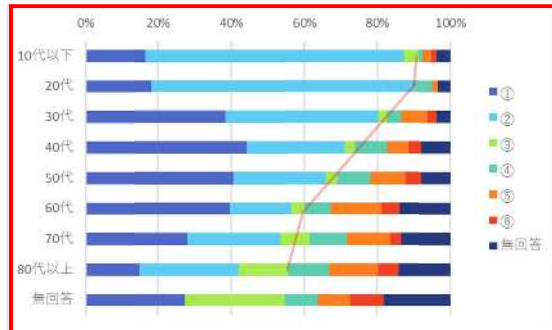
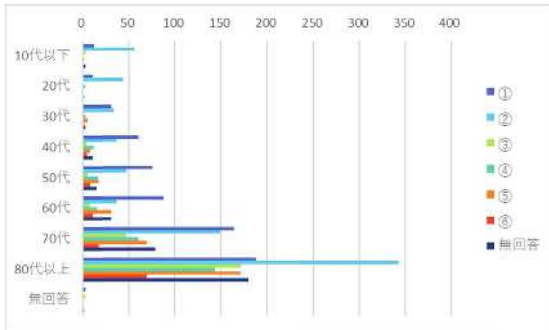


- 避難行動の選択肢①～③は区が推奨する避難行動（類似行動も含む）であり、高齢者になるほど割合が低くなる傾向がある。
- 10代以下になると選択肢①～③の割合が低下する。10代以下の要支援者を水平避難させることが難しいと考えている親の考えが表れていることが推測される。

問1 あなたの年代について、ご回答ください。

× 問13 あなたの避難先へ避難する適切なタイミングの考え方について、ご回答ください。

年代/避難のタイミング	①気象情報や北区の避難場所を自分で入手し、避難すべきタイミングを自分で判断する	②自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、同居家族の判断に合わせる	③自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、普段関わりのあるご近所さんなどに教えてもらう（教えてもらうようお願いしている）	④自分で情報入手や、避難タイミングの判断は難しい（避難情報を教えてくれる人が身近にいない）	⑤避難に関する情報の入手などについて、考えたことがなく、わからない	⑥その他	無回答	総計
10代以下	13	56	3	1	2	1	3	79
20代	11	44		3	1		2	61
30代	31	34	2	3	6	2	3	81
40代	61	37	4	12	8	5	11	138
50代	76	47	6	17	18	8	15	187
60代	88	37	8	16	31	11	31	222
70代	164	149	47	61	69	18	79	587
80代以上	188	343	171	143	171	69	180	1,265
無回答	3		3	1	1	1	2	11
総計	635	747	244	257	307	115	326	2,631

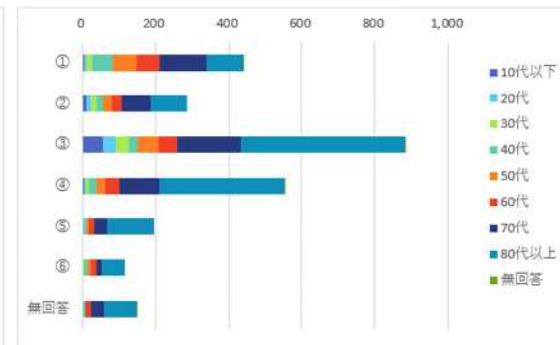
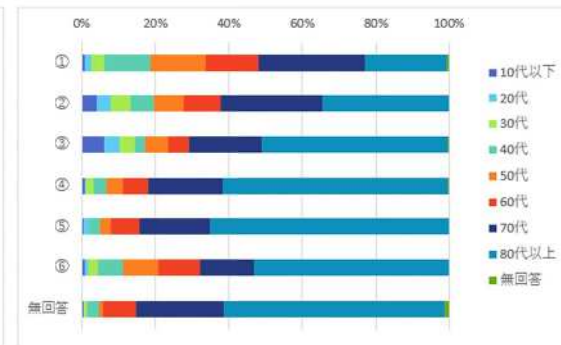
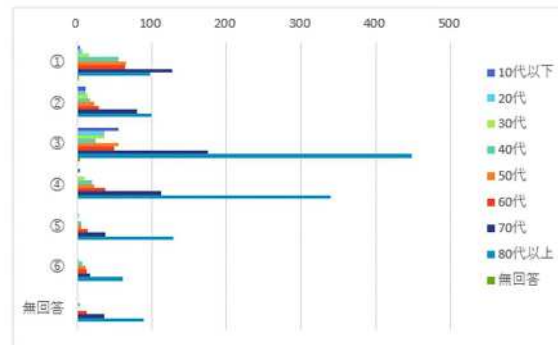
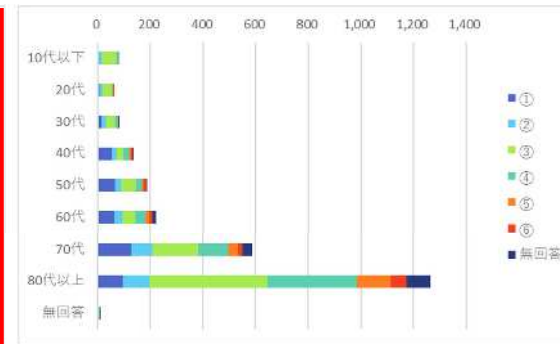
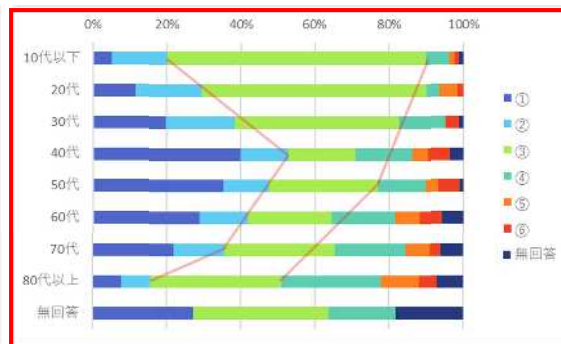
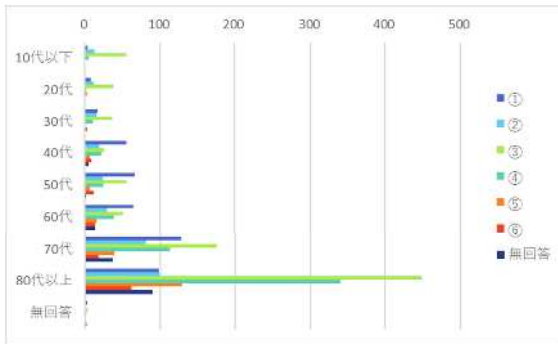


- ・10～20代の若年層は、要支援者自身での情報入手や判断が難しくとも、同居家族がいる場合が多いためか、情報入手や判断が困難との回答は少ない傾向にある。
- ・高齢者になると、自身での判断が困難になり、独居も増えてくるためか、教えてくれる人が周囲にいないもしくは災害時の情報収集等について考えたことがない、という割合が増加する。

問1 あなたの年代について、ご回答ください。

× 問14 あなたは、北区が推奨する高台にある避難先への移動を自力(徒歩、公共交通機関、自家用車など)でできると思いますか。

年代/自力移動	①自力での移動は、問題なくできる	②自力での移動は可能だが、家族などの付き添いがないと不安である	③移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。なお、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいる	④移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。しかし、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいない	⑤一般的な乗用車があったとしても、家族など身近な人では移動の支援ができず、介護や医療の専門の人がいないと移動ができない	⑥その他	無回答	総計
10代以下	4	12	55	5	1	1	1	79
20代	7	11	37	2	3	1		61
30代	16	15	36	10		3	1	81
40代	55	18	25	21	6	8	5	138
50代	66	23	55	24	6	11	2	187
60代	64	29	50	38	15	13	13	222
70代	128	80	175	113	38	17	36	587
80代以上	98	99	448	340	129	61	90	1,265
無回答	3		4	2			2	11
総計	441	287	885	555	198	115	150	2,631

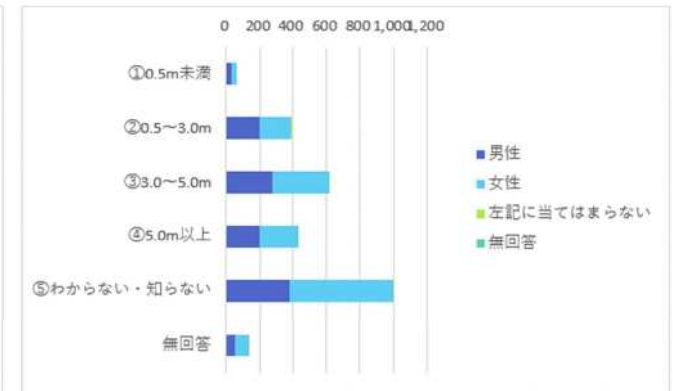
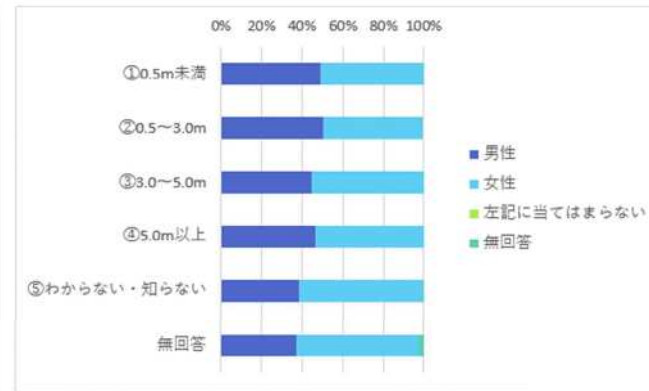
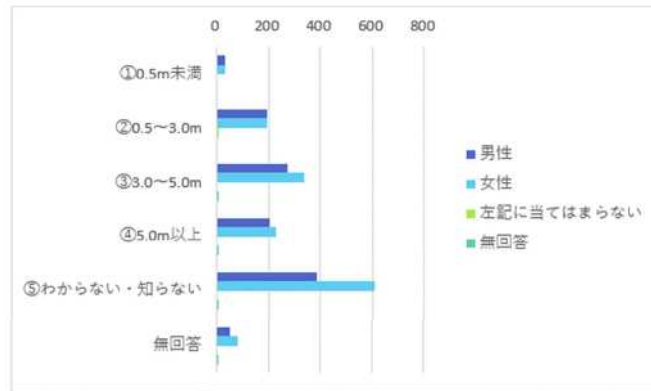
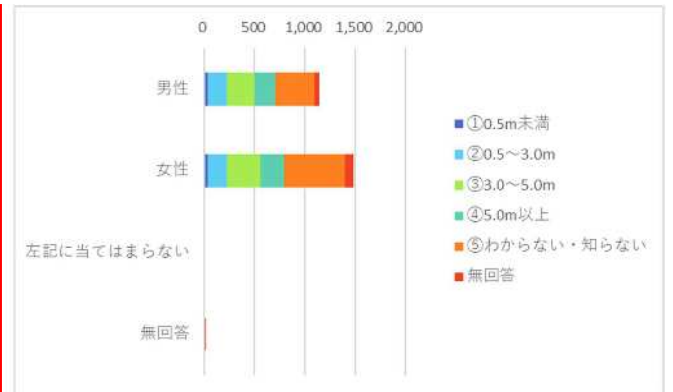
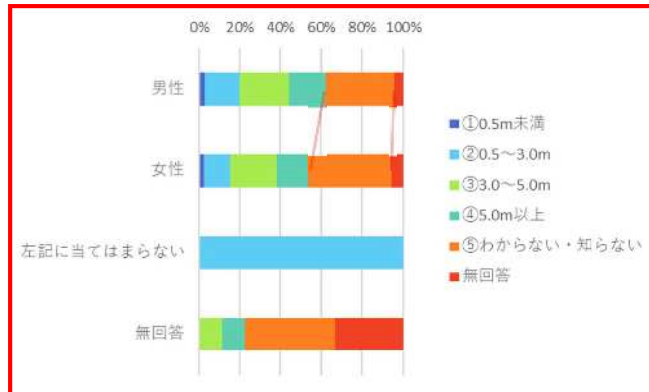
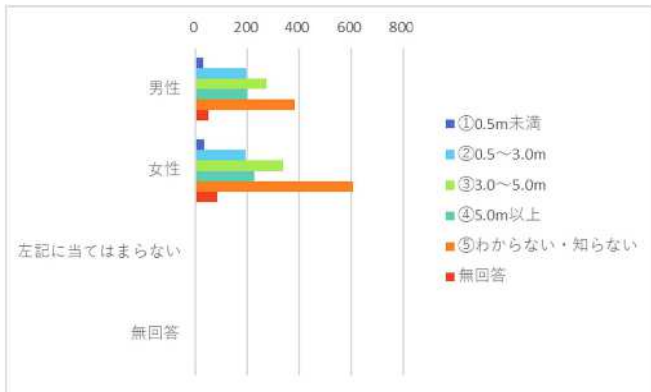


- ・情報収集等と同様で、10～20代の若年層は、要支援者自身での移動が難しくとも、同居家族がいる場合が多いためか、移動が困難という回答は少ない傾向にある。
- ・年齢が上がるにつれて、支援してくれる家族や知人が身近にいない、専門家がいないと避難できないといった割合が上がる。

問2 あなたの性別について、ご回答ください。

問9 荒川氾濫時の自宅の最大浸水深について、知っていますか。

性別/最大浸水深	①0.5m未満	②0.5～3.0m	③3.0～5.0m	④5.0m以上	⑤わからない・知らない	無回答	総計
男性	32	196	275	202	385	51	1,141
女性	33	193	337	227	607	83	1,480
左記に当てはまらない		1					1
無回答			1	1	4	3	9
総計	65	390	613	430	996	137	2,631

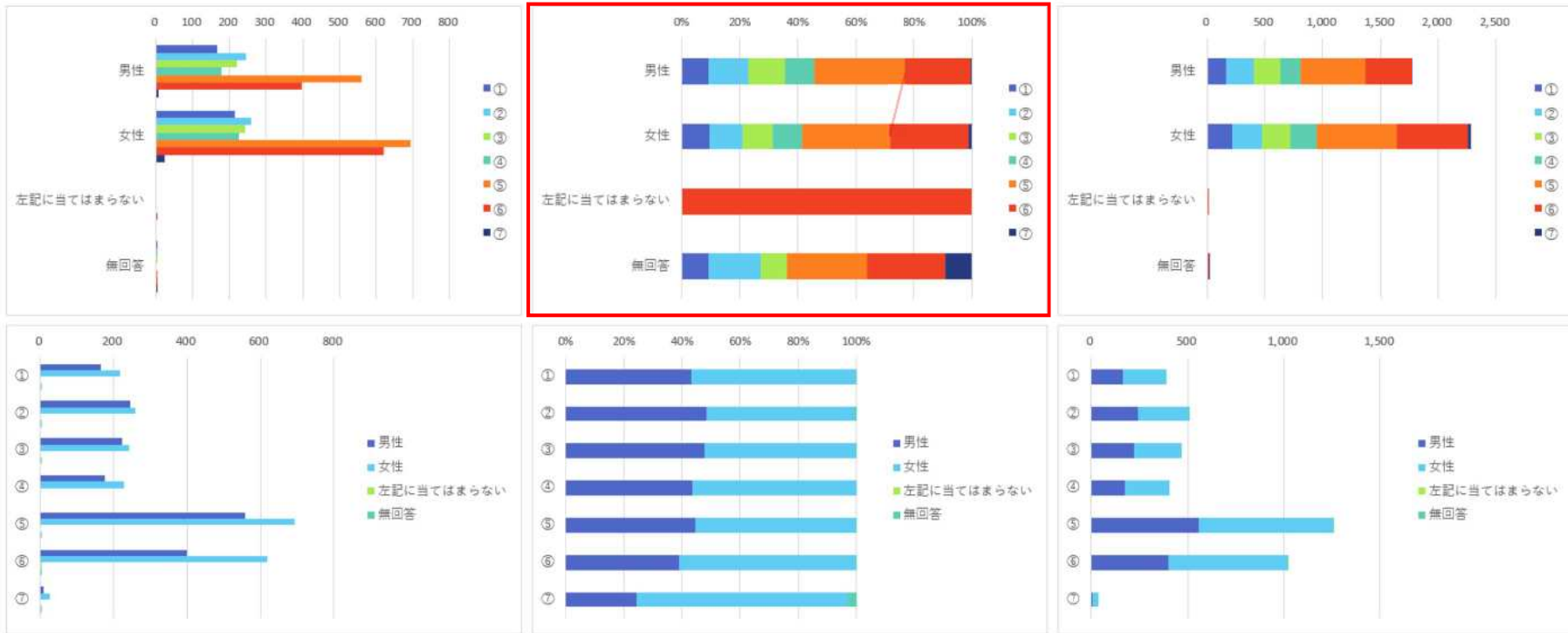


・若干、女性の方が浸水深を認識できていない割合が高いが、性別による大きな差異は読み取れない。

問2 あなたの性別について、ご回答ください。

問10 荒川氾濫時に自宅で発生する可能性がある重大なリスクについて、知っていますか。(複数回答可)

性別/重大リスクの認知状況	①浸水が数日続く(3日(72時間)未満)	②浸水が一年以上続く(3日(72時間)以上、2週間以内)	③浸水が長く続く(2週間以上)	④氾濫の水流による家屋倒壊の発生	⑤ライフライン(電気・ガス・水道)が停止する	⑥わからない・知らない	⑦その他
男性	165	245	222	176	559	398	8
女性	217	259	242	228	693	620	24
左記に当てはまらない						1	
無回答	1	2	1		3	3	1
総計	383	506	465	404	1,255	1,022	33

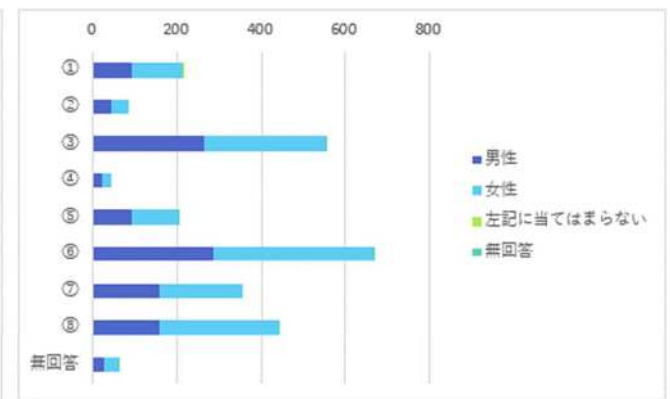
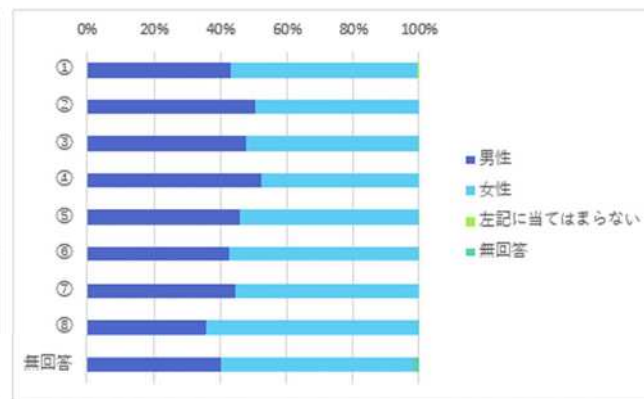
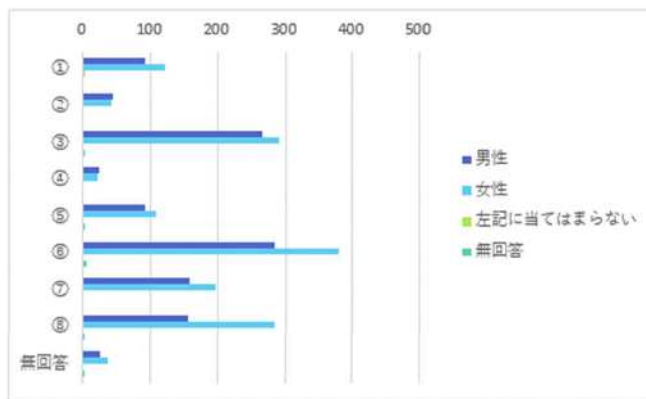
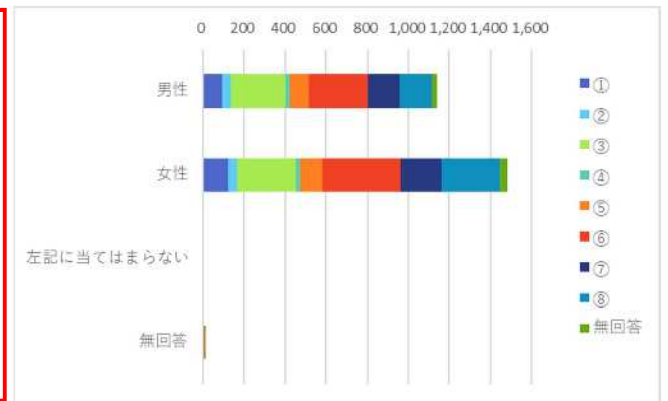
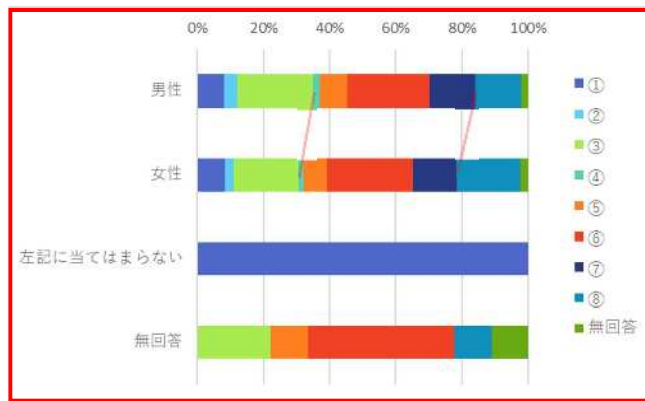
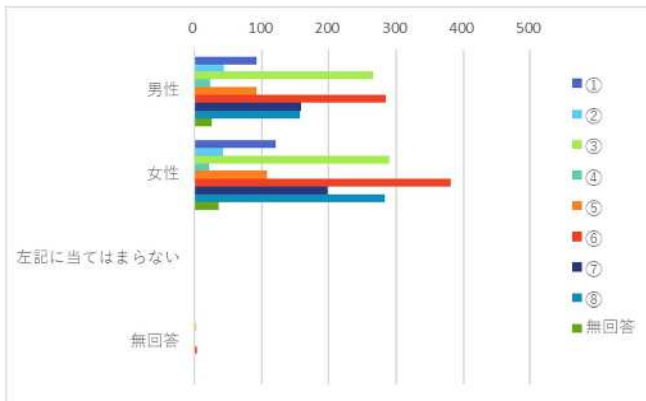


・重大なリスクの認知について、女性のほうが若干認知していない割合が多いが、性別による大きな差は見受けられない。

問 2 あなたの性別について、ご回答ください。

× 問 11 あなたは、荒川氾濫に伴う大規模水害が想定される場合、どのような避難行動をとりますか。

性別/避難行動	①浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する（区が最も推奨する避難行動）	②浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する（区が最も推奨する避難に類似する行動）	③自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所に避難する（区が推奨する避難行動）	④車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難する	⑤近所の高くて堅牢（コンクリートや重量鉄骨造など）な建物で、想定浸水深以上の上階へ避難する	⑥自宅上階（想定浸水深以上）に避難する	⑦避難することは、考えていない	⑧わからない	無回答	総計
男性	92	43	265	23	93	285	158	157	25	1,141
女性	121	42	290	21	108	381	198	283	36	1,480
左記に当てはまらない	1									1
無回答			2		1	4		1	1	9
総計	214	85	557	44	202	670	356	441	62	2,631

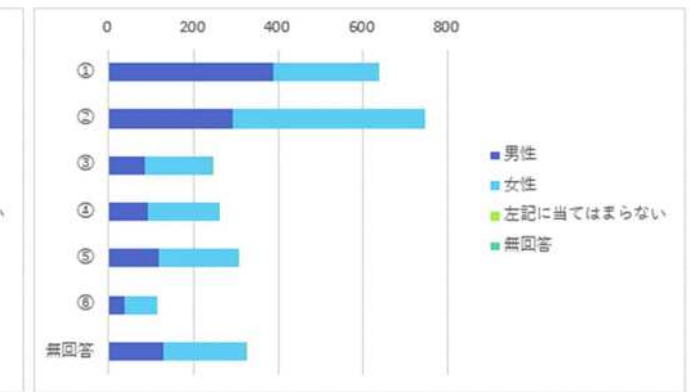
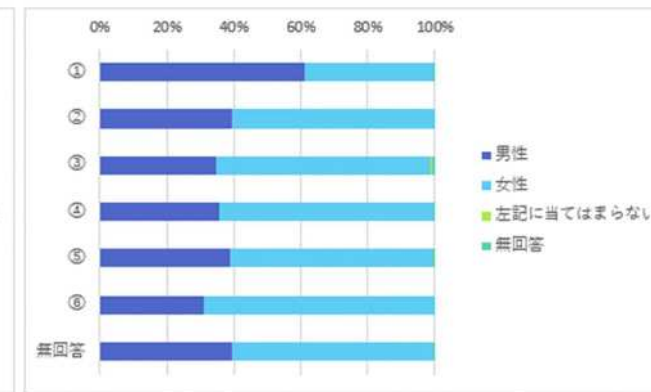
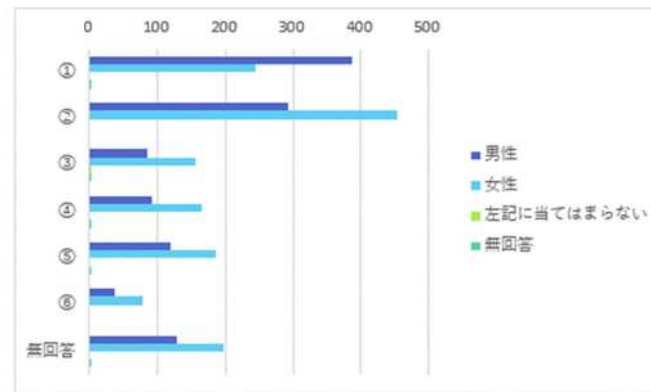
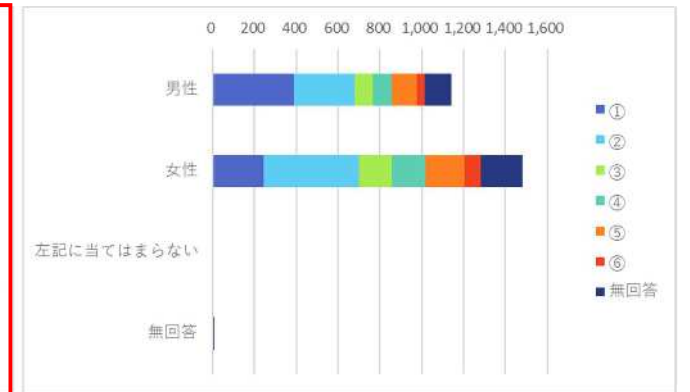
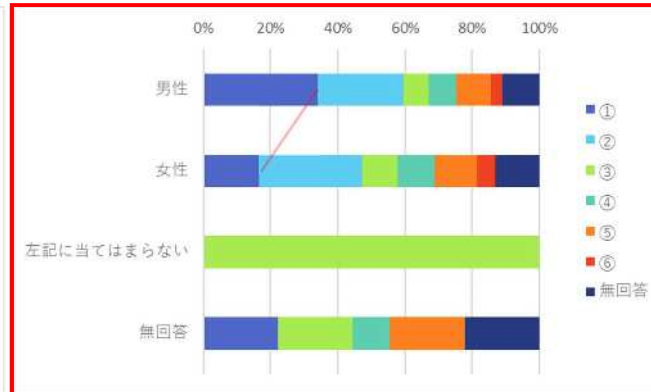
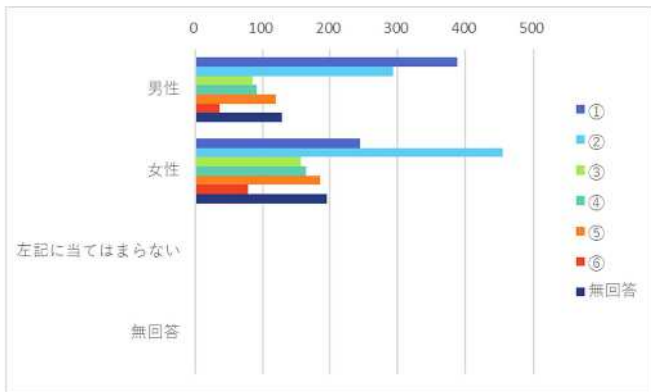


- ・男性の方が若干、高台の避難所への避難の割合が多いため、区が推奨する避難行動（類似行動も含む）を取る割合が少し大きい。
- ・上記の差異分、女性の方が若干、わからないという回答の割合が多い。ただし、性別による大きな差異は見受けられない。

問2 あなたの性別について、ご回答ください。

× 問13 あなたの避難先へ避難する適切なタイミングの考え方について、ご回答ください。

性別/避難のタイミング	①気象情報や北区の避難場所を自分で入手し、避難すべきタイミングを自分で判断する	②自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、同居家族の判断に合わせる	③自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、普段関わりのあるご近所さんなどに教えてもらう（教えてもらうようお願いしている）	④自分で情報入手や、避難タイミングの判断は難しい（避難情報を教えてくれる人が身近にいない）	⑤避難に関する情報の入手などについて、考えたことがなく、わからない	⑥その他	無回答	総計
男性	388	293	85	92	119	36	128	1,141
女性	245	454	156	164	186	79	196	1,480
左記に当てはまらない			1					1
無回答	2		2	1	2		2	9
総計	635	747	244	257	307	115	326	2,631

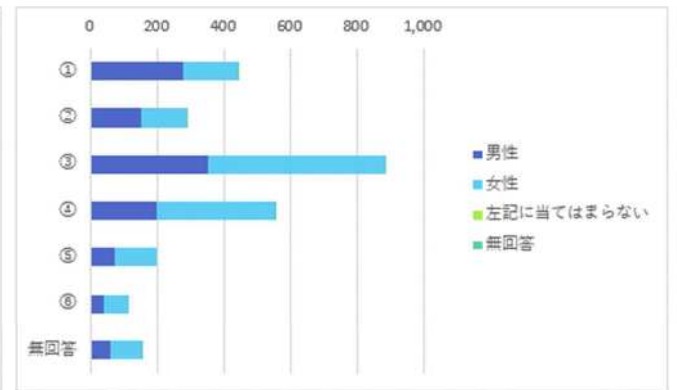
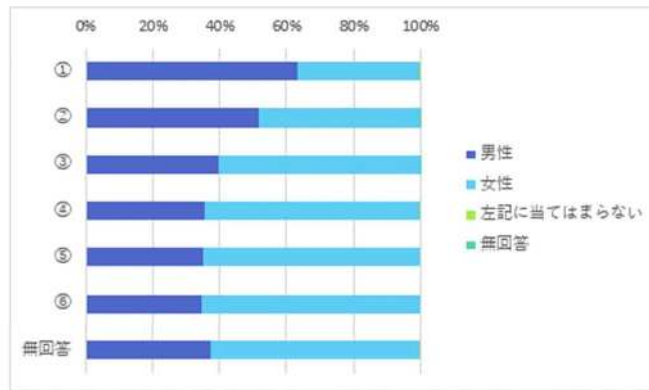
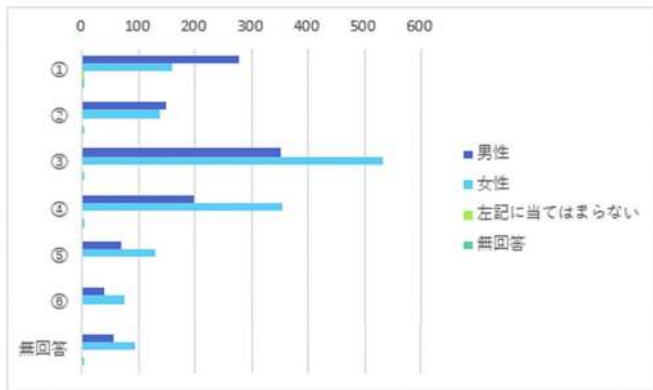
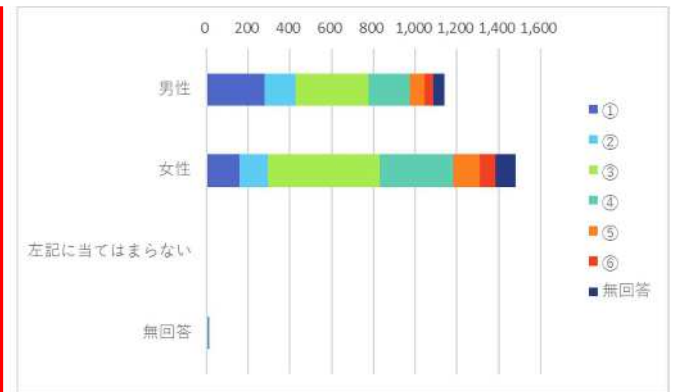
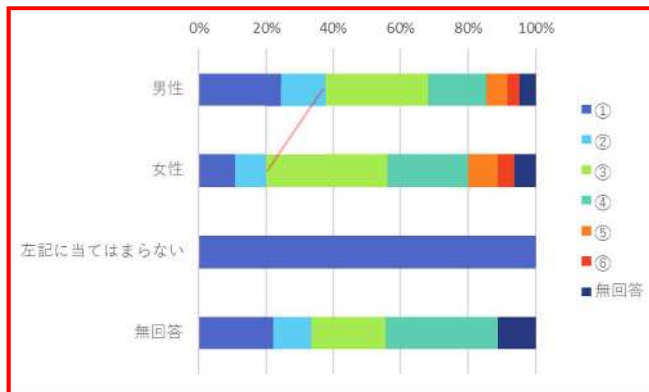
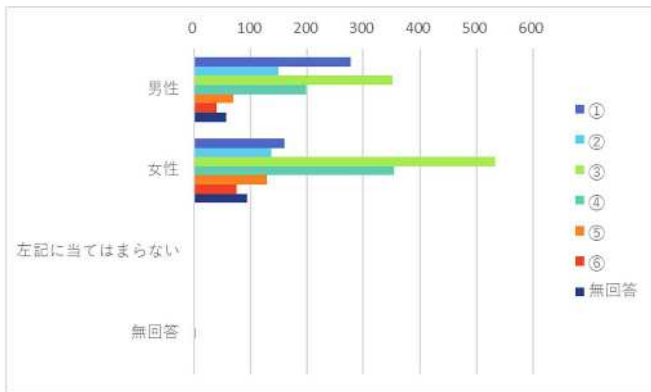


・自分で情報収集し、避難タイミングを判断すると回答した女性の割合は、男性と比較して低くなっている。

問 2 あなたの性別について、ご回答ください。

× 問 14 あなたは、北区が推奨する高台にある避難先への移動を自力(徒歩、公共交通機関、自家用車など)でできると思いますか。

性別/自力移動	①自力での移動は、問題なくできる	②自力での移動は可能だが、家族などの付き添いがないと不安である	③移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。なお、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいる	④移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。しかし、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいない	⑤一般的な乗用車があったとしても、家族など身近な人では移動の支援ができず、介護や医療の専門の人がいないと移動ができない	⑥その他	無回答	総計
男性	278	149	351	198	69	40	56	1,141
女性	160	137	532	354	129	75	93	1,480
左記に当てはまらない	1							1
無回答	2	1	2	3			1	9
総計	441	287	885	555	198	115	150	2,631

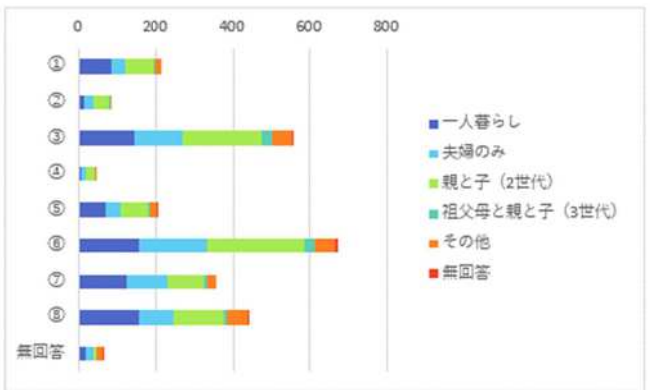
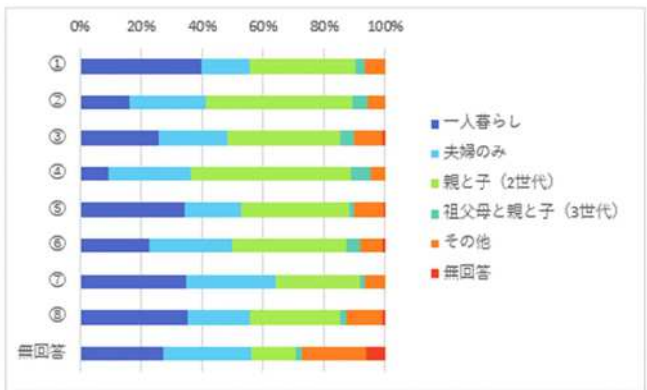
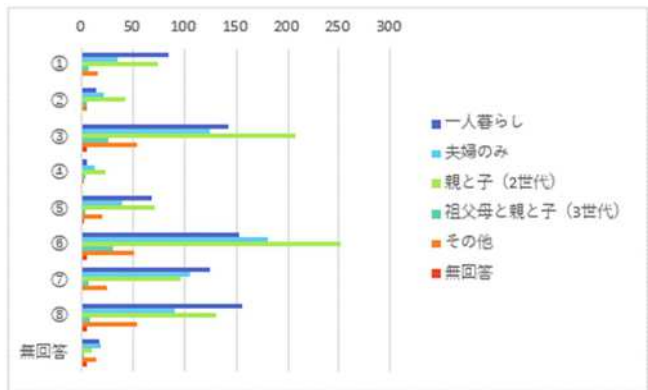
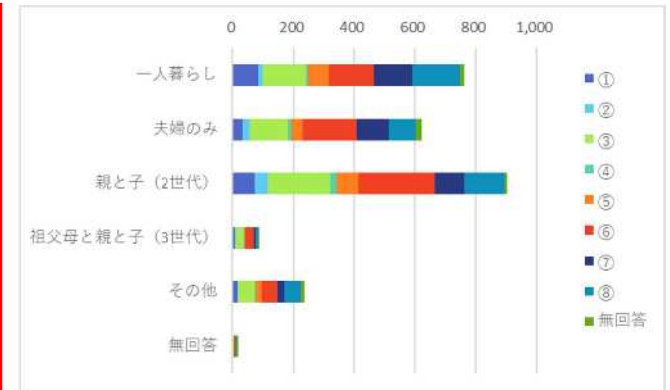
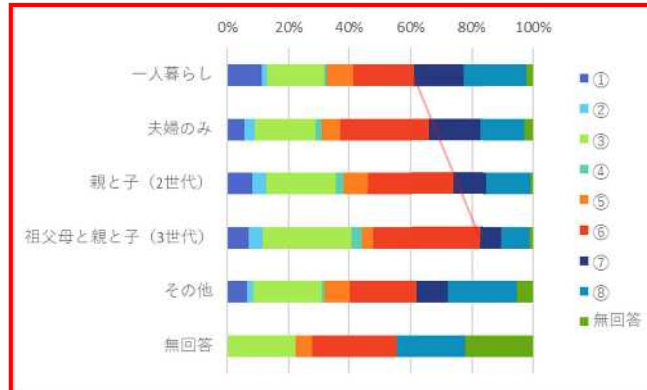
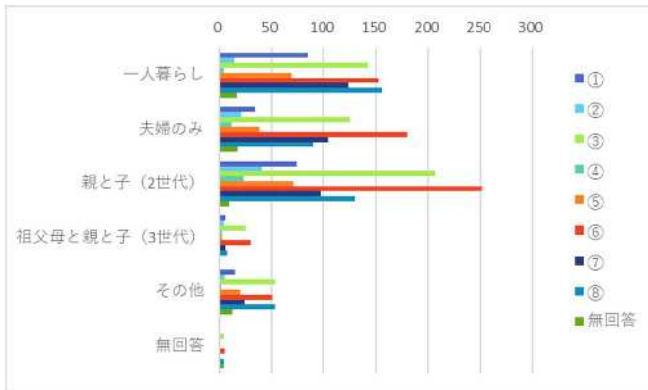


- ・女性は自力で移動できる割合が、男性に比べて低くなっている。
- ・身近に支援してくれる人がいない、専門家による支援が必要といった、移動に困難している割合は、女性の方が高い傾向がある。

問3 あなたと一緒に住んでいるご家族の構成(世帯構成)について、ご回答ください。

× 問11 あなたは、荒川氾濫に伴う大規模水害が想定される場合、どのような避難行動をとりますか。

家族構成/避難行動	①浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する(区が最も推奨する避難行動)	②浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する(区が最も推奨する避難に類似する行動)	③自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所に避難する(区が推奨する避難行動)	④車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難する	⑤近所の高くて堅牢(コンクリートや重量鉄骨造など)な建物で、想定浸水深以上の上階へ避難する	⑥自宅上階(想定浸水深以上)に避難する	⑦避難することは、考えていない	⑧わからない	無回答	総計
一人暮らし	85	14	143	4	69	153	124	156	17	765
夫婦のみ	34	21	125	12	38	180	105	90	18	623
親と子(2世代)	74	41	207	23	71	251	97	130	9	903
祖父母と親と子(3世代)	6	4	25	3	3	30	6	8	1	86
その他	15	5	53	2	20	51	24	53	13	236
無回答			4		1	5		4	4	18
総計	214	85	557	44	202	670	356	441	62	2,631

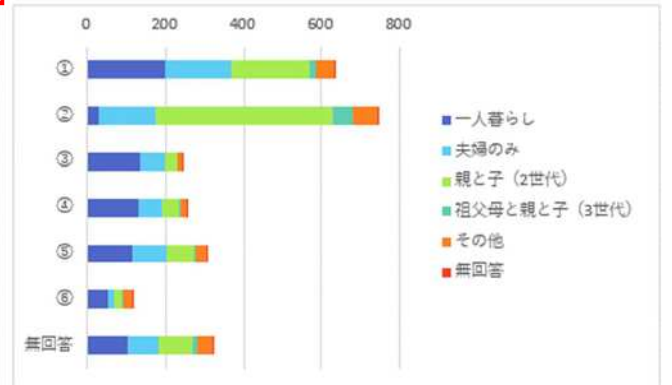
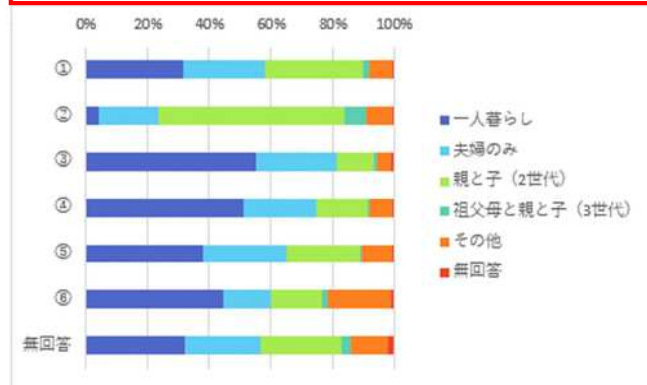
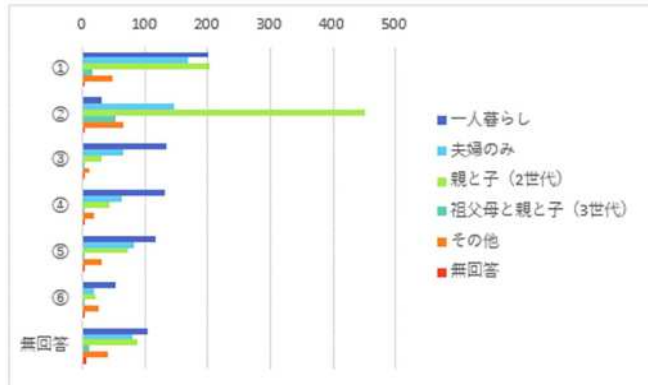
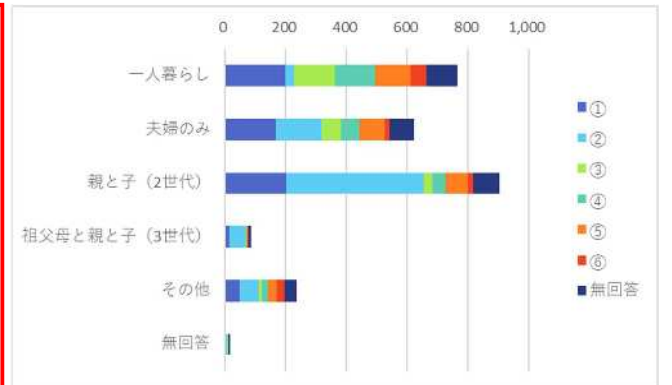
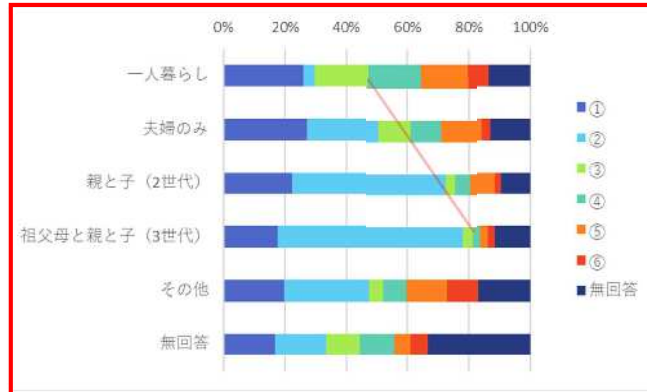
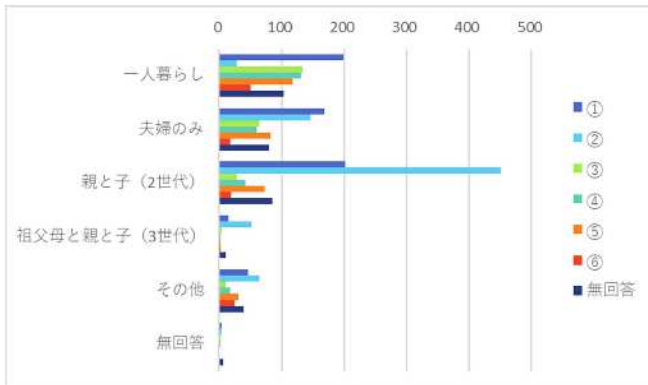


- 一人暮らしや夫婦のみといった世帯人数の少ない家庭のほうが、⑦避難することを考えていない、⑧わからないといった回答の割合が多い。
- 区が推奨する避難行動(①～③)と、垂直避難(⑤⑥)は、どの家族構成においても同程度の割合となっている。要支援者自身やその他の家族の状況によって考え方が分かれていることが想定される。

問3 あなたと一緒に住んでいるご家族の構成(世帯構成)について、ご回答ください。

問13 あなたの避難先へ避難する適切なタイミングの考え方について、ご回答ください。

家族構成/避難のタイミング	①気象情報や北区の避難場所を自分で入手し、避難すべきタイミングを自分で判断する	②自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、同居家族の判断に合わせる	③自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、普段関わりのあるご近所さんなどに教えてもらう(教えてもらうようお願いしている)	④自分で情報入手や、避難タイミングの判断は難しい(避難情報を教えてくれる人が身近にいない)	⑤避難に関する情報の入手などについて、考えたことがなく、わからない	⑥その他	無回答	総計
一人暮らし	199	29	134	131	117	51	104	765
夫婦のみ	169	147	65	61	83	18	80	623
親と子(2世代)	202	451	29	43	73	19	86	903
祖父母と親と子(3世代)	15	52	3	2	2	2	10	86
その他	47	65	11	18	31	24	40	236
無回答	3	3	2	2	1	1	6	18
総計	635	747	244	257	307	115	326	2,631

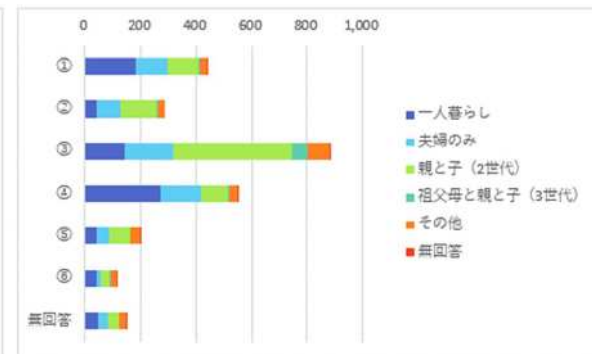
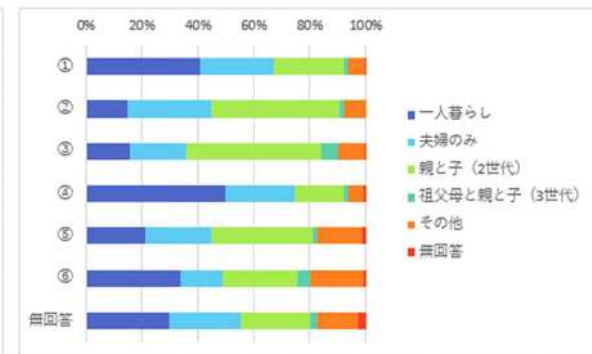
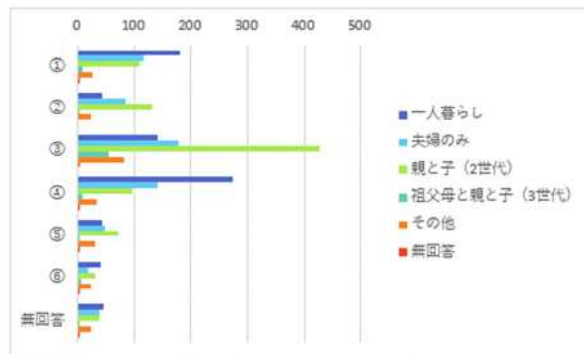
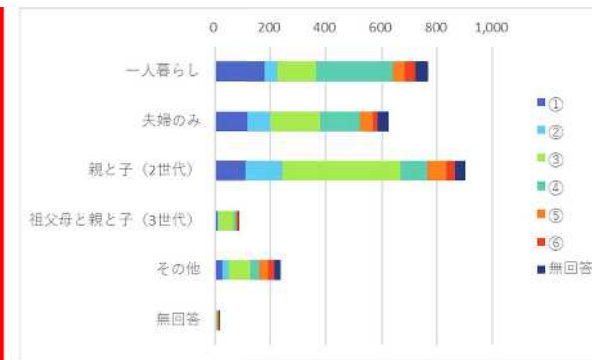
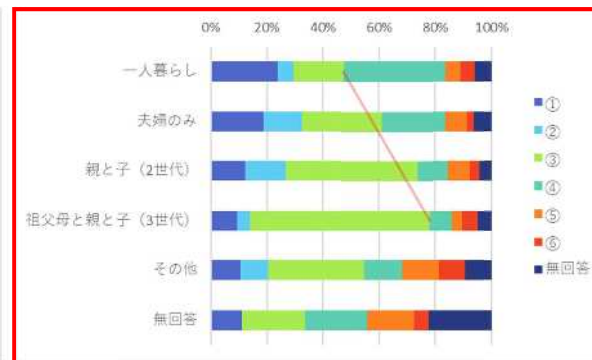
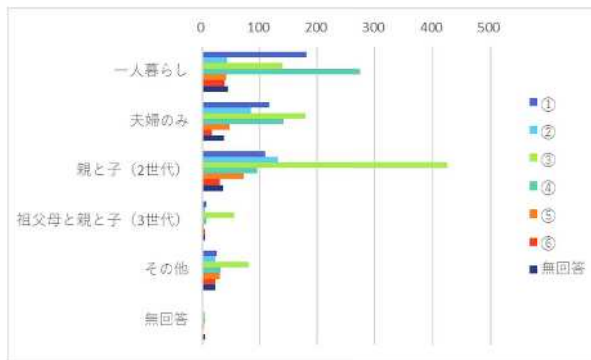


- 一人暮らしの世帯では、半数以上が自身での情報入手が困難かつ周囲からの情報提供体制も確立していないような状況である。
- 2世代以上の家庭では、多くが家族で情報入手や状況判断ができるといった回答である。

問3 あなたと一緒に住んでいるご家族の構成(世帯構成)について、ご回答ください。

問14 あなたは、北区が推奨する高台にある避難先への移動を自力(徒歩、公共交通機関、自家用車など)できるとお考えですか。

家族構成/自力移動	①自力での移動は、問題なくできる	②自力での移動は可能だが、家族などの付き添いがないと不安である	③移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。なお、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいる	④移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。しかし、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいない	⑤一般的な乗用車があったとしても、家族など身近な人では移動の支援ができず、介護や医療の専門の人がいないと移動ができない	⑥その他	無回答	総計
一人暮らし	181	43	140	275	42	39	45	765
夫婦のみ	116	85	179	141	47	17	38	623
親と子(2世代)	109	132	426	96	72	31	37	903
祖父母と親と子(3世代)	8	4	55	7	3	5	4	86
その他	25	23	81	32	31	22	22	236
無回答	2		4	4	3	1	4	18
総計	441	287	885	555	198	115	150	2,631

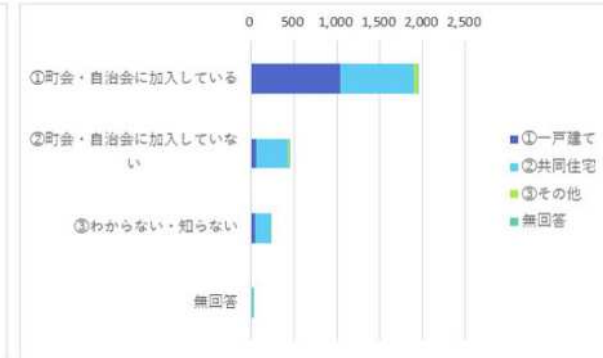
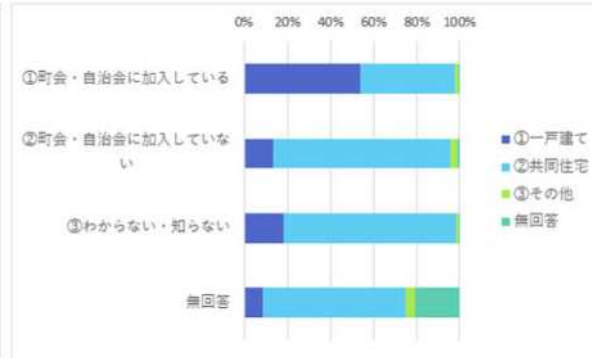
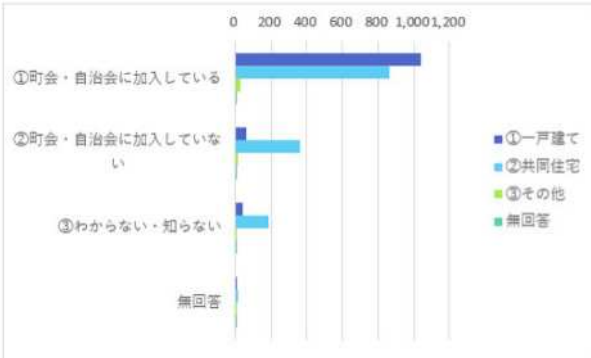
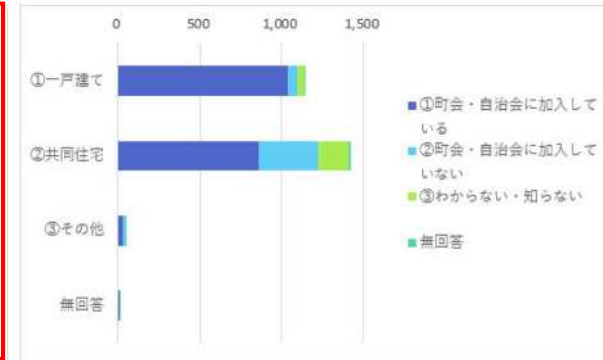
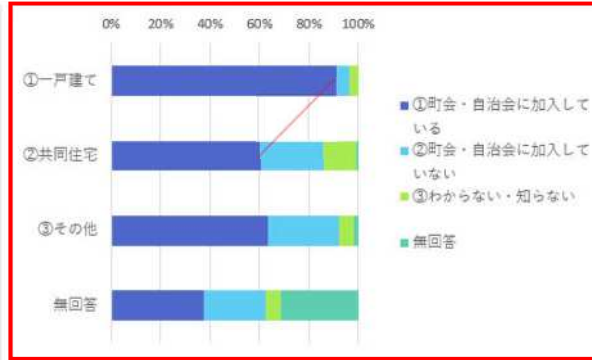
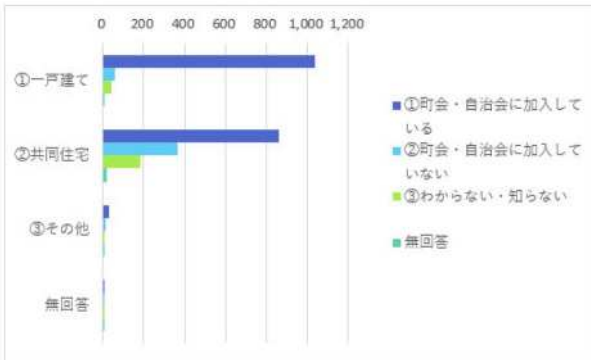


- 一人暮らし世帯は、半数程度が移動困難(④⑤)な状況にあることがわかる。
- 家族が多いほど、家族による移動支援を受けることができる傾向がある。

問4 あなたのご自宅の居住形態について、ご回答ください。

問5 あなた、もしくはあなたのご家庭について、町会・自治会に加入していますか。

居住形態/町会自治会加入	①町会・自治会に加入している	②町会・自治会に加入していない	③わからない・知らない	無回答	総計
①一戸建て	1,039	59	42	2	1,142
②共同住宅	861	364	183	16	1,424
③その他	31	14	3	1	49
無回答	6	4	1	5	16
総計	1,937	441	229	24	2,631

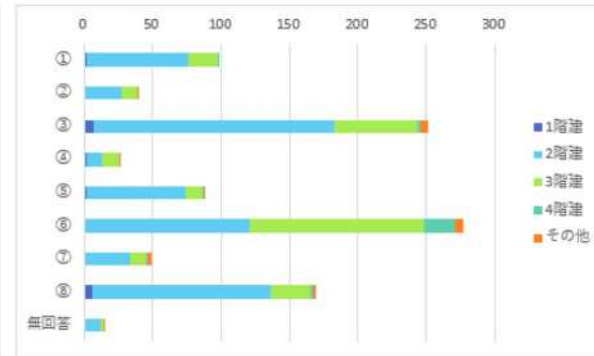
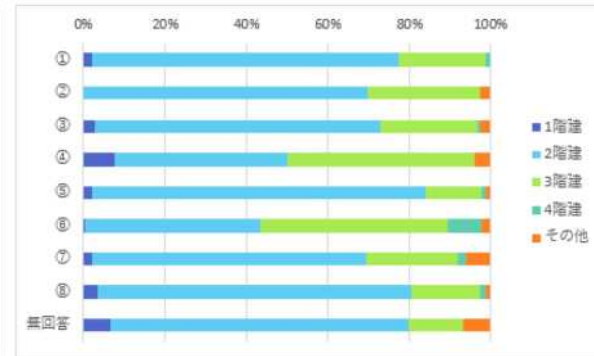
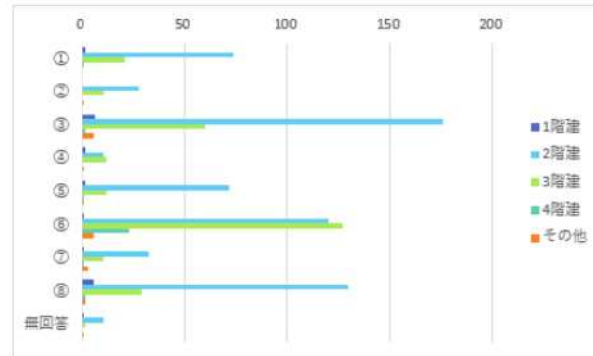
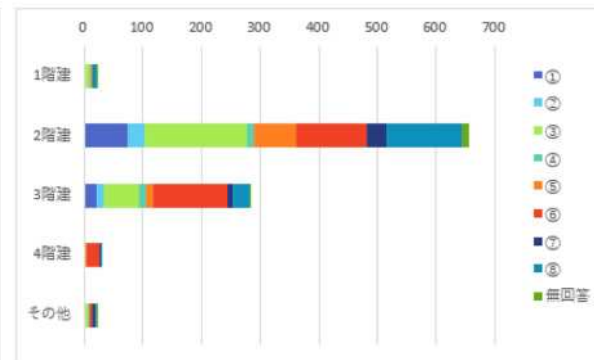
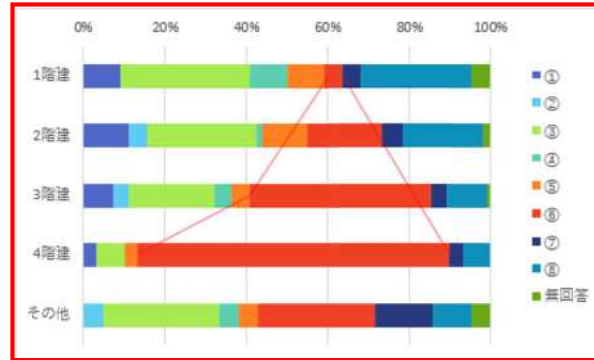
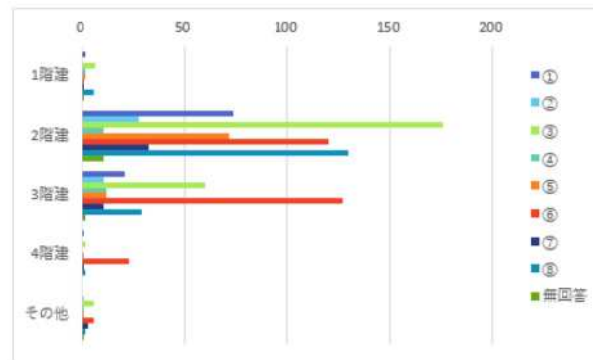


- ・一戸建ては、ほとんどが町会・自治会に加入している。
- ・共同住宅は、一戸建てと比較すると町会・自治会に加入している割合が低くなるが、過半数は加入している。

問 4 あなたのご自宅の居住形態について、ご回答ください。 × 問 11 あなたは、荒川氾濫に伴う大規模水害が想定される場合、どのような避難行動をとりますか。

◆一戸建て

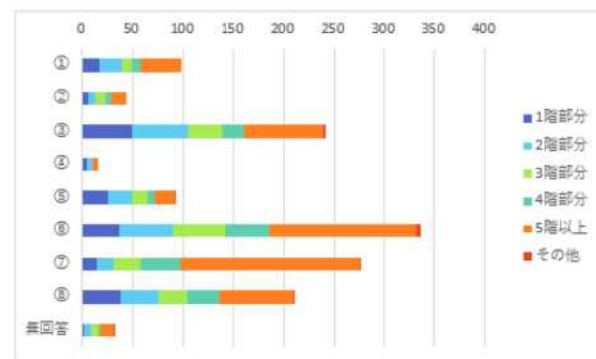
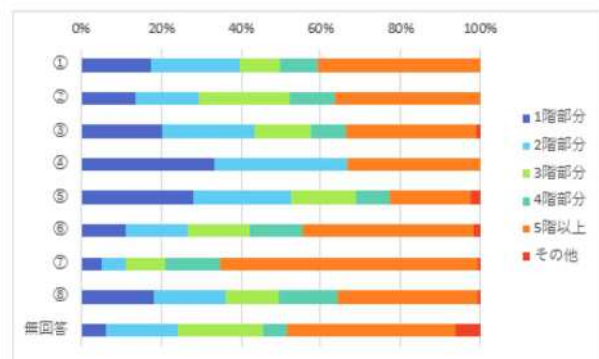
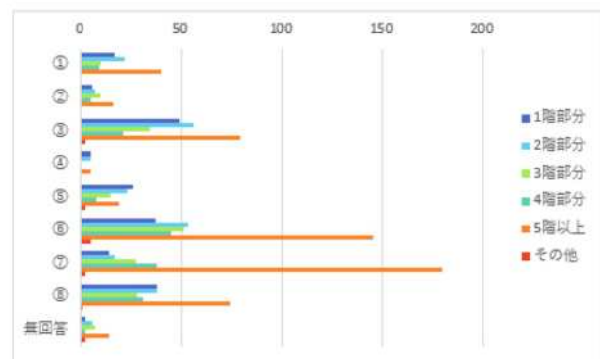
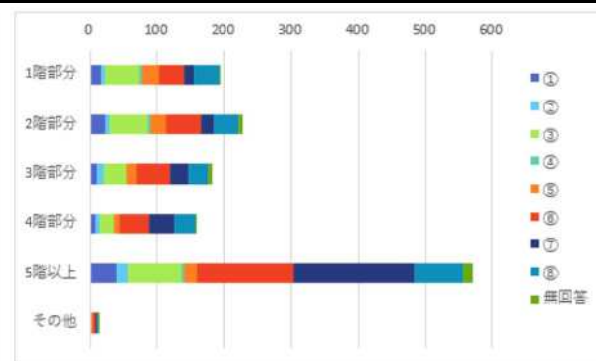
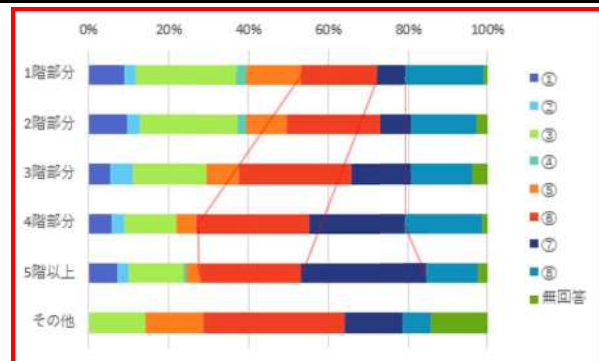
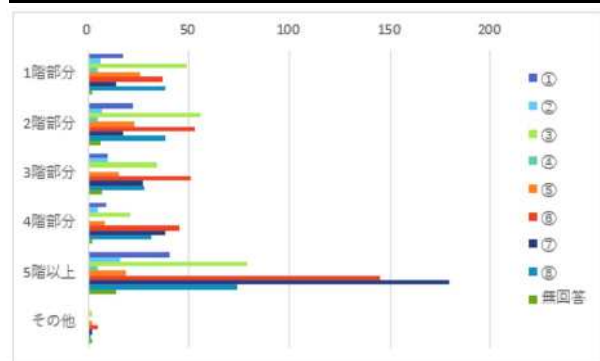
居住形態/避難行動	①浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する（区が最も推奨する避難行動）	②浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する（区が最も推奨する避難に類似する行動）	③自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所に避難する（区が推奨する避難行動）	④車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難する	⑤近所の高くて堅牢（コンクリートや重量鉄骨造など）な建物で、想定浸水深以上の上階へ避難する	⑥自宅上階（想定浸水深以上）に避難する	⑦避難することは、考えていない	⑧わからない	無回答	総計
1階建	2		7	2	2	1	1	6	1	22
2階建	74	28	176	11	72	120	33	130	11	655
3階建	21	11	60	12	12	127	11	29	2	285
4階建	1		2		1	23	1	2		30
その他		1	6	1	1	6	3	2	1	21
総計	98	40	251	26	88	277	49	169	15	1,013



- ・階数が多くなるにつれて、自宅上階への垂直避難を選択する割合が顕著に上昇する。
- ・1～2階建ての場合、⑦避難を考えていないや⑧わからない、の割合が多くなっている。

◆共同住宅

居住形態/避難行動	① 浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する（区が最も推奨する避難行動）	② 浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する（区が最も推奨する避難に類似する行動）	③ 自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所に避難する（区が推奨する避難行動）	④ 車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難する	⑤ 近所の高くて堅牢（コンクリートや重量鉄骨造など）な建物で、想定浸水深以上の上階へ避難する	⑥ 自宅上階（想定浸水深以上）に避難する	⑦ 避難することは、考えていない	⑧ わからない	無回答	総計
1階部分	17	6	49	5	26	37	14	38	2	194
2階部分	22	7	56	5	23	53	17	38	6	227
3階部分	10	10	34		15	51	27	28	7	182
4階部分	9	5	21		8	45	38	31	2	159
5階以上	40	16	79	5	19	145	179	74	14	571
その他			2		2	5	2	1	2	14
総計	98	44	241	15	93	336	277	210	33	1,347



- ・共同住宅に関しては、どの階層でも自宅での垂直避難を選択する割合に大きな差はでない。
- ・高層階になるほど避難することを考えていない住民が多い。居住階の浸水はないが、ライフライン途絶等の重大リスクの周知が必要と考えられる。

問 6 あなたは、民生委員・児童委員とどのような関わりがありますか。

× 問 8 あなたは日頃、介護保険サービスや障害福祉サービスで外部事業者を利用していますか。

民生委員との関わりの有無/サービス利用の有無	利用している	利用していない	無回答	総計
①定期的に訪問などを受けており、関わりを持っている	120	52	16	188
②どの人かは知っているが、あまり関わりはない・③わからない・知らない	1,199	1,058	115	2,372
無回答	38	20	13	71
総計	1,357	1,130	144	2,631

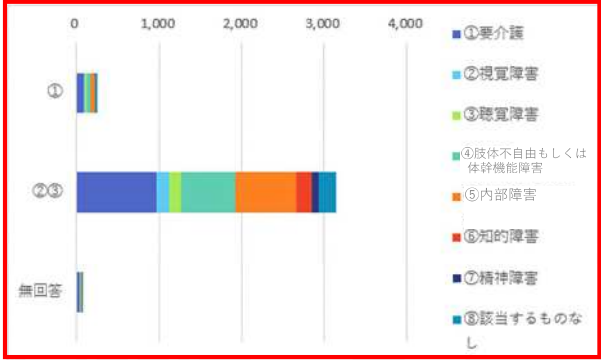
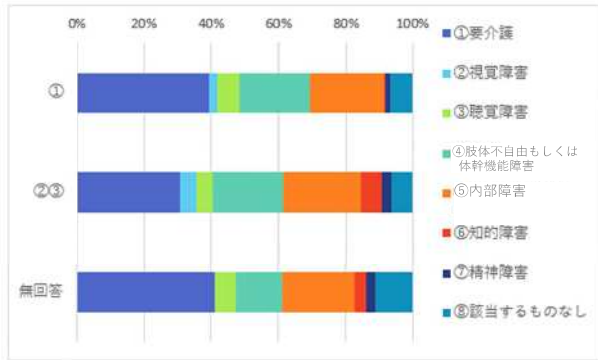
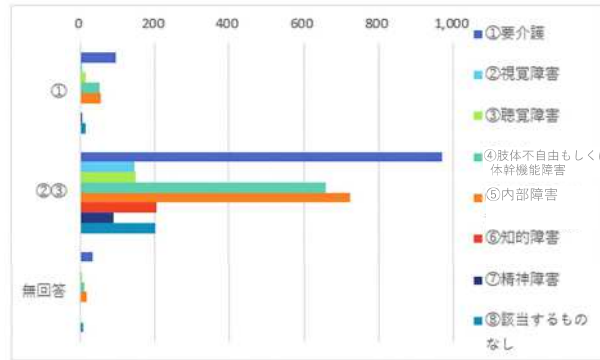
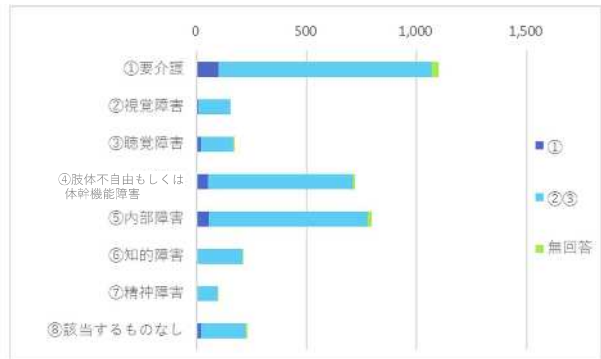
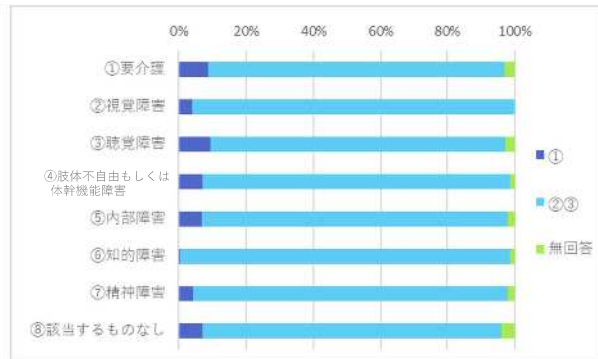
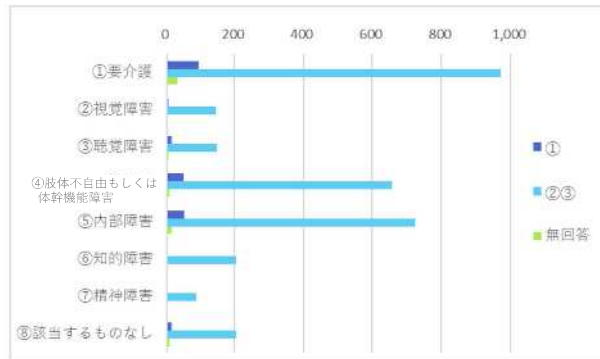


- ・民生委員・児童委員と関わりのある住民が大変少ない状況である。
- ・民生委員・児童委員と関わりがないもしくはわからない住民のうち、半数程度は介護や福祉サービス等も利用していない。

問 7 あなたの介護・障害などの状況について、該当するものをご回答ください。(複数回答可)

× 問 6 あなたは、民生委員・児童委員とどのような関わりがありますか。

介護・障害などの状況/民生委員との関わりの有無	①定期的に訪問などを受けており、関わりを持っている	②どの人かは知っているが、あまり関わりはない・③わからない・知らない	無回答	総計
①要介護	96	971	33	1,100
②視覚障害	6	147		153
③聴覚障害	16	148	5	169
④肢体不自由もしくは体幹機能障害	51	658	11	720
⑤内部障害	54	725	17	796
⑥知的障害	1	205	3	209
⑦精神障害	4	89	2	95
⑧該当するものなし	16	203	9	228
総計	244	3,146	80	3,470

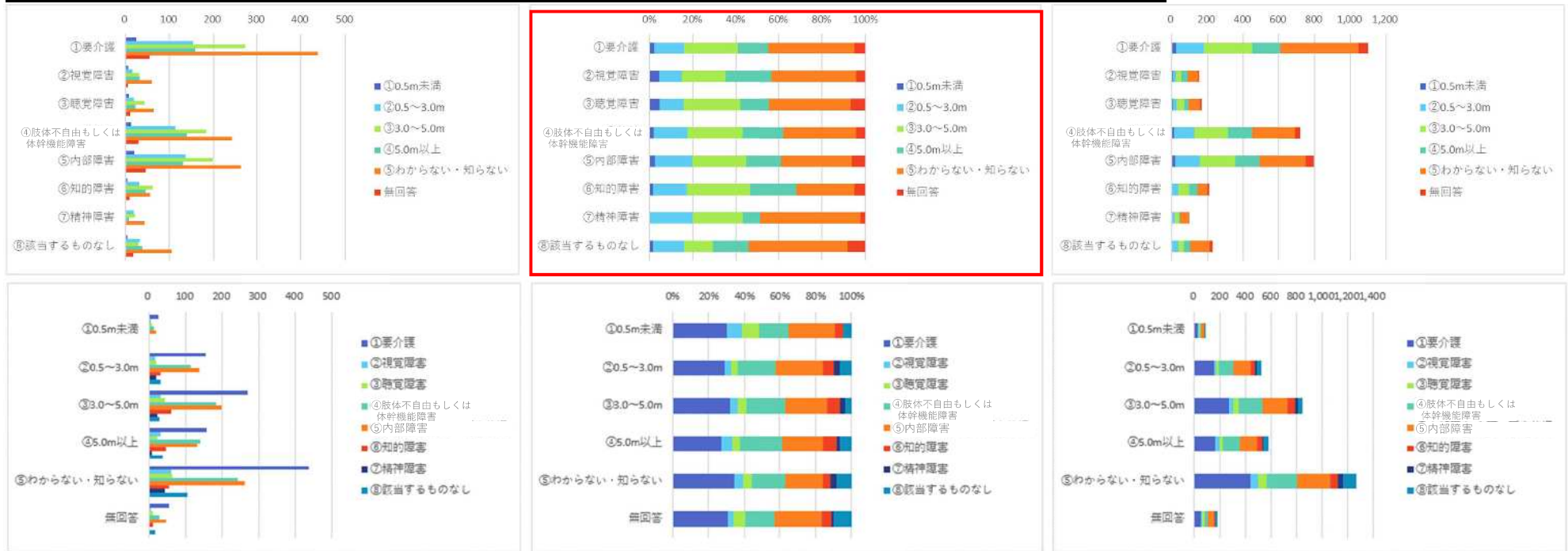


・ 民生委員・児童委員と関わりがある住民が大変少ないため、顕著な特徴は読み取ることができない。

問7 あなたの介護・障害などの状況について、該当するものをご回答ください。(複数回答可)

問9 荒川氾濫時の自宅の最大浸水深について、知っていますか。

介護・障害などの状況/最大浸水深	①0.5m未満	②0.5～3.0m	③3.0～5.0m	④5.0m以上	⑤わからない・知らない	無回答	総計
①要介護	25	153	272	158	437	55	1,100
②視覚障害	7	16	31	33	60	6	153
③聴覚障害	8	19	44	23	64	11	169
④肢体不自由もしくは体幹機能障害	14	113	183	139	241	30	720
⑤内部障害	21	137	198	131	262	47	796
⑥知的障害	4	32	61	46	56	10	209
⑦精神障害		19	22	8	44	2	95
⑧該当するものなし	4	33	30	38	105	18	228
総計	83	522	841	576	1,269	179	3,470

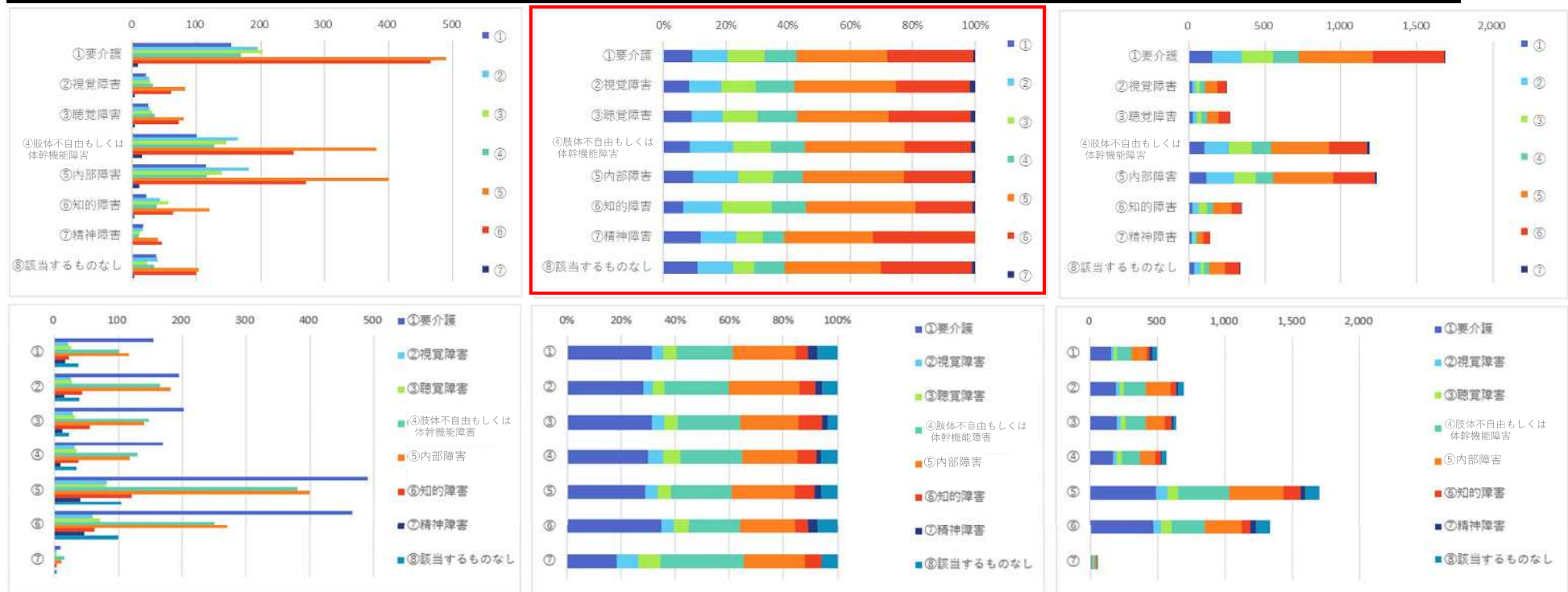


・最大浸水深の認知において、障害種別による差はそれほどないと思われる。

問7 あなたの介護・障害などの状況について、該当するものをご回答ください。(複数回答可)

問10 荒川氾濫時に自宅で発生する可能性がある重大なリスクについて、知っていますか。(複数回答可)

介護・障害などの状況/重大リスクの認知状況	①浸水が数日続く(3日(72時間)未満)	②浸水が一年以上続く(3日(72時間)以上、2週間以内)	③浸水が長く続く(2週間以上)	④氾濫の水流による家屋倒壊の発生	⑤ライフライン(電気・ガス・水道)が停止する	⑥わからない・知らない	⑦その他	総計
①要介護	155	195	202	169	490	466	9	1,686
②視覚障害	21	26	28	32	82	60	4	253
③聴覚障害	25	27	31	35	80	72	4	274
④肢体不自由もしくは体幹機能障害	101	165	147	129	381	252	15	1,190
⑤内部障害	116	181	140	117	400	271	11	1,236
⑥知的障害	22	43	56	38	121	63	3	346
⑦精神障害	17	16	12	10	40	46		141
⑧該当するものなし	37	39	23	34	104	100	3	340
総計	494	692	639	564	1,698	1,330	49	5,466

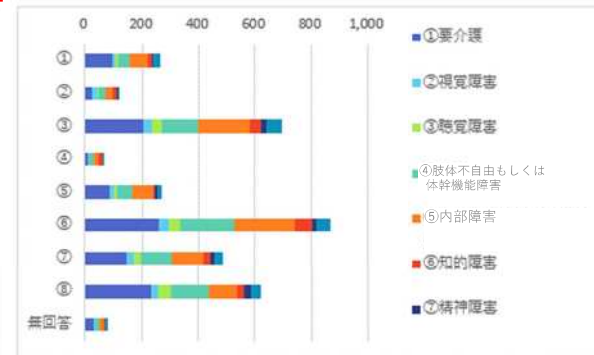
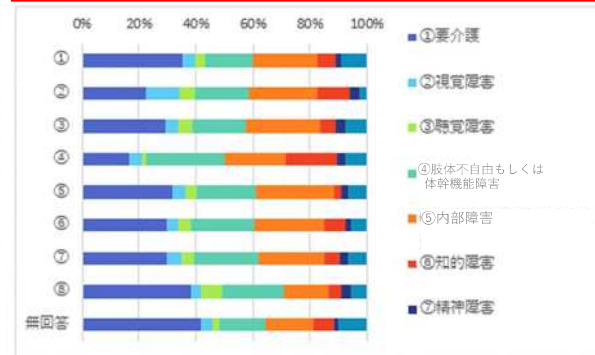
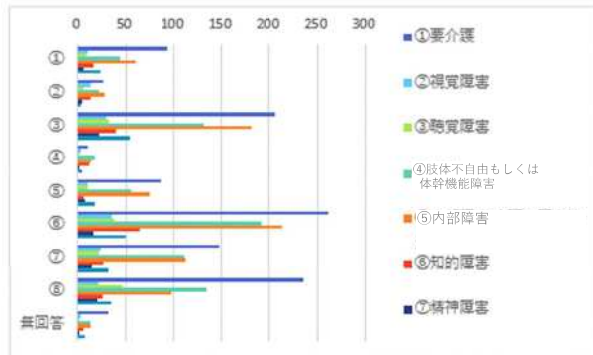
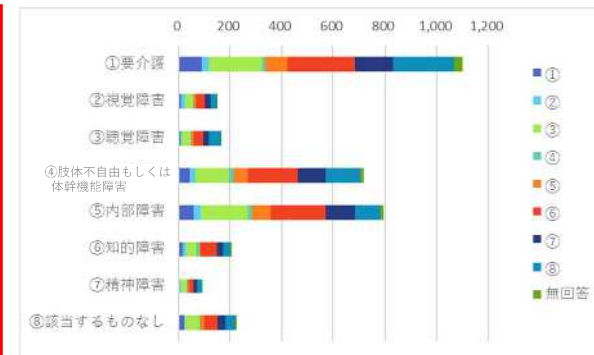
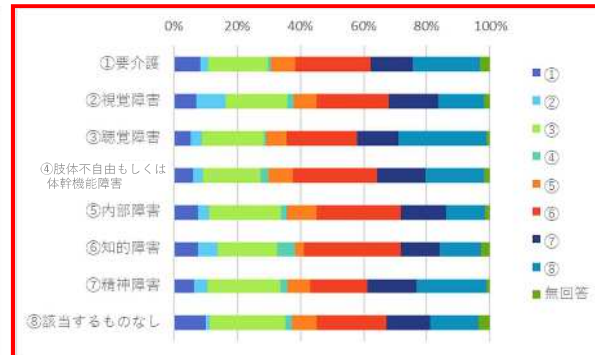
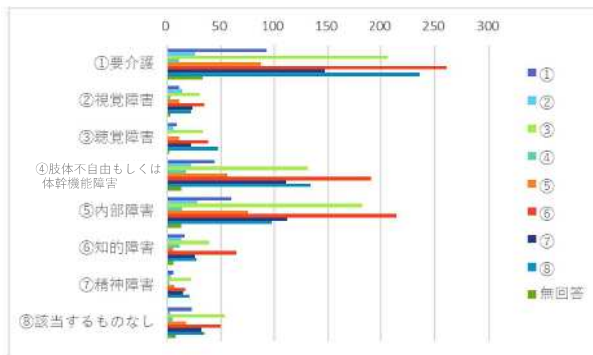


・重大リスクの認知において、障害種別による差はそれほどないと思われる。

問7 あなたの介護・障害などの状況について、該当するものをご回答ください。(複数回答可)

問11 あなたは、荒川氾濫に伴う大規模水害が想定される場合、どのような避難行動をとりますか。

介護・障害などの状況/避難行動	①浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する(区が最も推奨する避難行動)	②浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する(区が最も推奨する避難に類似する行動)	③自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所に避難する(区が推奨する避難行動)	④車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難する	⑤近所の高くて堅牢(コンクリートや重量鉄骨造など)な建物で、想定浸水深以上の上階へ避難する	⑥自宅上階(想定浸水深以上)に避難する	⑦避難することは、考えていない	⑧わからない	無回答	総計
①要介護	93	26	206	11	87	261	147	236	33	1,100
②視覚障害	11	14	30	3	11	35	24	22	3	153
③聴覚障害	9	6	33	1	11	38	22	47	2	169
④肢体不自由もしくは体幹機能障害	44	22	131	18	56	191	111	134	13	720
⑤内部障害	60	28	182	14	75	214	112	98	13	796
⑥知的障害	16	13	39	12	6	64	26	27	6	209
⑦精神障害	6	4	22	2	7	17	15	21	1	95
⑧該当するものなし	23	3	54	5	18	50	32	35	8	228
総計	262	116	697	66	271	870	489	620	79	3,470

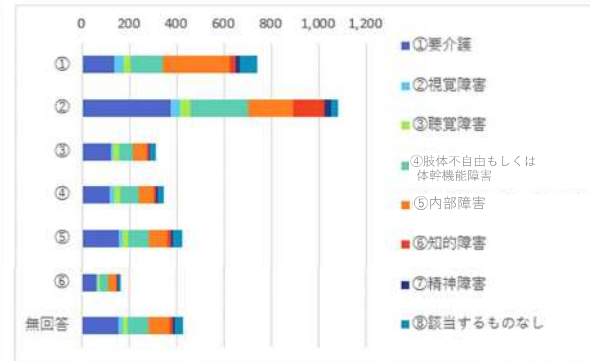
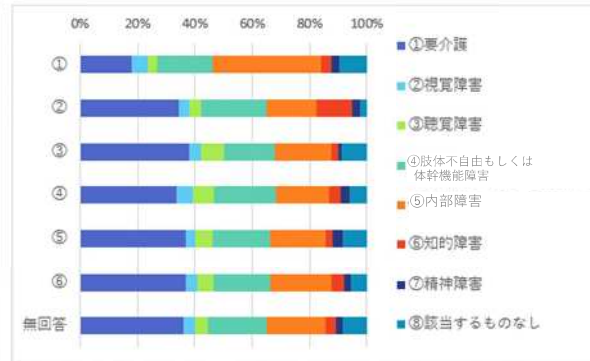
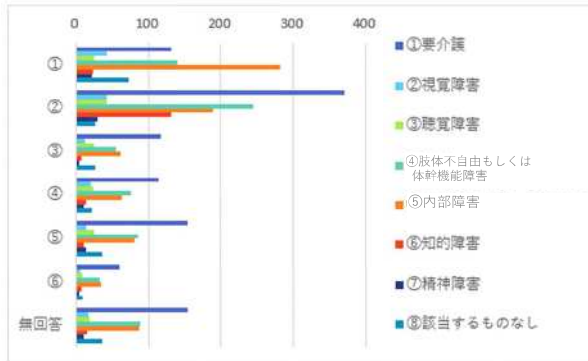
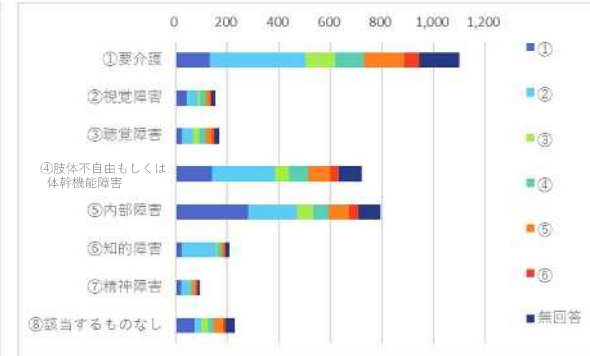
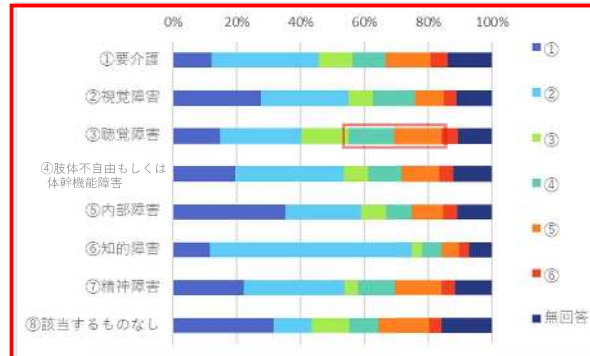
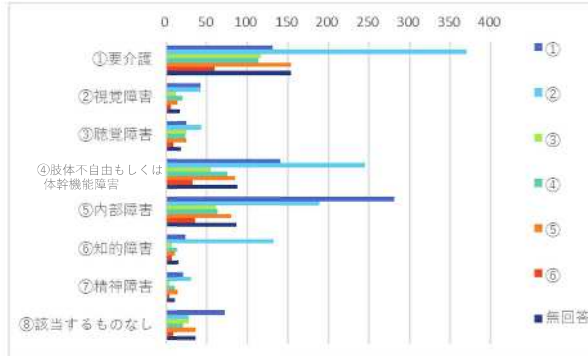


・避難行動において、障害種別による顕著な差はないと思われる。

問 7 あなたの介護・障害などの状況について、該当するものをご回答ください。(複数回答可)

問 13 あなたの避難先へ避難する適切なタイミングの考え方について、ご回答ください。

介護・障害などの状況/避難のタイミング	①気象情報や北区の避難場所を自分で入手し、避難すべきタイミングを自分で判断する	②自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、同居家族の判断に合わせる	③自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、普段関わりのあるご近所さんなどに教えてもらう(教えてもらうようお願いしている)	④自分で情報入手や、避難タイミングの判断は難しい(避難情報を教えてくれる人が身近にいない)	⑤避難に関する情報の入手などについて、考えたことがなく、わからない	⑥その他	無回答	総計
①要介護	131	370	117	114	154	60	154	1,100
②視覚障害	42	42	12	20	14	6	17	153
③聴覚障害	25	43	25	24	25	9	18	169
④肢体不自由もしくは体幹機能障害	140	245	55	75	85	32	88	720
⑤内部障害	281	189	61	63	80	35	87	796
⑥知的障害	24	132	7	13	11	7	15	209
⑦精神障害	21	30	4	11	14	4	11	95
⑧該当するものなし	72	27	27	21	36	9	36	228
総計	736	1,078	308	341	419	162	426	3,470



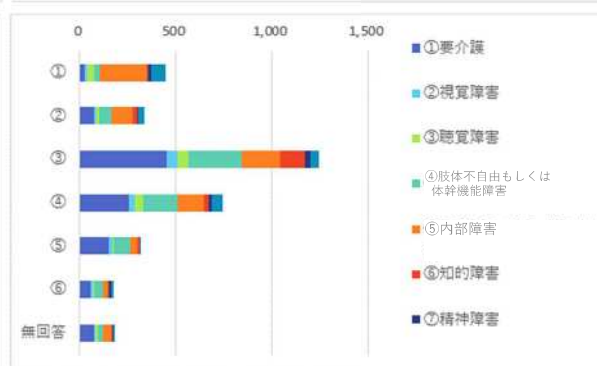
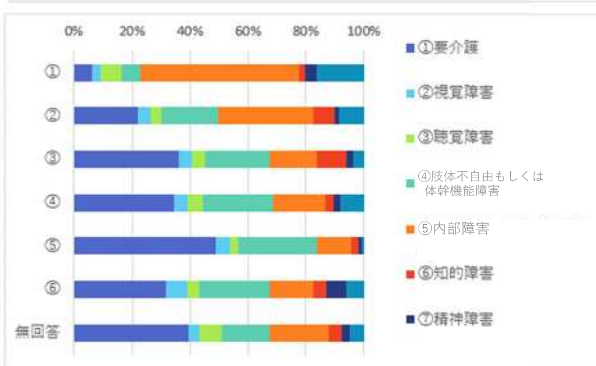
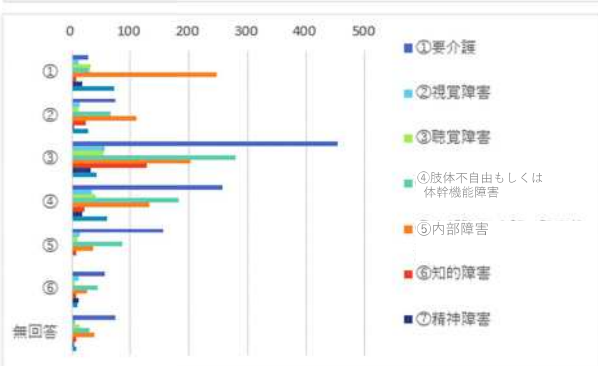
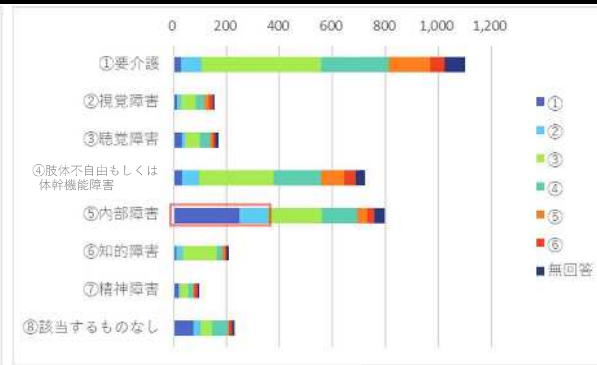
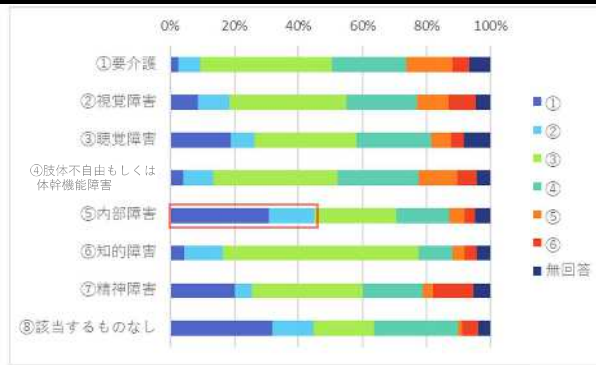
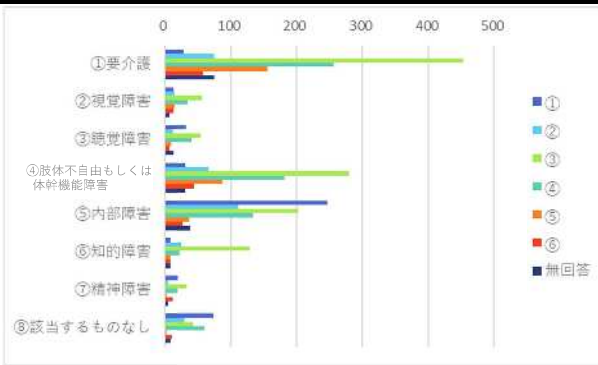
・聴覚障害の方は、情報入手や判断が困難という回答をする割合が他の障害より少し高い。

問 7 あなたの介護・障害などの状況について、該当するものをご回答ください。(複数回答可)

×

問 14 あなたは、北区が推奨する高台にある避難先への移動を自力(徒歩、公共交通機関、自家用車など)ができると思いますか。

介護・障害などの状況/自力移動	①自力での移動は、問題なくできる	②自力での移動は可能だが、家族などの付き合いがないと不安である	③移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。なお、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいる	④移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。しかし、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいない	⑤一般的な乗用車があったとしても、家族など身近な人では移動の支援ができず、介護や医療の専門の人がいないと移動ができない	⑥その他	無回答	総計
①要介護	28	75	453	257	156	57	74	1,100
②視覚障害	13	15	56	34	15	13	7	153
③聴覚障害	32	12	54	40	10	7	14	169
④肢体不自由もしくは体幹機能障害	30	66	280	182	87	44	31	720
⑤内部障害	247	111	203	133	37	27	38	796
⑥知的障害	9	25	128	22	8	8	9	209
⑦精神障害	19	5	33	18	3	12	5	95
⑧該当するものなし	73	29	43	60	3	11	9	228
総計	451	338	1,250	746	319	179	187	3,470



・内部障害の場合、自力で避難できる割合がほかの障害に比較して高い傾向がある。

王子1丁目

※お住まいの町丁目を入れてください。

荒川氾濫に伴う大規模水害時の避難に関するアンケート調査票

令和4年2月 北区 危機管理室 防災・危機管理課

番号に○をつけていただく、もしくは()の中に記入いただくことにより、ご回答をお願いします。

回答は、同封の返信用封筒により、**2月28日(月)**までに、ポストに投函ください。

なお、文中の「あなた」とは、封筒宛名に記載のある避難行動要支援者ご本人を示しますが、本アンケート調査票の記入にあたっては、ご本人のご家族やご本人から記入の依頼を受けた福祉サービス関係者などが行っても問題ありません。

1. あなたのことについて

問1 あなたの年代について、ご回答ください。

- ① 10代以下 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代 ⑤ 50代 ⑥ 60代 ⑦ 70代 ⑧ 80代以上

問2 あなたの性別について、ご回答ください。

- ① 男性 ② 女性 ③ 左記にあてはまらない

問3 あなたと一緒に住んでいるご家族の構成(世帯構成)について、ご回答ください。

- ① 一人暮らし ② 夫婦のみ ③ 親と子(2世代) ④ 祖父母と親と子(3世代)
⑤ その他()

問4 あなたのご自宅の居住形態について、ご回答ください。

- ① 一戸建て()階建て ② 共同住宅()階部分 ③ その他()

問5 あなた、もしくはあなたのご家庭について、町会・自治会に加入していますか。

- ① はい ② いいえ ③ わからない・知らない

問6 あなたは、民生委員・児童委員とどのような関わりがありますか。

- ① 定期的に訪問などを受けており、関わりを持っている
② どの人かは知っているが、あまり関わりはない ③ わからない・知らない

問7 あなたの介護・障害などの状況について、該当するものをご回答ください。(複数回答可)

- ① 要介護 ② 視覚障害 ③ 聴覚障害 ④ 肢体不自由もしくは体幹機能障害
⑤ 内部障害(心臓・じん臓・呼吸器など) ⑥ 知的障害 ⑦ 精神障害 ⑧ 該当するものはない

問8 あなたは日頃、介護保険サービスや障害福祉サービスで外部事業者を利用していますか。

① 利用している (例にならって、下表に代表的なサービスを2つまで記入をお願いします。)

No.	サービスの種別	サービス事業者名と連絡先
例	ア、通所介護	株式会社北愛福祉社 TEL03-3908-xxxx
1		
2		

【サービスの種類の選択肢の例】

【介護】	ア、通所介護(デイサービス) イ、訪問介護(ホームヘルプ) ウ、訪問看護
【障害】	エ、居宅介護(身体介護・家事援助・通院等介助) オ、重度訪問介護/重度障害者等包括支援 カ、同行援護 キ、生活介護 ク、児童発達支援/医療型児童発達支援 ケ、放課後等デイサービス コ、居宅訪問型児童発達支援 サ、意思疎通支援(手話通訳派遣等)
【共通】	シ、その他(具体的に)

② 利用していない

2. 荒川氾濫に伴う大規模水害について

問9 荒川氾濫時の自宅の最大浸水深について、知っていますか。

(参照:参考資料や東京都北区洪水ハザードマップ)

- ① 0.5m未満 ② 0.5~3.0m ③ 3.0~5.0m ④ 5.0m以上 ⑤ わからない・知らない

問10 荒川氾濫時に自宅で発生する可能性がある重大なリスクについて、知っていますか。

(参照:参考資料)(複数回答可)

- ① 浸水が数日続く(3日(72時間)未満) ② 浸水が一定以上続く(3日(72時間)以上、2週間以内)
③ 浸水が長く続く(2週間以上) ④ 氾濫の水流による家屋倒壊の発生
⑤ ライフライン(電気・ガス・上下水道)が停止する ⑥ わからない・知らない
⑦ その他()

問11 あなたは、荒川氾濫に伴う大規模水害が想定される場合、どのような避難行動をとりますか。(参照:参考資料)

- ① 浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する。(区が最も推奨する避難行動)
② 浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する。(区が最も推奨する避難に類似する行動)
③ 自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所に避難する。(区が推奨する避難行動)
④ 車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難する。
⑤ 近所の高くて堅牢(コンクリートや重量鉄骨造など)な建物で、想定浸水深以上の上階へ避難する。
⑥ 自宅上階(想定浸水深以上)に避難する。
⑦ 避難することは、考えていない。 ⑧ わからない

※⑤~⑧を選択された方は問12~、①~④を選択された方は問13~ ご回答ください。

問 12 問 11 で⑤・⑥・⑦・⑧を選択された方は、その理由をご回答ください。(複数回答可)

- ① 浸水しない地区にいる親戚や知人がいないから。
- ② 避難場所などへの移動が困難だから。
- ③ 水が引くまで、自宅などの上階への避難で耐えることができると思うから。
- ④ 避難場所などでは、不特定多数の住民との共同生活が困難だから。
- ⑤ 避難場所などの設備では、生活が困難だから。
- ⑥ その他()

問 13 あなたの避難先へ避難する適切なタイミングの考え方について、ご回答ください。

- ① 気象情報や北区の避難情報を自分で入手し、避難すべきタイミングを自分で判断する。
- ② 自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、同居家族の判断に合わせる。
- ③ 自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、普段関わりのあるご近所さんなどに教えてもらう。(教えてもらえるようお願いしている。)
- ④ 自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しい。(避難情報を教えてくれる人が身近にいない。)
- ⑤ 避難に関する情報の入手などについて、考えたことがなく、わからない。
- ⑥ その他()

問 14 あなたは、北区が推奨する高台にある避難先への移動を自力(徒歩、公共交通機関、自家用車など)でできると思いますか。

- ① 自力での移動は、問題なくできる。
- ② 自力での移動は可能だが、家族などの付き添いがないと不安である。
- ③ 移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。なお、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいる。
※「タクシーなど普通乗用車の手配ができれば、あなたが頼りにできる方の支援により、避難先へ移動できる方」は、③を選択してください。
- ④ 移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。しかし、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいない。
※「避難場所までの移動手段の有無に関わらず、付き添いのあてがない方」は、④を選択してください。
- ⑤ 一般的な乗用車があったとしても、家族など身近な人では移動の支援ができず、介護や医療の専門の人がいないと移動ができない。
- ⑥ その他()

※④を選択された方は問 15～、⑤を選択された方は問 16～、それ以外の方は問 18～ お答えください。

問 15 問 14 で④を選択された方は、ご回答ください。避難が必要になった時、誰に支援してもらえたらよいと考えますか。(複数回答可)

- ① 普段利用している介護・福祉のサービスの担当者・訪問看護担当者 ② 近所の住民
- ③ 町会・自治会の役員 ④ 民生委員・児童委員 ⑤ 離れたところに住む親戚・知人
- ⑥ 思いつかない・特にいない
- ⑦ その他()

問 16 問 14 で④・⑤を選択された方は、ご回答ください。避難が必要になった時、安全な避難のため、町会・自治会の役員や民生委員・児童委員などに対して、あなたの氏名や住所、電話番号、介護や障害の状況などの情報を提供することについて、どのように考えますか。

- ① 必要なことであり、特に問題はないと考える。
- ② 必要なことと理解するが、他者に自身に関する情報を提供することには不安がある。
- ③ 町会・自治会の役員や民生委員・児童委員などに自身に関する情報を提供することは、承諾しかねる。
- ④ その他()

問 17 避難にあたり、障害・介護の状況からあなたが特別に用意しなければいけないと思うものをご回答ください。(自由記述)

例：人工呼吸器の外部バッテリー、充電式吸引器、酸素ボンベ、ストーマパウチ など

問 18 避難所生活を考えた場合、あなたにとって必要なことをご回答ください。(複数回答可)

- ① スロープやトイレなど避難所のバリアフリー化 ② 専門家によるケアを受けることができる体制
- ③ 医療機器などを使うための電源 ④ 不特定多数の住民との共同生活とならないような空間
- ⑤ 床では起き上がれない、介助が必要などの理由でベッドが必要 ⑥ 特になし
- ⑦ その他()

問 19 大規模水害からの避難に関して、疑問や不安なことなど、ご意見があれば記入をお願いします。(自由記述)

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

避難行動要支援者名簿の作成と活用について

1. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 現状

- ・ 平常時の名簿と災害時の名簿、2種類の名簿を作成しており、平常時の名簿は避難支援等関係者（警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）（希望する場合のみ）、民生委員・児童委員、高齢者あんしんセンター）に提供している。
- ・ 名簿の登録要件は、区が指定する登録者の要件（自動登録）と、手上げにより登録可能な要件が示されている。
- ・ 名簿の情報更新は、自動登録者について毎月更新をしている。

(2) 今後の課題

- ・ 町会・自治会への平常時の名簿提供は、今後も引き続き希望する町会・自治会のみへの提供とするか、全町会・自治会に対して展開していく方針とするか、検討が必要である。提供する場合、具体的な活用方法を示す必要がある。（2. の課題にもつながる）
- ・ 登録要件に該当しない要支援者、社会的孤立者における要支援者の把握方法を検討する必要がある。

【参考】社会的孤立者について

- 孤独・孤立の全体像の概括的把握のための全国調査を令和3年度に実施しているが、我が国における孤独・孤立の実態を的確に把握するための調査方法は確立されておらず、実態把握のあり方や具体的な把握方法について引き続き検討が必要とされている。（孤独・孤立対策の重点計画（内閣官房、令和3年12月28日）より）

→国としても、社会的孤立者の把握については方針が確立していない。

- 社会的孤立者対策として、北区が取り組んでいることは、以下のような取り組みである。

- ・ 北区では高齢者あんしんセンターを中心に、町会・自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、声かけサポーター、企業等の協力団体など地域のさまざまな担い手が見守りや支え合い活動に取り組んでいます。（北区地域保健福祉計画（H29年12月）P.31）

→見守り等をしている対象者のなかで、避難行動に支援が必要そうな方はいないか。そういった方は、名簿に登録されているのか。（避難支援等関係者であれば名簿との照会もできるが、シニアクラブ等では名簿との照会ができない。）

- ・ 一人ぐらし高齢者定期訪問：一人ぐらしの高齢者に対し、民生委員が定期的に週1回程度訪問し、安否の確認や悩み事の相談を行い、精神的に支援することで、孤独感や孤立感の解消を図ります。（北区地域保健福祉計画（H29年12月）P.56）

→こういった訪問等を退け続けるような方は、社会的に孤立していないか。

2. 避難行動要支援者名簿の活用

(1) 現状

- ・ 平常時の名簿は避難支援等関係者（警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）（希望する場合のみ）、民生委員・児童委員、高齢者あんしんセンター）に提供している。
- ・ 災害時の名簿は、災害対策基本法の規定により、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき」に、避難支援等関係者に提供できるものである。

(2) 今後の課題

- ・ 具体的な名簿の活用方法を検討し、地震時と水害時の活用の違いなども含め、避難支援等関係者に示す必要がある。

【参考】他自治体での名簿活用事例について

●平常時の活用

- ・ 名簿登載者に対する防災訓練の実施（金沢市新神田、福岡県久留米市）
- ・ 名簿登載者と困り事や災害の備えなどについて話す懇談会の実施（大阪府高槻市）

●災害時の活用（水害）

- ・ 避難準備情報が発令された地域の要支援者に対して、電話にて情報の提供を行った。（福岡県飯塚市、平成 28 年 7 月）
- ・ 電話連絡等を実施し、避難支援を希望する方に対して移送支援を実施した。（北海道富良野市、平成 28 年台風 9 号・10 号）
- ・ 災害発生後、名簿を利用して、避難状況の確認等を行った。（岩手県野田村、平成 28 年台風 10 号）

水害時には、名簿を使った電話連絡により、避難情報の伝達、ニーズ把握、避難状況（安否）の確認などに使用されている事例がある。
北区は名簿登載者が多いため、電話連絡による支援をする場合、避難支援等関係者による役割分担が必要不可欠となる。

●災害時の活用（地震）

- ・ 熊本地震（本震）発災により、町から消防団に地区ごとの名簿を配布して安否確認及び避難誘導を依頼。（熊本県南関町、平成 28 年熊本地震）

個別避難計画の作成と活用について

1. 今回の第4回検討委員会で諮る事項

(1) 個別避難計画の作成の進め方に関する概要

これまでの議論を踏まえて、以下の通り整理した。

- ・個別避難計画の作成フロー（別紙1）
- ・優先度毎の作成方針と役割分担（別紙1）
- ・作成に係るスケジュール（別紙2）

(2) 個別避難計画作成に関連して検討しておくべきポイント

- ・避難タイミング（別紙3）

大規模水害が発生する恐れがあり、注意を呼び掛けるタイミングや、避難を開始するタイミングやそのときの状況、区や支援者の役割等を整理した。（線状降水帯の予報に関する取扱いは今後の課題）

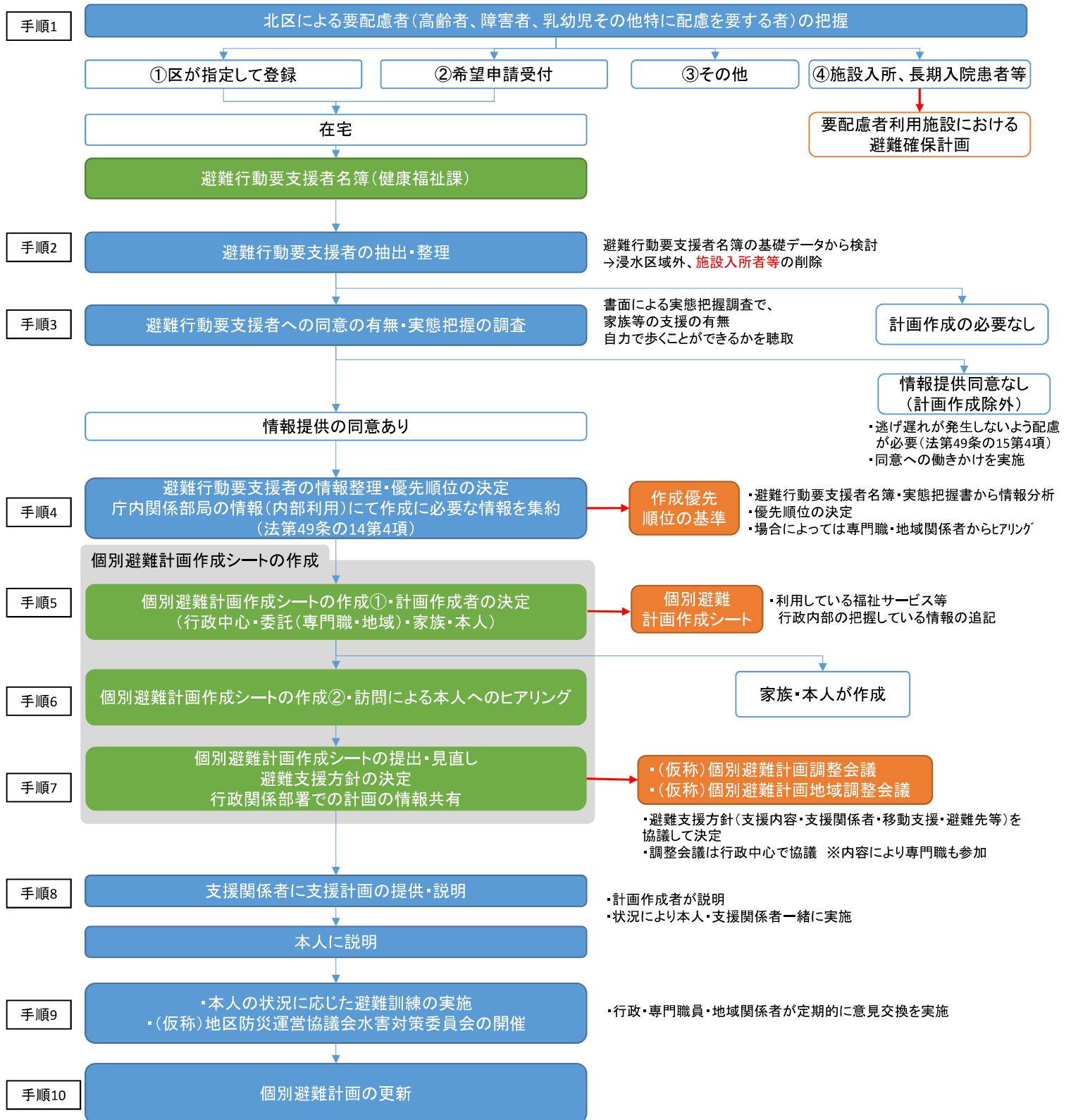
- ・避難先の設定にかかる方針（別紙4）

基本方針では、高台避難となるが、アンケートの結果から避難者の避難場所に関する意向に基づき、想定される避難場所ごとの人数を整理した。

(3) 個別避難計画作成シートに関して（別紙5）

- ・個別避難計画作成シートについては、意見を踏まえて見直しを行った。
- ・医療的ケアを要する方の状態像はさらに細分化を検討する必要があるため、添付のような課題整理表を追加した。（別紙6）
- ・実際に運用する際には、タブレット等による入力支援ツールを活用するなど、作成や情報の共有の仕組みを検討する。

個別避難計画の作成・活用フロー



用語

- ・本人／自力で避難ができない者
- ・支援関係者／専門職員・地域関係者など実際に本人に何らかの支援を行う者
- ・行政／区各所管課（健康福祉課・防災・危機管理課・障害福祉課等）
- ・専門職員／地域包括支援センター、ケアマネージャー、自立支援相談員、訪問看護師、通所（デイサービス）職員等
- ・地域関係者／民生委員、町会・自治会、消防団等



優先度ごとの作成方針

優先度	内容		計画作成方針
A	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし 以下の区分に該当 ・要介護度 4～5 ・障害支援区分5～6 ・愛の手帳 1～2度 ・精神 1級		・移動支援の手段について必ず検討する。 ・避難先についても、通常の避難所以外の避難先（福祉避難所や関係している医療機関等）についても検討する。
B1	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし 以下の区分に該当 ・要介護度 3 ・障害者手帳 1～3級 ・障害支援区分 4		・自力での移動支援について検討する。 難しい場合は、移動支援の手段について検討する。 ・通常の避難所への避難を検討する。 難しい場合は、避難先（福祉避難所等）についても検討する。
B2	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし A及びB1に該当しない方（手あげ登録者）		ヒアリング内容によって計画方針を決定
C1	浸水あり・自力歩行	(18歳以上)	地域で一緒にマイ・タイムラインを作成する
C2	不可・支援者あり	(18歳未満)	
D	浸水あり・自力歩行可能		

役割分担

計画作成者	優先度	行政職員	福祉専門職		支援サービス提供者			医療関係者		避難支援等関係者				要支援者	
			居宅介護支援事業所 〔ケアマネージャー〕	相談支援事業所 〔相談支援専門員〕	介護サービス提供事業者	通所介護事業所	障害福祉サービス提供事業所	訪問看護ステーション	医療関係者	高齢者あんしんセンター	町会・自治会	民生児童委員	警察署、消防署	家族	要支援者本人
	優先度A	高	中	中	低	低	低	中	低						
	優先度B	中	高	高	中	中	中	中	低	低					
	優先度C		中	中	高	高	高	低	低	中	低	低		低	
	優先度D		低	低	中	中	中	低	低	中	高	高		中	中

【計画作成者のランク】

高・中・低 ⇒ 計画作成者となりうる可能性を示す

個別避難計画年度別スケジュール(案)

No	項目	個別避難計画の作成・活用フロー手順	主体	令和3年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度以降		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	
1	作成・活用方針の検討	-	防災・危機管理課 (検討委員会)	→							
2	要配慮者の把握、 避難行動要支援者の抽出・整理	手順1・2	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)			→					
3	避難行動要支援者への同意の有無 ・実態把握の調査	手順3	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)			→					
4	避難行動要支援者の情報整理 ・優先順位の決定	手順4	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)				→				
5	計画作成者への説明・研修 (福祉・医療関係者等)	-	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)			→					
6	計画作成者への説明・研修 (自主防・地区住民)	-	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)			→					
7	個別避難計画の作成 【優先度 A】	手順5~8	行政職員 (協力:福祉専門職)				→				
8	個別避難計画の作成 【優先度 B】		福祉専門職 (協力:行政職員、支援サービス提供者)					→			
9	支援関係者に支援計画の提供・説明 本人への説明		計画作成者					→			
10	マイ・タイムラインを作成(地域と一緒に) 【優先度 C・D】	-	支援サービス提供者、 町会・自治会・民生・児童委員				→				
11	個別避難計画の見直し	手順10	計画作成者					→			
12	個別避難計画作成対象者の見直し	-	※No2~4と同様				→				
13	新規計画作成者への説明・研修	-	※No5~6と同様				→				
14	新規対象者の個別避難計画の作成 【優先度 A・B】	-	※No7~10と同様					→			

No.11 は、一度作成した計画を見直すもの、No12~14 は、新たに避難行動支援者となった方に対して取り組むもの

北区避難支援タイムライン(イメージ)

資料5 別紙3

時間の目安※	雨や河川の状況	北区の行動	避難支援者の行動 (地域や福祉関係者、 要支援者の家族など)	要支援者の行動	【参考】 江東5区の行動 (江東5区大規模水害広域計画より)
【参考】台風第19号時の状況					
-72h	台風による首都圏への影響の可能性 ※荒川下流タイムラインでは-72h	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応即応本部の設置 情報収集と情報共有 避難場所本部、福祉避難所本部の立ち上げ、避難施設職員の参集指示 入所福祉施設への連絡 避難支援者との調整・連絡 → 区から情報を受け取る 	個別避難計画を確認する ←	個別避難計画を確認する	共同検討開始 (江東5区による検討) (72時間前を想定)
-48h	台風の首都圏への接近 ※荒川下流タイムラインでは-48h	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難情報、計画運休の情報確認と情報共有 自主避難(区外避難)の周知 高齢者等避難発令の検討 区有施設の休館、休校、休園等の決定と情報共有 入所福祉施設の避難の調整 避難支援者との連絡・調整 → 区から情報を受け取る 			自主的広域避難情報 (広域避難の呼びかけ) (72~24時間前を想定)
「関東で狩野川台風匹敵の恐れ」 気象庁により報道発表 10月11日(金)11時頃					
-24h	大雨・洪水警報(埼玉、東京) ※荒川下流タイムラインでは-24h	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難の発令 水位情報等により避難情報発令検討 入所福祉施設の避難の調整 避難支援者との連絡・調整 → 区から情報を受け取る 			広域避難勧告 (24~9時間前を想定)
東京あたりを台風が通過 10月12日(土)21時頃					
-9h		<ul style="list-style-type: none"> 高台水害対応避難場所、高台水害対応福祉避難所の開設・運営 	要支援者に対して避難支援を行う(準備、情報伝達、移動支援etc)	避難行動を開始する	
【検討課題】 避難情報発令の タイミング					
越辺川・都幾川の堤防決壊 10月13日(日)5~7時頃					
		避難指示の発令(荒川下流タイムラインでは-3h※)	避難支援を中止し、支援者自身も避難する		域内垂直避難指示 (9~0時間前を想定)
岩淵水門の記録水位7.17m観測 10月13日(日)9:50					
0h	氾濫発生				
【検討課題】 ・北区の避難支援に関する 行動内容とタイミング					
【検討課題】 支援者・要支援者の行動内容とタイミング					
緊急安全確保の発令(荒川下流タイムラインには現状存在しない)					

※荒川下流タイムラインの目安の時刻は、0hが「堤防決壊の恐れあり、越水開始まで4-9時間を想定」したもものとなっている。

前提

●要支援者の避難に係る区や関係者の行動にフォーカスしたタイムラインを検討する。(A3で1枚程度を予定)

課題

●北区における高齢者等避難や避難指示の発令タイミングを検討する必要がある。

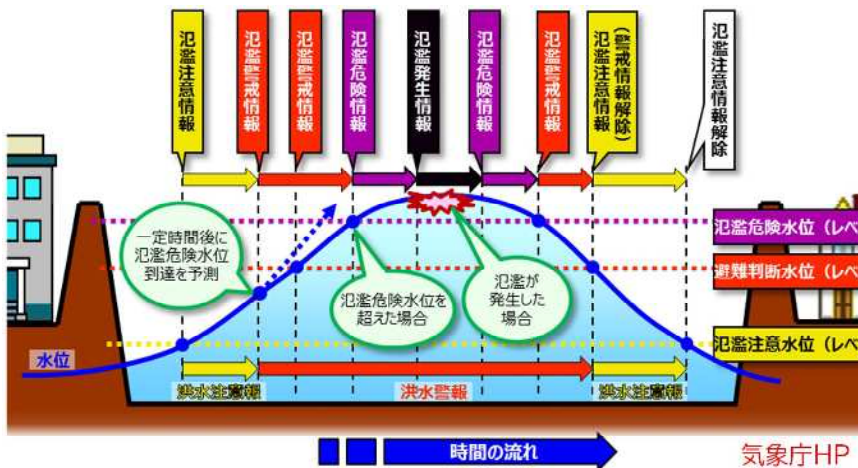
- ・北区地域防災計画風水害編P.518によると、避難準備・高齢者等避難開始の発令基準は以下の表の通りとなっている。
- ・荒川下流タイムライン(拡大試行版)【2021年版】(10/20ページ)において、北区の避難準備・高齢者等避難開始の発令は、氾濫注意情報(岩淵)や水防警報(出動)(岩淵)が発令される-11h頃、となっている。
- ・荒川下流タイムラインの方が、地域防災計画と比較して早めに避難準備・高齢者等避難開始を発令することになっている。

【風水害時における避難勧告等の基準】

	局地的大雨・集中豪雨→石神井川氾濫	大型台風・停滞前線→荒川氾濫	土砂災害
自主避難の呼びかけ	○東京地方23区西部(北区)に大雨・洪水警報等が発令され、現在の降雨状況及び雨雲の移動状況並びに周辺地域の雨量等から風水害に対する注意と警戒が必要となったとき	○台風の規模や進路により、人的被害が想定されるとき	○東京地方23区西部(北区)に大雨警報(土砂災害)が発令され、現在の降雨状況及び雨雲の移動状況並びに周辺地域の雨量等から土砂災害に対する注意と警戒が必要となったとき
避難準備・高齢者等避難開始	① 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ② 荒川：氾濫警戒情報 ^{#2} が出たとき		○大雨警報(土砂災害)が発令され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 等
避難指示	① 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ② 石神井川：氾濫危険情報 ^{#1} が出たとき	② 荒川：氾濫危険情報 ^{#3} が出たとき	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○大雨警報(土砂災害)が発令され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 等
避難指示(緊急)	① 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ② 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況(立ち退き避難、屋内安全確保) ③ 人的被害の発生した状況 ④ 氾濫が発生したとき(屋内安全確保) ⑤ 大雨特別警報(浸水害)が発令されたとき	⑤ 荒川：氾濫発生情報 ^{#4} が発表されたとき ⑥ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発令されている、または発表されるおそれがあるとき	○土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 ○大雨特別警報(土砂災害)が発令されたとき 等

※1：基準点の水位が、氾濫危険水位に到達した時
 ※2：荒川の水位観測所(熊谷、治水橋、岩淵水門上)のいずれかの水位が、概ね2〜3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時
 ※3：荒川の水位観測所(熊谷、治水橋、岩淵水門上)のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達した時
 ※4：洪水予報を行う区域において、氾濫が発生した時

地域防災計画風水害編P518



- ・北区地域防災計画における避難勧告
- ・北区地域防災計画における避難準備・高齢者等避難開始
- ・荒川下流タイムラインにおける北区の避難勧告
- ・荒川下流タイムラインにおける北区の避難準備・高齢者等避難開始(-11hくらい)

【警戒レベル3】高齢者等避難（洪水予報河川）

・「避難情報に関するガイドライン」によれば、警戒レベル3に相当する高齢者等避難は、荒川などの洪水予報河川であれば、避難判断水位の超過、氾濫危険水位への到達見込みが一種の判断目安になっている。

【検討事項】

- ・要支援者の避難に何時間程度の時間を見込み、どういった判断基準で高齢者等避難を発令することとするか。
- ・高齢者等避難＝危険な場所から高齢者等は避難ですが、避難の準備はどのようなタイミングで実施すべきか。（高齢者等避難の発令タイミングとの兼ね合い等）

【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準の設定例	
1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。	
1：	指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合
2：	指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
3：	国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合
4：	堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
5：	警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

避難情報に関するガイドラインP63

●参考

・荒川下流タイムライン(拡大試行版)【2021年版】における、他自治体の高齢者等避難の発令タイミングを整理しました。（荒川下流タイムラインでは「避難準備・高齢者等避難開始」と記載されているので、原文ママ）

時間（いつ）				行動	実施者
レベル	水位（洪水予報等）	気象情報・予警報	目安時刻		
1-2	水防団待機水位（岩淵）		-30H	避難準備・高齢者等避難開始の 発令	葛飾区
	水防団警報（待機・準備）（岩淵）				
	氾濫注意情報（熊谷）		-18H	避難準備・高齢者等避難開始 発表の検討	川口市
	氾濫注意情報（治水橋）		-14H	避難準備・高齢者等避難開始 発表・伝達 避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は避難準備・高齢者等避難開始の 発表・伝達を検討	川口市 蕨市
2	氾濫注意情報（岩淵） 水防警報（出動）（岩淵）		-11H	避難準備・高齢者等避難開始の 発表・伝達 （熊谷、治水橋、岩淵いずれかの氾濫注意情報に基づく）	川口市
				避難準備・高齢者等避難開始の 発表・伝達	板橋区 北区
				避難準備・高齢者等避難開始の 発表・伝達 （江東5区関連）	江戸川区 墨田区 足立区
				避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は避難準備・高齢者等避難開始の 発表・伝達を検討	蕨市 戸田市
	氾濫警戒情報（熊谷）			状況に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の 発表・伝達	千代田区
	氾濫危険情報（熊谷）		-8H	避難準備・高齢者等避難開始の 発表・伝達	中央区
	岩淵水門（上）の水位が避難判断水位に達すると予想		(-6H)	避難準備・高齢者等避難開始の 発表・伝達	江東区
	氾濫警戒情報（治水橋）		-4H	避難準備・高齢者等避難開始の 発表検討	蕨市 戸田市
3	氾濫警戒情報（岩淵）		-3H	避難準備・高齢者等避難開始の 発表・伝達	戸田市 中央区 荒川区
				避難準備・高齢者等避難開始の 発表検討	蕨市
	氾濫危険情報（治水橋）		-1H	避難準備・高齢者等避難開始の 発表・伝達	千代田区 港区
	氾濫危険情報（岩淵）		0H ※	避難準備・高齢者等避難開始の 発表・伝達	港区 文京区
5	荒川下流で破堤氾濫が発生		XH	避難準備・高齢者等避難開始の 発表・伝達 （東部地域）	葛飾区

※0H：堤防が決壊する恐れあり。なお、越水開始まで4～9時間を想定。

課題

●北区の行動を市内で検討するほか、避難支援者や要支援者自身の行動について、概ねの行動内容やタイミングを示す。

（避難支援者や要支援者の行動例）

- ・個別避難計画やマイ・タイムラインを確認する。（避難支援者・要支援者）
- ・自身が支援する要支援者に対して電話や訪問による声掛けをする。（避難支援者）
- ・避難所に持っていく荷物を準備する。（避難支援者・要支援者）
- ・避難所、親戚宅等、水平避難先への移動を開始する。（避難支援者・要支援者）

【参考】北区避難支援タイムラインと台風第19号時の状況

タイムラインにおける想定		2019年台風第19号時の状況		
時間の目安※	雨や河川の状況	北区の行動	雨や河川の状況	北区の行動
-72h	台風による首都圏への影響の可能性 ※荒川下流タイムラインでは-72h	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応即応本部の設置 情報収集と情報共有 避難場所本部、福祉避難所本部の立ち上げ、避難施設職員の参集指示 入所福祉施設への連絡 避難支援者との調整・連絡 		
-48h	台風の首都圏への接近 ※荒川下流タイムラインでは-48h	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難情報、計画運休の情報確認と情報共有 自主避難(区外避難)の周知 高齢者等避難発令の検討 区有施設の休館、休校、休園等の決定と情報共有 入所福祉施設の避難の調整 避難支援者との連絡・調整 	「関東で狩野川台風匹敵の恐れ」 気象庁により報道発表 10月11日(金)11時頃	
-24h	大雨・洪水警報(埼玉、東京) ※荒川下流タイムラインでは-24h	<ul style="list-style-type: none"> 水位情報等により避難情報発令検討 自主避難所の運営 入所福祉施設の避難の調整 避難支援者との連絡・調整 	大雨警報(土砂災害) 大雨警報(浸水害) 10月12日(土)4:14	10月12日(土)10時～ JR東日本在来線計画運休 13時～東京メトロ計画運休 14時～都電荒川線計画運休
-9h		高齢者等避難の発令(-11h※1)	東京あたりを台風が通過 10月12日(土)21時頃	避難勧告の発令 10月12日(土)16:05 堀船、滝野川地区の石神井川浸水想定区域内に発令
0h	氾濫発生	高台水害対応避難所、高台水害対応福祉避難所の開設・運営	大雨特別警報(土砂災害) 10月12日(土)21:27 大雨特別警報(浸水害) 22:16 大雨警報(土砂災害) 10月13日(日)23:55	避難勧告の発令 10月12日(土)22:21 一部地域に発令 北区の避難者数2,291人(23時時点)
		避難指示の発令(-3h※1)	越辺川・都幾川の堤防決壊 10月13日(日)5～7時頃	避難準備・高齢者等避難開始の発令 10月13日(日)00:50 台風通過後、避難勧告を解除 一部地域に発令
		緊急安全確保の発令	岩淵水門の記録水位7.17m観測 10月13日(日)9:50 ※2	

※1荒川下流タイムラインの目安の時刻は、0hが「堤防決壊の恐れあり、越水開始まで4-9時間を想定」したものとなっている。

※2荒川下流で氾濫は発生していないため、岩淵水門が最高の水位を観測した時間を0hに置いている。

避難行動別の人数概算について

区民意識調査より把握した、避難行動要支援者の避難行動の意向より、それぞれの避難行動をとる人数を概算した。下記の情報を掛け合わせ、想定される避難行動別の人数を整理した。

- ・個別避難計画作成の優先度（次頁参照）に該当する人数
- ・区民意識調査（※1）にて把握した避難行動の意向の割合

優先度\避難行動	①親戚宅・知人宅 (8.1%)	②ホテル・旅館 (3.2%)	③高台の避難所 (21.2%)	④車中泊 (1.7%)	⑤近所の堅牢な 建物上階 (7.7%)	⑥自宅上階 (25.5%)	⑦避難しない (13.5%)	⑧わからない +無回答 (19.2%)
A (942人)	77	30	199	16	72	240	127	180
B1 (1,611人)	131	52	341	27	124	410	218	308
B2 (708人)	58	23	150	12	54	180	96	135
C1 (2,411人)	196	78	510	40	185	614	326	461
C2 (131人)	11	4	28	2	10	33	18	25
D ※2	—	—	—	—	—	—	—	—
計 5,803人	472	187	1,229	97	446	1,478	785	1,109

※1 区民意識調査の問11にて、避難行動要支援者の避難行動の意向を調査している。設問と回答の選択肢は以下の通りである。

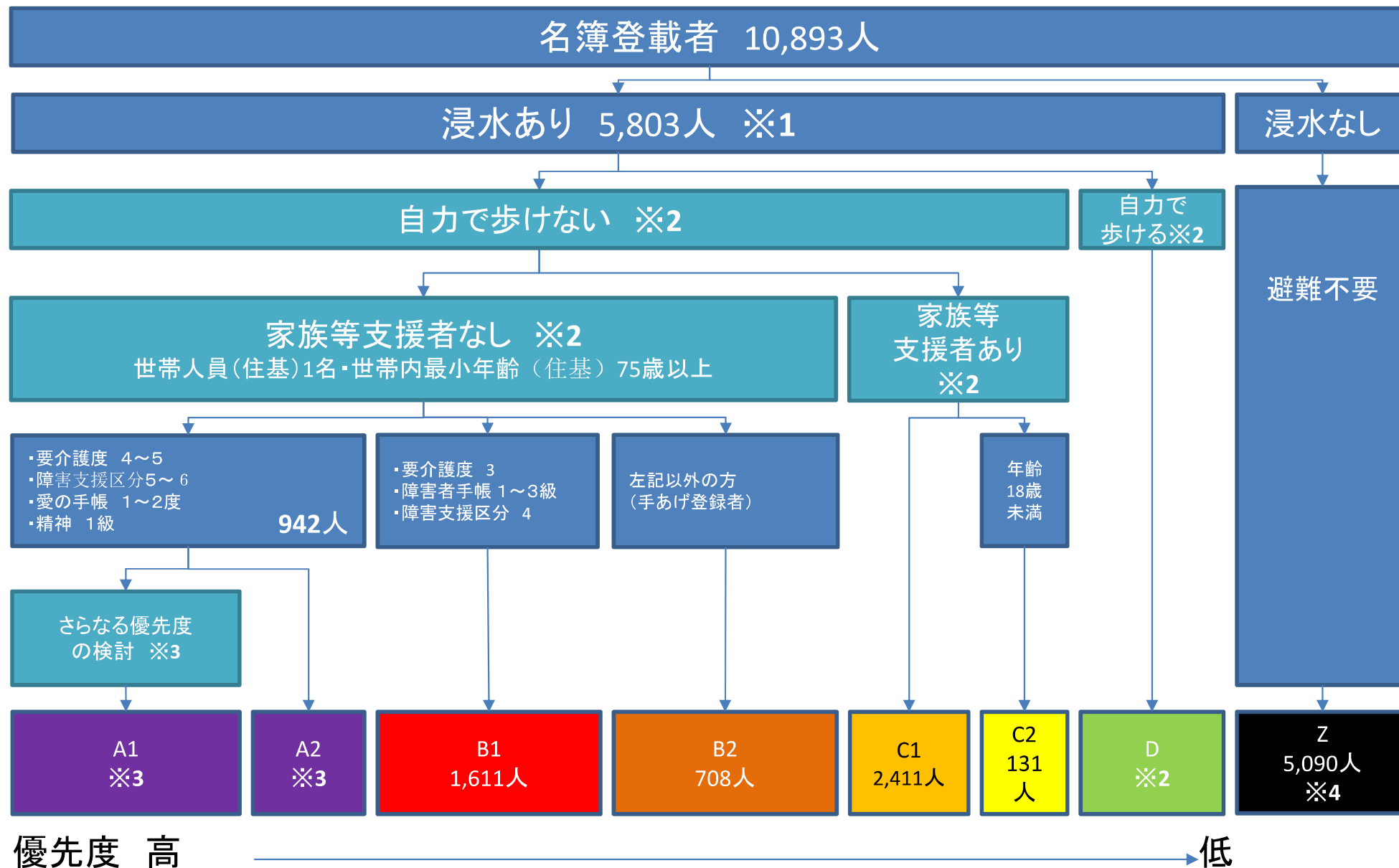
※2 区が保有している情報で、自力歩行可否を正確に判断することは難しいため、Dの人数は計上していない。区民意識調査で、「区が推奨する高台の避難先への移動を自力でできるか」という問いに対し、以下の回答をした者は、自力歩行可の可能性はある。

- ・自力での移動は、問題なくできる。(16.8%)
- ・自力での移動は可能だが、家族などの付添がないと不安である。(10.9%)

よって、避難が必要な5,803人のうち、1,607人程度(27.7%)がDに該当する可能性がある。

問 11	あなたは、荒川氾濫に伴う大規模水害が想定される場合、どのような避難行動をとりますか。(参照:参考資料)
	<p>① 浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する。(区が最も推奨する避難行動)</p> <p>② 浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する。(区が最も推奨する避難に類似する行動)</p> <p>③ 自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所に避難する。(区が推奨する避難行動)</p> <p>④ 車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難する。</p> <p>⑤ 近所の高くて堅牢<small>けんろう</small>(コンクリートや重量鉄骨造など)な建物で、想定浸水深以上の上階へ避難する。</p> <p>⑥ 自宅上階(想定浸水深以上)に避難する。</p> <p>⑦ 避難することは、考えていない。 ⑧わからない</p>

個別避難計画作成の優先度の考え方



優先度 高

低

※1 手順2の段階で行政内部データにより分類
 ※2 手順3の段階で実態把握調査により分類

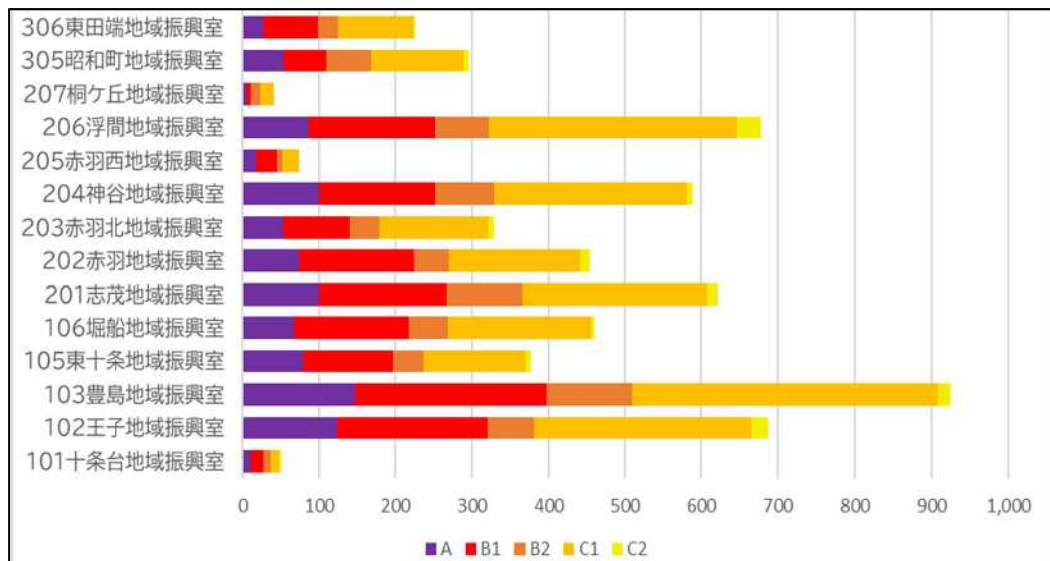
※3 優先度Aの人数が多い場合が想定されるため、
 優先度を細分化する。
 (検討案)
 ・人工呼吸器使用者等特別な医療行為を必要とする者
 ・家屋倒壊等氾濫想定区域に居住
 ・浸水継続時間が2週間以上 等

※4 避難行動要支援者にはなるが、
 同意調整書の提出は求めず、
 避難行動支援計画作成対象者から除外

優先度別避難行動要支援者数の集計【地域振興室単位】

個別避難計画作成の優先度A～C2に該当する人数について、以下の通り地域振興室単位で集計した。（詳細な内訳は次頁以降）

地域振興室	A	B1	B2	C1	C2	総計
101十条台地域振興室	11	16	10	11	2	50
102王子地域振興室	123	197	60	286	21	687
103豊島地域振興室	148	249	113	399	16	925
105東十条地域振興室	79	118	40	133	6	376
106堀船地域振興室	67	151	50	188	4	460
201志茂地域振興室	100	167	99	242	14	622
202赤羽地域振興室	74	150	45	172	13	454
203赤羽北地域振興室	53	86	40	142	7	328
204神谷地域振興室	99	153	76	252	9	589
205赤羽西地域振興室	17	27	7	23		74
206浮間地域振興室	86	165	71	325	31	678
207桐ヶ丘地域振興室	5	5	12	18		40
305昭和町地域振興室	53	56	59	121	6	295
306東田端地域振興室	27	71	26	99	2	225
総計	942	1,611	708	2,411	131	5,803



※個別避難計画作成の優先度の判断基準は以下である。

優先度	内容	
A	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし 以下の区分に該当 ・要介護度 4～5 ・障害支援区分 5～6 ・愛の手帳 1～2度 ・精神 1級	
B1	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし 以下の区分に該当 ・要介護度 3 ・障害者手帳 1～3級 ・障害支援区分 4	
B2	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし A及びB1に該当しない方（手あげ登録者）	
C1	浸水あり・自力歩行不可・	(18歳以上)
C2	支援者あり	(18歳未満)
D	浸水あり・自力歩行可能	

優先度別避難行動要支援者数の集計（内訳）【地域振興室単位】

個別避難計画作成の優先度A～C2の条件ごとに、該当する人数を地域振興室単位で集計した。

◆優先度Aの内訳

- ・優先度Aの条件に該当する人数を、地域振興室単位で集計した。
- ・優先度Aの条件に該当する障害を一つ持っている場合と、複数の障害を持っている場合をそれぞれ整理した。

	優先度Aの内訳	内訳（分類Aの抽出要件に該当 ●・要件以外の状況○）				人数	地域振興室単位人数内訳													
		要介護	障害者 支援区分	愛の手 帳2度	精神手 帳1級		十条 台	王子	豊島	東十 条	堀船	志茂	赤羽	赤羽 北	神谷	赤羽 西	浮間	桐ヶ 丘	昭和 町	東田 端
1	要介護4	●4				570	2	81	90	54	41	75	44	29	54	10	43	1	30	16
2	要介護5	●5				289	7	29	49	18	19	21	19	17	38	5	37	4	18	8
3	精神手帳1級				●1	31	1	7	2	3	3	1	4	3	1	2	2		1	1
4	障害者支援区分6		●6			13	1		1	2		2	2	1	2				2	
5	障害者支援区分5		●5			7			2		1	1		1	1		1			
6	要介護5・障害者支援区分6	●5	●6			6		3							1		1			1
7	要介護5・精神手帳1級	●5	●6		●1	4		1	1					1	1					
8	精神手帳1級・要介護度3	○3			●1	4		1		1	1		1							
9	愛の手帳2度			●2		4				1			1	1			1			
10	障害者支援区分4・精神手帳1級		○4		●1	2													1	1
11	障害者支援区分3・精神手帳1級		○3		●1	2							1		1					
12	要介護4・障害者支援区分6・ 愛の手帳2	●4	●6	●2		1		1												
13	要介護4・障害者支援区分6	●4	●6			1			1											
14	要介護4・障害者支援区分4	●4	○4			1				1										
15	要介護4・障害者支援区分3	●4	○3			1			1											
16	要介護4・障害者支援区分1	●4				1							1							
17	要介護4・精神手帳1級	●4			●1	1													1	
18	障害者支援区分6・要介護度3	○3	●6			1							1							
19	障害者支援区分5・愛の手帳2度		●5	●2		1			1											
20	障害者支援区分3・愛の手帳2度		○3	●2		1											1			
21	障害者支援区分2・精神手帳1		○2		●1	1					1									
総計						942	11	123	148	79	67	100	74	53	99	17	86	5	53	27

◆優先度B1の内訳

	優先度B1の内訳	内訳（分類Bの抽出要件に該当●・要件以外の状況○）			人数	地域振興室単位人数内訳													
		要介護	障害者支援区分	障害者手帳		十条台	王子	豊島	東十条	堀船	志茂	赤羽	赤羽北	神谷	赤羽西	浮間	桐ヶ丘	昭和町	東田端
1	障害者手帳1級			●1	653	8	66	101	41	58	71	70	38	72	15	62	3	22	26
2	要介護3	●3			470	5	59	68	41	43	53	42	27	41	4	42	2	23	20
3	障害者手帳2級			●2	306	1	42	43	26	35	25	22	16	30	3	38		8	17
4	障害者手帳1級・要介護3	●3		●1	31	1	4	8	2	4	1	3		4		3			1
5	障害者手帳3級			●3	24		4	8	2	1	1	2	3			1			2
6	障害者手帳2級・要介護3	●3		●2	22		5	3	2	2	3	2			1	3			1
7	障害者手帳2級・要介護2	○2		●2	17		4	2		2	2	2		3		2			
8	障害者手帳1級・要介護2	○2		●1	13		1	2	1	1	2	1			1	3			1
9	障害者手帳1級・障害者支援区分2		○2	●1	12		2	3	1	1		2				1		1	1
10	障害者手帳1級・障害者支援区分3		○3	●1	11		1	2	1		2	2	1			2			
11	障害者手帳2級・障害者支援区分2		○2	●2	9		2				2		1		2	2			
12	障害者手帳3級・要介護3	●3		●3	6			2	1	1						1			1
13	障害者手帳1級・要支援2	○支援2		●1	5		2	1						1		1			
14	障害者手帳1級・障害者支援区分1		○1	●1	5			1		2	1	1							
15	障害者手帳1級・要介護1	○1		●1	4		1	1		1								1	
16	障害者手帳1級・障害者支援区分4		●4	●1	4		1				2					1			
17	障害者手帳2級・障害者支援区分4		●4	●2	4			1					2			1			
18	障害者手帳2級・要介護2	○支援2		●2	3			1				1			1				
19	障害者手帳2級・障害者支援区分3		○3	●2	3		2											1	
20	障害者手帳1級・要介護3・障害者支援区分4	●3	●4	●1	1											1			
21	障害者手帳1級・要介護3・障害者支援区分3	●3	○3	●1	1						1								
22	障害者手帳1級・要介護2・障害者支援区分4	○2	●4	●1	1											1			
23	障害者手帳1級・要介護2・障害者支援区分3	○2	○3	●1	1	1													
24	障害者手帳1級・要支援1	○支援1		●1	1			1											
25	障害者手帳2級・要介護1	○1		●2	1						1								
26	障害者手帳2級・障害者支援区分1		○1	●2	1														1
27	障害者手帳3級・要介護2	○2		●3	1		1												
28	障害者手帳3級・障害者支援区分2		○2	●3	1			1											
総計					1,611	16	197	249	118	151	167	150	86	153	27	165	5	56	71

◆優先度B2の内訳

	優先度B2の内訳（分類Bの抽出要件に該当●・要件以外の状況○）						人数	地域振興室単位人数内訳													
	75歳以上 高齢者の み世帯	要介護・ 要支援の 認定	身体障害 者手帳	愛の手帳	精神障害 者保健手 帳	難病その 他		十条 台	王子	豊島	東十 条	堀船	志茂	赤羽	赤羽 北	神谷	赤羽 西	浮間	桐ヶ 丘	昭和 町	東田 端
1	●						448	8	41	68	23	33	61	31	29	46	4	47	7	42	8
2	●	●					125	2	7	21	8	5	20	7	5	16	3	8	2	13	8
3	●	●	●				36		3	9			8	3		3		5	1	1	3
4	●		●				36		1	7	2	7	5	3	3			2		1	2
5					●		16		1	3	3	2	1		1	3		1			1
6							10		4	1	1				1		2				1
7			●				7		2		1	1	1		1				1		
8		●					6				1	1	2		1						1
9	●				●		4		1	1	1										1
10				●			4			2							1			1	
11	●	●				●	3								1	2					
12	●					●	3							1			1	1			
13						●	2								1						1
14	●	●			●		1			1											
15		●	●		●		1													1	
16		●	●			●	1						1								
17		●	●				1											1			
18		●					1										1				
19			●	●		●	1					1									
20			●		●		1										1				
21					●	●	1										1				
総計							708	10	60	113	40	50	99	45	40	76	7	71	12	59	26

◆優先度C1（区指定）の内訳

	優先度C1の内訳（区指定要件の方）				人数	地域振興室単位人数内訳														
	要介護	障害者手帳	愛の手帳2度	精神手帳1級		十条台	王子	豊島	東十条	堀船	志茂	赤羽	赤羽北	神谷	赤羽西	浮間	桐ヶ丘	昭和町	東田端	
1		1級			760	2	104	107	50	40	78	65	48	80	7	108	5	28	38	
2	要介護4				296	2	32	52	13	26	31	16	22	33	2	34	3	17	13	
3		2級			293	2	38	50	16	29	33	17	15	28	1	43	2	11	8	
4	要介護3				255		26	41	11	20	26	13	16	24	3	36	3	25	11	
5	要介護5				186	4	16	29	9	18	22	17	16	17	6	17	1	11	3	
6			2度		118		11	31	7	11	9	6	3	11		19		6	4	
7	要介護5	1級			62		4	17	2	4	6	6	4	4	3	10		1	1	
8	要介護4	1級			56		3	10	4	4	4	10		7		8	1	1	4	
9	要介護3	1級			49		7	9	2	4	5	4		7		6			5	
10				1級	39		4	11	2	4	3	1	1	2		8		2	1	
11		1級	2度		34		7	9	2	5		2	1	3		4			1	
12	要介護4	2級			27		1	4	3	1	3	3	2	6		4				
13		3級			25		4	1		4	2	3	2	1	1	4		3		
14	要介護3	2級			21		2		2	2	1	1		2		6		3	2	
15	要介護2	1級			12		2	1		2	2	1		1		1		2		
16		2級	2度		12			4			1			2		1	1	1	2	
17		1級	1度		12		3	3	1				2	2		1				
18	要介護5	2級			10		2	2	2	1	2			1						
19	要介護2	2級			7			1		1			1	1		1		1	1	
20			1度		6		1	1	1		1	1		1						
21	要介護4	3級			5		3	1	1											
22		1級		1級	4	1								2					1	
23	要介護5			1級	3					1				1				1		
24	要介護4			1級	3					1	1					1				
25	要介護1	1級			3				1		1								1	
26	要支援2	2級			2			1			1									
27	要支援1	1級			2		1					1								
28		2級	1度		2				1							1				
29	要介護5	3級			1					1										
30	要介護4		2度		1											1				
31	要介護4	2級		1級	1		1													
32	要介護3	2級		1級	1					1										
33	要介護2			1級	1		1													
34	要介護2	3級			1						1									
35	要介護1	2級			1									1						
36			2度	1級	1		1													
37		3級	2度		1											1				
38		3級	1度		1				1											
39		2級		1級	1									1						
総計					2,315	11	274	385	131	180	233	167	133	238	23	315	16	113	96	

◆優先度C1（手上げ）の内訳

	優先度C1の内訳（希望要件の方）						人数	地域振興室単位人数内訳													
	75歳以上 高齢者の み世帯	要介護・ 要支援の 認定	身体障害 者手帳	愛の手帳	精神障害 者保健手 帳	難病その 他		十条 台	王子	豊島	東十 条	堀船	志茂	赤羽	赤羽 北	神谷	赤羽 西	浮間	桐ヶ 丘	昭和 町	東田 端
1	●						18		3	3	2	1	1	1	4		1		1		
2				●			17		2	1		2	2	1	2		2	1	1	1	
3					●		12		1	3			1		1	3		2		1	
4	●	●					11		2	1		2	1	2	1					2	
5							10		2			2	1		1		2			1	
6			●				8			3				1	2			1	1		
7	●	●	●				5			1			1		1		1			1	
8		●	●				3						2			1					
9	●		●				2		1						1						
10		●					2			2											
11				●	●		2								1		1				
12						●	2								1				1		
13	●		●			●	1										1				
14	●				●		1								1						
15	●					●	1		1												
16		●			●		1					1									
総計							96	0	12	14	2	8	9	5	9	14	0	10	2	8	3

◆優先度C2（区指定）の内訳

	優先度C2の内訳（区指定要件の方）				人数	地域振興室単位人数内訳													
	要介護	障害者手帳	愛の手帳2度	精神手帳1級		十条台	王子	豊島	東十条	堀船	志茂	赤羽	赤羽北	神谷	赤羽西	浮間	桐ヶ丘	昭和町	東田端
1			2度		47	1	5	5	1	2	3	5	4	2	13		4	2	
2		1級			33	1	6	5	3		5	2	1	3	6		1		
3		2級			22		6	3	1	1	3	4		1	3				
4		1級	2度		8		2	2		1	1			1	1				
5		3級			5			1					2	1	1				
6		2級	2度		3						1				2				
7		1級	1度		3							2			1				
8		3級	2度		2										2				
9			1度	1級	1										1				
10				1級	1						1								
11		3級	2度	1級	1		1												
12		3級	1度		1									1					
総計					127	2	20	16	5	4	14	13	7	9	0	30	0	5	2

◆優先度C2（手上げ）の内訳

	優先度C2の内訳（希望要件の方）						人数	地域振興室単位人数内訳													
	75歳以上高齢者のみ世帯	要介護・要支援の認定	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健手帳	難病その他		十条台	王子	豊島	東十条	堀船	志茂	赤羽	赤羽北	神谷	赤羽西	浮間	桐ヶ丘	昭和町	東田端
1				●			3		1								1		1		
2			●	●		●	1				1										
総計							4	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0

1. 本人データ

■カルテ情報

システム NO		名簿情報時点	
カルテ出力日		訪問日	
机上優先度		調査後優先度	

■個人情報に関する同意

避難行動支援者名簿 情報提供	同意有無 (AU)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	同意届出日 (AV)	
			登録届出日 (CB)	
個別避難計画作成	同意有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	同意届出日	
個別避難計画 情報提供	同意有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	同意届出日	

■避難者の基本情報

氏名(F)		性別(S)		年齢 R)	
住所(J)					
生年月日(Q)		電話番号 (自宅) (T)			
電話番号 (携帯) (U)		FAX (V)			
世帯人数 (住基) (D)		世帯内最小年齢 (住基) (E)			
特記事項 (AA)					
登録要件 (EY)					
同居家族	<input type="checkbox"/> 有(人) <input type="checkbox"/> 無	家族 構成	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 子 人 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> ペット動物()		
同居家族の 状況					

■避難行動支援者名簿登録指定の要件(指定・希望)

指定	要介護認定 (AW)		障害者手帳 (AX)		障害支援区分(EG)	
	愛の手帳 (BV)		精神手帳 (BW)			
	視覚 (AY)		聴覚・平衡 (AZ)		肢体 (BB)	
	音声・言語 ・咀嚼 (BA)		内部 (BC)		その他	
希望	75 高齢者の みの世帯(CC)		要介護・要支援 の認定(CD)		身体障害者 手帳 (CE)	
	愛の手帳 (CF)		精神障害者 保健手帳 (CG)		難病など (CH)	
留意事項						

個別避難計画作成シート（個人カルテ）

■利用中の福祉サービス等

No.	サービスの種別	福祉サービス事業者等(CP)	電話番号(事業者)(CQ)
1			
2			
3			
4			

・避難行動支援者名簿提供者

地域振興室 (DI)		町会・自治会 (DJ)	
民生委員 (DL)		高齢者あんしんセンター (DM)	
警察 (DP)		消防 (DQ)	

2. 支援に必要な情報

■希望する避難方針

--

■支援に関する留意事項

・身体的留意事項(寝たきり等介護の注意点・障害の内容・その他医療的ケア等)

No.	項目	注意点・留意事項
1	介護	
2	障害	
3	医療的ケア	※課題整理表を記入
4	食事形態 アレルギー	
5	排泄	
6	周囲との関わり	
7	その他	

・情報入手に関する留意事項

--

・避難タイミングの判断に関する留意事項

--

・避難準備に関する留意事項

--

個別避難計画作成シート（個人カルテ）

・移動に関する留意事項

歩行	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 自力で歩行可 <input type="checkbox"/> 介助者がいれば歩行可 <input type="checkbox"/> 車椅子が必要 <input type="checkbox"/> ストレッチャーが必要 <input type="checkbox"/> その他()
車椅子の使用	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 別途必要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 電動車いす <input type="checkbox"/> 折りたたみ車椅子 <input type="checkbox"/> 車椅子は必要だが自走不可 <input type="checkbox"/> その他()
車椅子の援助	<input type="checkbox"/> 自力で動ける <input type="checkbox"/> 家族等の援助で移動可能 <input type="checkbox"/> 誰かの援助があれば移動可能	
車の使用	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 普通乗用車 <input type="checkbox"/> ミニバン・ワンボックス <input type="checkbox"/> リフトなし福祉車両 <input type="checkbox"/> リフト付き福祉車両 <input type="checkbox"/> その他()
移動の際に身近な人に期待できること		
その他配慮する事項		

・避難先での生活に関する留意事項

・その他特記事項

3. 避難支援方針

平時的 声掛け		
いつ連絡 するのか	避難準備の連絡	・ 北区に台風が最接近する日の2～3日前
	避難開始の連絡	・ 開始目安:高齢者等避難の発令
誰が連絡する のか	<input type="checkbox"/> 支援者(準備連絡・避難開始) ()	<input type="checkbox"/> 区職員(準備連絡・避難開始) ()
	<input type="checkbox"/> 事業者(準備連絡・避難開始) ()	<input type="checkbox"/> その他(準備連絡・避難開始) ()
誰に連絡する のか	<input type="checkbox"/> 本人(準備連絡・避難開始) ()	<input type="checkbox"/> 支援者(準備連絡・避難開始) ()
	<input type="checkbox"/> 家族・知人(準備連絡・避難開始) ()	<input type="checkbox"/> その他(準備連絡・避難開始) ()
連絡手段	<input type="checkbox"/> 電話() <input type="checkbox"/> FAX() <input type="checkbox"/> メール() <input type="checkbox"/> 訪問() <input type="checkbox"/> その他()	
どこへ避難 (避難先)	避難先①() 避難先②()	
どうやって 避難 (避難手段)	<input type="checkbox"/> 車両 () <input type="checkbox"/> 車椅子を使用して避難 <input type="checkbox"/> ストレッチャーを仕様して車で避難 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 徒歩で避難 ()	
誰と一緒に 連絡避難する のか	合計 人 <input type="checkbox"/> 本人 1人 <input type="checkbox"/> 家族・知人等 人() <input type="checkbox"/> 支援者 人() <input type="checkbox"/> その他の方 人()	

4. 避難支援者一覧

支援項目	所属(事業者名)	氏名	連絡先
声掛け支援			
避難準備手伝い支援			
移動同行支援			

(支援項目と支援内容)

支援項目	支援内容
声掛け支援	台風が接近したら区から発表される避難所開設情報や、高齢者等避難情報を伝達し、避難を促す。
避難準備手伝い支援	区から情報を得たら、本人宅に行き、避難の際に必要な物資や医療器具等をまとめることを手伝う。
移動同行支援	避難する際に車両に同行し、乗降等の介助を行う。

医療的ケア者の大規模水害時の避難時の課題整理表(例)

【災害の想定】		想定災害：大型台風的首都圏直撃が気象庁から発表されたため、荒川氾濫に備えて避難を開始する。		タイミング：台風が北区を通過する 1日前 に区から高齢者等避難（レベル3）が発令された時点。		
避難時の気象状況：台風接近に伴い弱い風雨はあるが徒歩での移動は可能な天候。		避難先：高台にある避難場所（小中学校等の体育館）に台風が通過する3日間の潜在を想定。				
調査 健全な状態の方と比較して、避難時に移動する際、又は避難場所に滞在する際、何らかの注意（準備）や課題について、医療的ケア者について回答をお願いします。寝たきり等を考慮せずに回答をお願いします。				B行為者 1 2		
・1～12の医療行為が必要な方について①～⑤の項目について回答をお願いします。 ・1～12以外で注意を要する方がいましたら追記をお願いします。医療的ケア者以外の方でも分かれれば記載をお願いします。 ・回答欄が狭い場合は自由に変更してください。						
		①移動を 徒歩 とする際の課題等について記入してください。なければ「なし」と記入してください。	②移動を 重機 とする際の課題等について記入してください。なければ「なし」と記入してください。例）ストレッチャー付の福祉車両が必要	③避難場所での滞在（3日間想定）時に、その症状に対応するために必要な物資等で、持参できるものを記入してください。例）注射器、酸素ポンペ	④避難場所での滞在（3日間想定）するために必要な設備や、持参できない物資等を記入してください。例）非常用蓄電器、酸素ポンペ（予備） 医療ケアが必要な場合、清潔ゾーン、不潔ゾーンの区域を分けて、感染症予防対策が必要となる。コミュニケーション障害があり、パソコン使用の方は、Wi-Fi環境が必要な場合あり。 障害児用におもちゃ、絵本、DVD等	⑤避難場所での滞在（3日間想定）するために、必要な医療的ケアについて、A内容、B行為者を記入してください。 介助者がトイレに行く、食事を受け取りに行くなどの場合、家庭内より本人から離れる時間が長くなることが想定される。家族だけでなく、見守りの体制（人、カメラ?）が必要になる。 Aその内容、B行為者について。
				A医療的ケアの内容 例）たん吸引	B行為者 ※選択 1本人・家族で対応可能 2看護師等専門職が必要	
1	人工呼吸器管理	徒歩というのは、車いすでの移動も含まれますか？含まれるのであれば、介助者が必要。普段外出時の介助者が、ご家族なのかヘルパーなのか又は両方一緒でないか外出できないのかによって変わってくると思う。普段の移動手段の確認が必要。	左記同様の人員と車いすであれば車いす用の介護タクシーや福祉車両。ストレッチャーでなければ移動できない方にはストレッチャー対応の福祉車両が必要。	障害福祉課で作成している災害時個別支援計画内で準備しておくものとして、蘇生バッグ・外部バッテリー・予備の呼吸器回路一式・予備の吸引器・予備の吸引チューブ・グローブ・アルコール綿・蒸留水・経腸栄養剤・薬・懐中電灯・乾電池・発電機と使用燃料・延長コード・ラジオ、となっている。プラスして、パルスオキシメーターや体温計、運搬するための人員が必要。	避難所に電源をはじめとして、吸引器やそれに関連する物品等、左記の持参できる物資等の中の一つでも多くのものを揃えておいていただければ、避難時は身軽に迅速に避難できると思う。また、きちんとパーテーションで隔離された空間が必要。	全身状態の観察、 酸素吸入 や人工呼吸器の管理全般、痰吸引、 経腸栄養剤の注入・提供時の保温・保管時の保冷・IVH等の補液、栄養管理。
2	気管内挿管・気管切開	徒歩で移動できる方は特に何もないと思う。車いすでの移動であれば介助が必要なものもあり、普段の移動手段の確認が必要。	同上。	吸引器とそれに付属する部品、経腸栄養剤、 パルスオキシメーター 、薬、ガーゼ・グローブ等。運搬するための人員は必要。	同上。	全身状態の観察、気管切開部の管理・処置、痰吸引、経腸栄養（提供時の保温・保管時の保冷）・IVH等。
3	鼻咽喉頭エアエイ	全身状態により対応にかなり差が出てくる。基本的には徒歩での移動は困難。介助者も必要。	同上。	パルスオキシメーター 、交換用エアウェイ、プラス同上。	同上。	気道確保・酸素飽和度測定 など全身状態の観察、エアウェイの管理・交換、痰吸引、経腸栄養・IVH等。
4	酸素吸入	徒歩で移動できる方は特に何もないと思うが、酸素ポンペを持って移動するため、時間がかかる。車いすでの移動であれば基本的には介助が必要で、普段の移動手段の確認が必要。	同上。	予備の酸素ポンペ。運搬するための人員は必要。	電源があり、在宅酸素療法の機器が設置されていれば、酸素ポンペを持参する必要がなくなる。	全身状態の観察、在宅酸素療法の機器管理。 火気厳禁の取り扱い。
5	6回/日以上での頻回の吸引	全身状態により対応にかなり差が出てくる。基本的には徒歩での移動は困難。介助者も必要。	同上。	吸引器とそれに付属する部品。運搬するための人員は必要。	電源があり、吸引器が設置されていれば、吸引チューブ等の部品だけを持ち込めば良いので、負担軽減につながる。	全身状態の観察、痰吸引。
6	ネブライザー 6回/日以上又は、継続使用	同上。	同上。	ネブライザーとそれに付属する部品、薬液等。吸引が必要な場合は、プラス同上。	電源があり、ネブライザーが設置させていれば、部品や薬液等の持ち込みのみで済むので、負担軽減につながる。	全身状態の観察、ネブライザー管理。
7	中心静脈栄養（IVH）	点滴台の移動（自分で持てない方には、介助が必要。） 徒歩で移動できる方は特に何もないと思う。	車いすであれば車いす用の介護タクシーや福祉車両。ストレッチャーでなければ移動できない方にはストレッチャー対応の福祉車両が必要。	高カロリー輸液が必要だが、何日も自宅に置いておけないため、災害時の在庫がどのくらいあるかが問題。薬局が避難場所まで高カロリー輸液を届けてくれる等の対応をしていただけると助かる。	左記の様な薬局の対応があると助かる。	全身状態の観察、輸液管理。
8	経管（経鼻・胃ろう含む）	同上。	同上。	経鼻の場合は、交換用の栄養チューブ一式。経腸栄養剤必要量と薬、それを注入するための部品(注射器・イリガートル・加圧バック等)。経腸栄養剤も薬局が避難所まで届けてくれる等の対応をしていただけると助かる。	同上。 栄養剤を保管する冷蔵庫、注入する際に加温する装置（電子レンジ、湯沸かし等）、器具を清潔に洗浄する場所	全身状態の観察、経管栄養管理。
9	胃ろう・腸管栄養	同上。	同上。	経腸栄養剤必要量と薬、それを注入するための部品(注射器・イリガートル・加圧バック等)。経腸栄養剤も薬局が避難所まで届けてくれる等の対応をしていただけると助かる。	同上。 同上	同上。
10	継続する透析（腹膜灌流を含む）	同上。	同上。	腹膜透析であれば、透析液、交換用バック、交換用機材一式。血液透析であれば病院でしか出来ないもので、必要物品はない。	腹膜透析の際は、電源、点滴台、パーテーションで隔離された空間が必要。	全身状態の観察、 腹膜透析カテーテル 管理、血液透析シャント管理、食事管理。
11	定期導尿（3回/日以上）※人口膀胱含む	同上。	同上。	導尿用カテーテル、清浄綿、クローブ。人工膀胱であれば、交換用のパウチ一式。 尿量測定器。	導尿時やパウチ交換の際は、パーテーションで隔離された空間が必要。	全身状態の観察、 皮膚状態 の観察。 尿量測定、記録。
12	人工肛門	同上。	同上。	交換用のパウチ一式。	パウチ交換時は、パーテーションで隔離された空間が必要。	全身状態の観察、 皮膚状態 の観察。

避難確保計画の作成方針について

1. 北区の現状

- 平成 29 年 6 月の水防法・土砂災害防止法の一部改正に伴い、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、訓練等の実施が義務づけられたことを受け、北区では、平成 30 年 3 月に対象施設を指定、公表した。
- また、平成 30 年度に対象施設に対して説明会を実施して、「避難確保計画」の作成を依頼した。

(1) 対象施設数：232
(2) 計画作成済み施設数：175 (75.4%) ※令和 4 年 3 月 31 日現在

2. 本業務の目的

- 北区の要配慮者利用施設における水害避難の実行性を向上させるため、新規作成する「北区大規模水害避難行動支援計画」や、区が既に実施している「避難確保計画に係る取組」に、令和 3～4 年度の検討を反映させる必要がある。
- そこで、以下 3 点の取組を実施する。 ※詳細は、「4. 今回の検討委員会で諮る事項」参照。

取組	効果
(1) 「北区大規模水害避難行動支援計画」へ避難方針等を整理	①避難方針等の周知、理解促進
(2) 避難確保計画の様式およびマニュアルの見直し、公表	
(3) 対象となる要配慮者利用施設の見直し、公表	②計画の作成、更新の促進

3. 令和 3 年度の検討委員会等における検討状況

- 令和 3 年度の検討委員会等における検討状況は、以下のとおりである。

(1) 第 1 回検討委員会：事務局視点での現状や問題点の整理
(2) 第 1 回専門部会・ヒアリング会：要配慮者利用施設（3 施設）へのヒアリング
(3) 第 2 回検討委員会：—
(4) 第 3 回検討委員会：ヒアリングを踏まえた問題点の深堀り、課題や対応方針の整理
(5) 第 2 回専門部会・ヒアリング会：—

4. 今回の第4回検討委員会で諮る事項

- ・ 「2. 本業務の目的」で示した取組（1）～（3）における今後の検討方針は、以下のとおり。

【今後の検討方針】

（1）「北区大規模水害避難行動支援計画」へ避難方針等を整理

- ・ 以下の1）～7）を要配慮者利用施設の避難方針等（案）として検討中である。
- ・ 避難方針等（案）をブラッシュアップし、「北区大規模水害避難行動支援計画」へ整理する方針とする。

要配慮者利用施設の避難方針等（案）
<p>1）避難タイミングの検討</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今回の検討委員会で、「高齢者等避難」を含んだ「北区避難支援タイムライン（仮称）」を検討している。（資料4）・ 本タイムラインを「北区大規模水害避難行動支援計画」にも掲載し、各施設における早期避難のタイミングについて理解促進を図る。
<p>2）移動手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・ 移動手段は、施設で確保いただくことを基本とする。・ また、多くの施設にて移動用車両が限られている現状を踏まえ、1）で示した「北区避難支援タイムライン」で、早期避難のタイミングを理解したうえで、ピストン輸送などを検討していただく。
<p>3）避難先の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・ 避難先は、施設の系列事業所等を設定いただくことを基本とする。・ 系列事業所等を避難先として設定できない施設のために、区立ふれあい館（補完型福祉避難所）を提供し、施設の職員ごと避難することを検討していただく。・ なお、低地部の要配慮者利用施設の定員は1759人である（高齢者入所施設1717人、障害者入所施設42人）。一方で、高台に立地するふれあい館の受入れ可能人数は1329人であり、約400人分不足している。
<p>4）避難方針①（通所施設について）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 通所施設等では、事前休業等の判断基準やタイミングを設定していただく。・ なお、何らかの理由で施設に利用者が滞在している場合等を想定し、避難先、手段、タイミング等についても検討していただく。
<p>5）避難方針②（屋内安全確保について）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基本的には「立退き避難」を検討いただく方針とするが、条件次第では「屋内安全確保」の検討を許容とする方針とする。・ なお、「屋内安全確保」の検討を許容する条件として、内閣府「水害からの広域避難に関する基本的な考え方（令和3年5月）」で示されている条件を採用する。※別紙1参照・ ただし、「屋内安全確保」の検討を許容する施設に対しても、「立退き避難」と「屋内安全確保」の両方を検討していただき、状況に応じて判断していただく方針とする。・ 「屋内安全確保」についても、必要備蓄を検討いただく。

要配慮者利用施設の避難方針等（案）

6) 避難方針③（立退き避難について）

- ・ 内閣府「水害からの広域避難に関する基本的な考え方（令和3年5月）」の滞在可能な基準に該当しない家屋倒壊等危険区域、浸水継続時間7日以上等に立地する施設は、必ず「立退き避難」とする。

7) 避難方針④（緊急安全確保について）

- ・ 急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、過酷な事象に遭遇した場合を想定して、「緊急安全確保」も併せて検討していただく。

(2) 避難確保計画の様式および手引きの見直し

- ・ 現在公表している避難確保計画のひな形および手引きを見直す方針とする。

～見直しの主なポイント～

- ① (1)の避難方針等を該当箇所に反映
- ② 「北区避難支援タイムライン（仮称）」を掲載し、「高齢者等避難」の理解を促す。
- ③ 入所施設および通所施設の検討必要内容の違いを明記し、理解を促す。
- ④ 立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保の考え方の違い等を明記し、理解を促す。

- ・ なお、ひな形および手引きは、国土交通省で公表しているものをベースとする。

洪水または浸水出水 様式2

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	緊急指揮官 ※全体の指揮	情報連絡官 ※情報収集や伝達	避難確保官 ※利用者の避難支援	緊急応急準備官 ※避難設備の点検・準備
監視レベル ↑ 災害への心構えを高める	責任者 人数 1 名	責任者 人数 1 名	責任者 人数 1 名	責任者 人数 1 名
警戒レベル ↑ 注意喚起	人数 1 名	人数 1 名	人数 1 名	人数 1 名
警戒レベル ↑ 警戒体制	人数 1 名	人数 1 名	人数 1 名	人数 1 名
警戒レベル ↑ 非常体制	人数 1 名	人数 1 名	人数 1 名	人数 1 名

防災体制一覧表 ⇒様式12

監視レベル ↑ 災害への心構えを高める	警戒の可能性(大雨警報または暴風警報「中」または「高」)が発表された場合 ・外風の強弱が予想されている場合
警戒レベル ↑ 注意喚起	大雨または洪水警報が発表された場合 ・川況注意警報が発表された場合
警戒レベル ↑ 警戒体制	避難者避難が命令された場合 ・大雨または洪水警報が発表された場合 ・川況注意警報が発表された場合
警戒レベル ↑ 非常体制	川況注意警報が発表された場合 ・大雨または洪水警報が発表された場合

● 事前休業の判断について

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

※閉業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

洪水または浸水出水 記載例 様式2

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	緊急指揮官 ※全体の指揮	情報連絡官 ※情報収集や伝達	避難確保官 ※利用者の避難支援	緊急応急準備官 ※避難設備の点検・準備
監視レベル ↑ 災害への心構えを高める	責任者 人数 1 名	責任者 人数 1 名	責任者 人数 1 名	責任者 人数 1 名
警戒レベル ↑ 注意喚起	人数 1 名	人数 1 名	人数 10 名	人数 1 名
警戒レベル ↑ 警戒体制	人数 1 名	人数 1 名	人数 15 名	人数 2 名
警戒レベル ↑ 非常体制	人数 1 名	人数 1 名	人数 10 名	人数 1 名

防災体制一覧表 ⇒様式12

監視レベル ↑ 災害への心構えを高める	警戒の可能性(大雨警報または暴風警報「中」または「高」)が発表された場合 ・外風の強弱が予想されている場合
警戒レベル ↑ 注意喚起	大雨または洪水注警報が発表された場合 ・川況注意警報が発表された場合
警戒レベル ↑ 警戒体制	避難者等避難が命令された場合 ・大雨または洪水警報が発表された場合 ・川況注意警報が発表された場合
警戒レベル ↑ 非常体制	川況注意警報が発表された場合 ・大雨または洪水警報が発表された場合

● 事前休業の判断について

注意: 注意警報(警戒レベルの「中」または「高」)が発表されている場合や大雨警報の発表が予想される場合、国土交通省の計画が予定される場合、自治体の通所部門(通所休業)とする。
また、北は午前0時の時点で、DのD以下のレベルが発表されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等
高潮警報
暴風警報又は特殊警報
大雨警報又は特殊警報
洪水警報

※閉業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

図 避難確保計画の様式（左）および記載例（右）
（内閣府ホームページ）

- また、見直したひな形及び手引きは区のホームページで公表する。

避難確保計画作成の手引き及びひな形等

対象施設の所有者または管理者は、下記の手引き及びひな形等を参照のうえ、避難確保計画を作成してください。

- [避難確保計画作成（変更）報告書（ワード：35KB）](#)
- [避難確保計画のひな形（ワード：262KB）](#)
- [避難確保計画作成の手引き（要配慮者利用施設）（ワード：749KB）](#)
- [避難確保計画作成の手引き（医療施設等）（ワード：751KB）](#)
- [（参考）既存の計画への追記による避難確保計画の作成（PPT：186KB）](#)
- [（参考）東京都北区洪水ハザードマップ（高解像度・高画質版）（PDF：18,925KB）](#)

※ 東京都北区洪水ハザードマップハザードマップはファイルサイズが大きいため、ご注意ください。

※ 土砂災害警戒区域は、本ページ下部の[関連リンク](#)よりご確認できます。なお、北区以外の土砂災害警戒区域を確認する場合は、東京都建設局ホームページ内の「土砂災害警戒区域等マップ」をご参照ください。

図 避難確保計画の手引き及びひな形等（北区ホームページ）

(3) 対象となる要配慮者利用施設の見直し

- 以下の1)、2)を踏まえ対象施設を見直し、区のホームページでの公表、地域防災計画への反映を行う。
 - 1) 災害種別ごとの指定
 - これまでは荒川氾濫のみであったが、石神井川・土砂災害についても指定する。
 - 2) 施設種別詳細の提示
 - 指定施設の種別の詳細を提示する。 ※別紙2 参照

5. 次回の第5回検討委員会で諮る事項（予定）

- 次回の検討委員会では、以下3点の内容を確認いただく予定である。

- (1) 「北区大規模水害避難行動支援計画」へ避難方針等を整理
⇒ 「北区大規模水害避難行動支援計画」に記載する内容（案）
- (2) 避難確保計画の様式およびマニュアルの見直し
⇒ 避難確保計画の様式およびマニュアル（見直し案）
- (3) 対象となる要配慮者利用施設の見直し
※ 「石神井川・土砂災害を含めた対象施設リスト」は、(2)の公表に合わせて区ホームページに掲載予定。

2 広域避難の必要性の検討

2.3 避難行動別の避難者の整理に関する基本的な考え方

2.3.1 避難行動別の避難者の整理に関する基本的な考え方

対象災害と対象地域を決定することにより、立退き避難の必要がない人数と立退き避難対象者数を特定することができる。しかし、全ての立退き避難対象者が通常の避難と同様に、域外避難を基本とした避難行動をとるとすると、対象者数の膨大さから域外避難に非常に長い時間を要することとなり、避難途中で被災するリスクを伴う（氾濫流に巻き込まれるリスクや大混雑による群集雪崩や将棋倒しが発生するリスク等）。

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの立退き避難が最も望ましいが、洪水及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水範囲、浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。

「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」においては、自宅等において「屋内安全確保」を行うにあたっては、少なくとも以下の条件を満たす必要があるとしている。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域^{※1}に存していないこと
- ② 自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障^{※2}を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ
電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

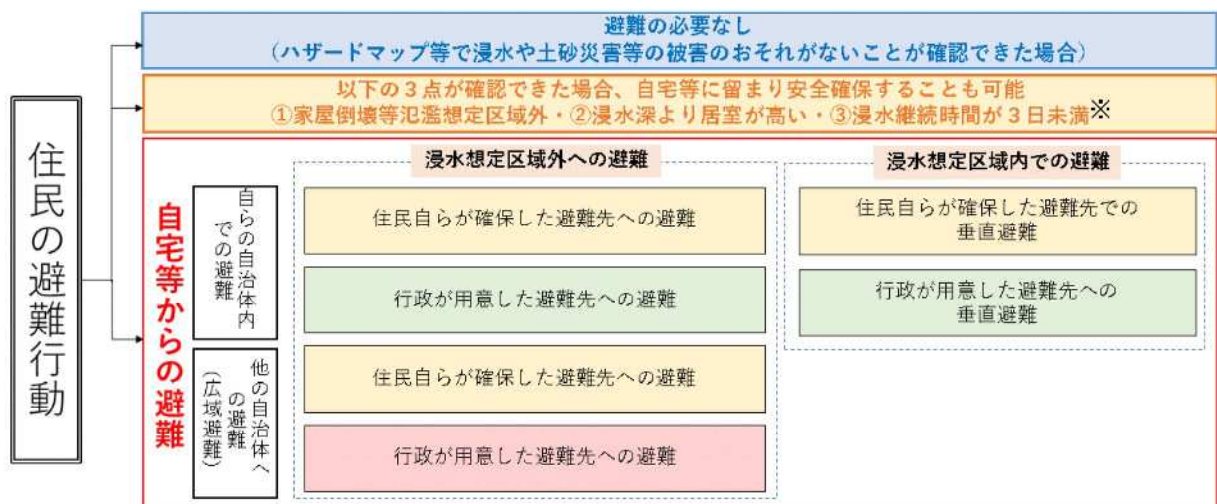
③の目安としては、水・食料等の備蓄状況を勘案し、浸水継続時間3日程度が妥当ではないかと考えられるが、検討対象地域における域外避難の困難度が高ければ、平時からの十分な備蓄の呼びかけやライフラインの耐水対策等を実施することを前提に、1週間程度まで延長することも考えられる。また、浸水継続時間が短期間の地区であったとしても、当該地区周辺の浸水が長期間継続し孤立する場合等、浸水解消後の状況を踏まえ、立退き避難の対象とすることも考えられる。

2 広域避難の必要性の検討

2.3 避難行動別の避難者の整理に関する基本的な考え方

このような浸水想定区域内での避難や、浸水しない屋内に留まること（以下、本書においては便宜上「**域内避難等**」という。）を行う方が、長距離の立退き避難よりもリスクが少ない場合も想定される。そのため、広域避難においては、**域外避難**のリスクと**域内避難等**のリスクとを比較し、**域外避難者**と**域内避難者**の量的なバランスをとることが重要となってくる。

域内避難者に**域内避難等**を促すためには、ハザードマップ等を通じた浸水深、浸水継続時間等の情報や、多数の**域外避難者**が発生した場合の避難時間の長期化等による被災リスク等、**域外避難**と**域内避難等**とのリスクの比較についての情報提供を行うことにより、**域内避難者**が域内に留まるリスクを理解の上、**域内避難等**を選択できるようにする必要がある。なお、**域外避難者**と**域内避難者**の量的なバランスをとることが、**域内避難者**自身や、社会全体でのリスクの軽減にも繋がることについて理解してもらうことが重要となる。



「首都圏における大規模水害広域避難検討会」資料
※水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ
電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ 等の支障を許容できる目安を3日と仮定したもの

図 6 住民の避難行動の整理

施設種別詳細について

【社会福祉施設】

No	施設種別分類	内容	備考	低地部の施設数	検討の必要性	
					荒川	石神井・土砂
1	老人デイサービスセンター	・老人デイサービスセンター(ろうじんでいさーびすせんたー) 日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法や生活等に関する相談および助言、健康診査等のさまざまなサービスを日帰りで提供することを目的とする施設です。介護保険法上は、指定通所介護事業所といいます。	・入所ではなく、日帰りサービス利用者のみ。 ・北区は6カ所あるが堀船、滝西、田端以外は特養と併設	1(堀船) ※介護保険法のデイサービスは別。	△	○
2	老人短期入所施設	・老人短期入所施設(ろうじんたんきにゅうしょせつ) 本人の心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担軽減等を図るために、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった方が短期間入所し、介護や日常生活上の支援を受けることができる施設です。介護保険法上は、指定短期入所生活介護施設といいます。	・ショートステイ ・北区は特養と併設	0 ※介護保険法のショートステイは別。	△	○
3	養護老人ホーム	・養護老人ホーム(ようごろうじんほむ) 身体上又は精神上又は環境上の理由、及び経済的理由により、家庭での生活が困難な65歳以上の高齢者を入所させて、養護することを目的とする施設です。平成18年度より入所理由から「身体上及び精神上」が除外されました。また、入所している方が介護保険サービスを利用する途が開かれました。	・入所施設、職員常任	0	○	○
4	特別養護老人ホーム	・特別養護老人ホーム(とくべつようごろうじんほむ) 65歳以上の高齢者で、身体上又は精神上の著しい障害があるため、常時介護を必要としかつ在宅生活が困難な高齢者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とした施設です。介護保険法上は、指定介護老人福祉施設とよばれ、要介護認定で要介護1以上と判定された方が利用できます。	・入所施設、職員常任	6	○	○
5	軽費老人ホーム	・軽費老人ホーム(けいひろうじんほむ) 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で入所し、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を受けることができる施設です。 食事サービスの提供があるA型と自炊のB型および次に掲げるケアハウスの3種があります。A型・B型において入所者が個別の介護等を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスを利用します。 ケアハウスとは、軽費老人ホームの一種です。60歳以上の者(夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上)で、かつ、身体機能の低下または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が利用できる施設です。自立した生活を継続できるよう構造・設備等の面で工夫されており、各種相談、食事サービスの提供、入浴サービスの提供のほか、緊急時の対応機能も備えています。入所者が要介護状態となった場合は、介護保険サービス等の利用によって対応します。	・入所施設と同様の扱い、職員常任	4	○	○
6	老人福祉センター	・老人福祉センター 無料又は低額な料金で、地域の高齢者に対して各種の相談に必ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設です。	・北区はいこいの家 ・60歳以上の方が利用する「健康づくり」等の施設	2 (志茂・名主の滝)	△	○
7	老人介護支援センター	・老人介護支援センター 老人福祉に関する専門的な情報提供、相談、指導や、居宅介護を受ける老人とその養護者などと老人福祉事業者と間の連絡調整、その他援助を総合的に行うことを目的とする施設です。	・地域包括支援センター	6	×	×
8	有料老人ホーム	・有料老人ホーム 有料老人ホームとは、老人福祉法において「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設ではないもの」として位置付けられている施設です。	・入所施設と同様の扱い、職員常任	9 (有料老人ホーム)	○	○
9	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 要介護者であつて認知症により家庭での生活が困難になった方が、9人程度を単位として、介護を行う職員と共同生活を営む住居です。 家庭的で落ち着いた環境のもとで、食事の支度や掃除、洗濯などを利用者介護職員が共同で行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としています。	・入所施設と同様の扱い、職員常任	9 (認知症グループホーム)	○	○
10	その他	・老人保健施設(介護保険法)	・リハビリ施設だが入所施設の扱い	2	○	○
11		・サービス付高齢者住宅 ※現在対象として指定していない。	・職員常任でいるか不明。 ・東京都により指定された施設。	3	○	○

施設種別詳細について

【社会福祉施設】

No	施設種別分類		内容	備考	低地部の施設数	検討の必要性				
						荒川	石神井・土砂			
12	身体障害者社会参加支援施設		身体障害者福祉法第5条に基づく施設。障害のある方々の健康増進と社会参加を促進することが目的のための施設。	・通所施設	4	△	○			
13	障害者支援施設		障害者支援施設とは、障害者に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う施設	・入所施設 ・重度身体障害者グループホーム やじろべえ	1	○	○			
14	地域活動支援センター		障害者総合支援法にもとづき、障害のある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関。	・通所施設 ・支援センターきらきらのみ	0	△	○			
15	福祉ホーム		身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。	・入所施設 ・北区はなし	0	○	○			
16	障害福祉サービス事業の用に供する施設		通所(生活介護3、就労移行支援7、就労継続支援A2、就労継続B12、自立訓練0)	・通所	24 (延べ数)	△	○			
17			短期入所	・ショートステイ				2	△	○
18			入所(共同生活援助/グループホーム)	・入所施設、職員常住				9	○	○
19	障害児通所施設		・放課後等デイサービス 授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	・通所	10	△	○			
20			・児童発達支援 日常生活を送るのに必要な基本動作や知識などを習得し、集団生活や社会生活に適応できるように通所施設などで必要な支援を行います。	・通所	4	△	○			
21	保護施設		生活保護法に基づく保護(生活保護)を実施するために設置される福祉施設。同法第38条で、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設の5種類が規定されている。	・北区では授産施設が2施設のみ	2	△	○			
22	児童福祉施設	保育園	親が働いている、病気の状態にある等の理由により家庭において十分に子どもを保育できない場合に、家庭に替わって子どもを保育(養護と教育が一体となった保育)するため、児童福祉法に位置付けられた「児童福祉施設」です。	・通所	65	△	○			
23		児童館・児童室	児童に健全な遊びと創造の喜びをあたえ、よりよい環境の中で、健やかに育てることを目的として設置されています。	・通所	13	△	○			
24		学童クラブ	児童福祉法で放課後児童健全育成事業として位置づけられ、保護者が就労等のために留守になる家庭の児童に、遊びと生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的としています。	・通所	32	△	○			
25	児童相談所(子ども家庭支援センター)		児童福祉法第12条に定められている児童相談所。子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待などさまざまな相談に対応する。	・通所	1	△	○			

【学校】

No	施設種別分類		内容	備考	低地部の施設数	検討の必要性	
						荒川	石神井・土砂
26	幼稚園			・通所	14	△	○
27	認定こども園		教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。内閣府子ども・子育て本部	・通所	2	△	○
28	小学校			・通所	18	△	○
中学校・高等学校等は現在指定していない。							

【医療施設】

No	施設種別分類		内容	備考	低地部の施設数	検討の必要性	
						荒川	石神井・土砂
29	病院			入院施設	10	○	○
30	診療所		病床を有さないもの又は、患者19人以下の入院施設(病床)を有するものをいう。	入院施設	3	○	○

福祉避難所の考え方について

1. 北区の現状

- ・ 令和3年5月の災害対策基本法施行規則が改正され、福祉避難所についてあらかじめ受け入れ対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創立された。
- ・ 現在区では、要配慮者の避難先として、地域防災計画で以下の施設を指定している。(施設名は公開していない)

<p>(1) 福祉避難所 (福祉避難室)</p> <p>小・中学校の避難所等内の教室等を利用して、要配慮者に配慮した専用の避難スペースを設置する。</p> <p>→総数 57 カ所。うち、大規模水害のおそれ時に設置 22 カ所。</p>
<p>(2) 福祉避難所 (通所型)</p> <p>特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、日頃から各施設に通所している障害者や障害児を対象とする。</p> <p>→総数 13 カ所。</p> <p>うち、大規模水害のおそれ時に設置 4 カ所 (要配慮者受入れ可能人数：168 人^{※1})。</p>
<p>(3) 福祉避難所 (介護型)</p> <p>特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、専門的なケアを要する介護度が高い者を対象とする。</p> <p>→総数 16 カ所 (現在改修中の上里町つつじ荘を除いた数)。</p> <p>うち、大規模水害時のおそれ時に設置 7 カ所 (要配慮者受入れ可能人数：114 人^{※1})。</p>
<p>(4) 福祉避難所 (補完型)</p> <p>(2) (3) を開設しても不足する場合に開設をする。ふれあい館や特別支援学校となる。 (運用や運用を担当する所管等は未検討)</p> <p>→総数 26 カ所。</p> <p>うち、大規模水害時のおそれ時に設置 11 カ所 (①ふれあい館 9 施設 ②特支 2 施設)。 (要配慮者受入れ可能人数：①ふれあい館 1,329 人^{※2} ②特支 125 人^{※1※3})。</p>

※1：要配慮者のみの受入れ可能人数を示しており、この他に介助者の同行 (各要配慮者に対して 1 名程度) を受入れることを想定している。(2)～(4)の福祉避難所において、同行する介助者を含めた受入れ可能人数は、2,300 人程度となる。

※2：ふれあい館は、要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難先として使用されることが考えられる。その場合、施設職員が同行するため、ふれあい館における受入れ人数は 1,329 人より少なくなる。

※3：体育館の有効面積を $20\text{m} \times 25\text{m} = 500 \text{m}^2$ 。1 人当たり 4m^2 換算で 1 施設につき 125 人を想定。北特支、王子特支の 2 か所で $125 \text{人} \times 2 = 250 \text{人}$ 。ただし、同行者も含んだ受入れ可能人数であるため、要配慮者の受入れ可能人数としては半分の 125 人と想定される。

⇒福祉避難所の受入可能人数と、区民意識調査より把握した避難行動の人数感を、P.3 に整理した。

2. 本業務の目的

- ・ 北区の要配慮者の水害避難の実効性を向上させるため、新規作成する「北区大規模水害避難行動支援計画」に福祉避難所の考え方を反映させる必要がある。

3. 令和3年度の検討委員会等における検討状況

- ・ 令和3年度の検討委員会等における検討状況は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 第1回検討委員会：事務局視点での現状や問題点の整理(2) 第1回専門部会・ヒアリング会：各主体へのヒアリング(3) 第2回検討委員会：基本的に、個別避難計画の避難先として検討(4) 第3回検討委員会：同上(5) 第2回専門部会・ヒアリング会：同上 |
|---|

4. 基本的な考え方

- ・ 基本的に、福祉避難所は、個別避難計画の避難先として運用する。

5. 今回の第4回検討委員会で諮る事項

- ・ 福祉避難所の考え方を「北区大規模水害避難行動支援計画」に反映させるうえで、以下2点が検討必要な課題として挙げられる。

【福祉避難所の考え方を「北区大規模水害避難行動支援計画」に反映させるうえでの課題】

(1) スクリーニングについて

- ・ 水害発生の恐れの際、通常の避難場所（小中学校）に避難した者のうち、避難所生活に問題がある者に対してスクリーニングを実施し、福祉避難所に移動する方針で検討を行っていた。
- ・ しかし、次の課題により検討が滞っているため、再度検討を行うべきと考えている。
 - ① スクリーニングは基本的には震災の考え方である。福祉避難所は、地震発生直後ではなく、必要に応じて2次避難所として開設するため、スクリーニングが成り立つ。災害発生前に急いで避難しなければならない水害の考え方では成り立たない。
 - ② そもそも定員が少ない福祉避難所で、スクリーニングをしていける者はごく限られた人になってしまう。
 - ③ どの福祉避難所に行くか避難場所従事担当者と調整することは、時間がない状況でオペレーションが複雑になり現実的ではない。

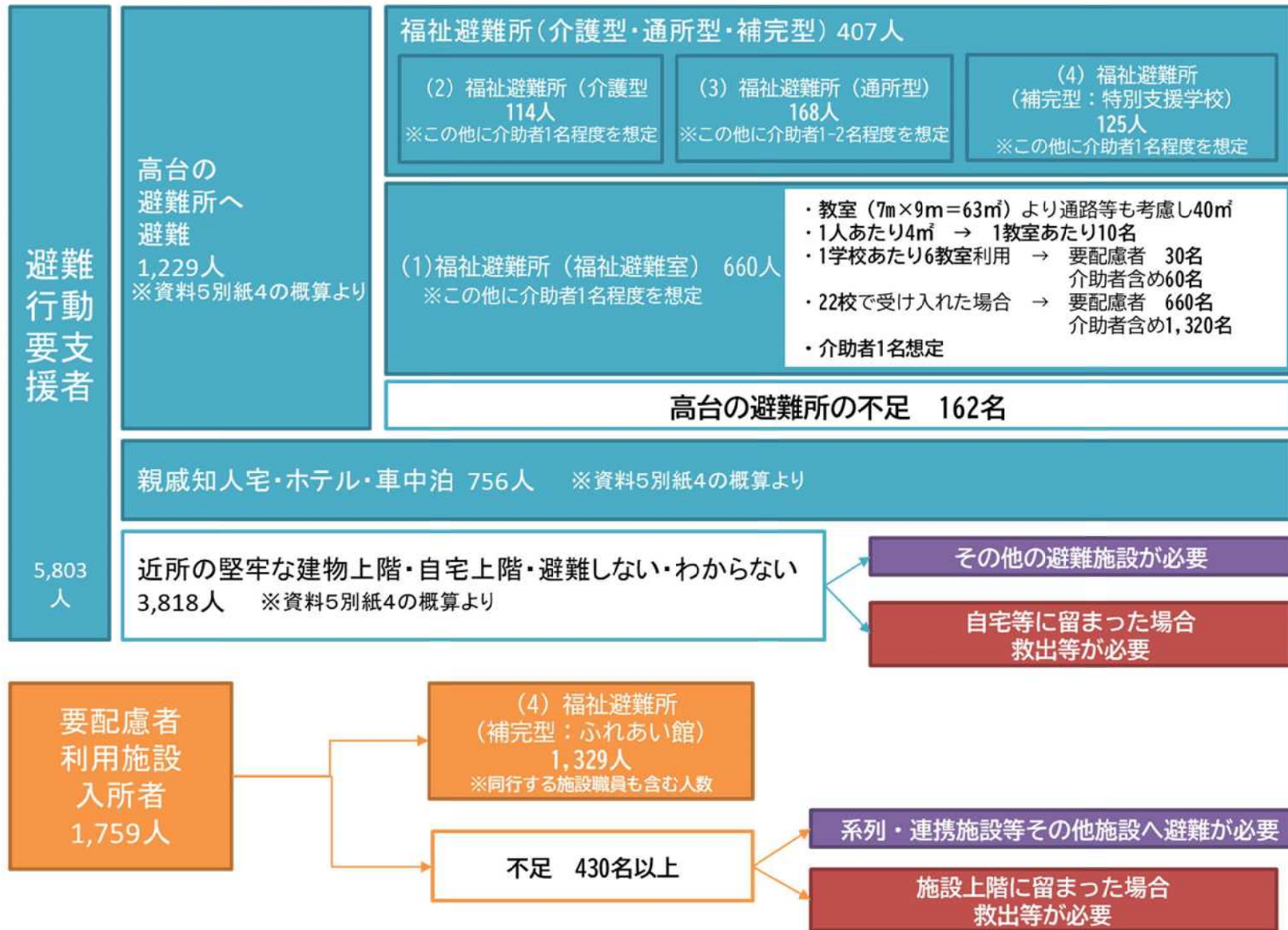
(2) 高台福祉避難所、補完型高台福祉避難所

- ・ 令和元年東日本台風を受けて、荒川氾濫時に高台福祉避難所・補完型高台福祉避難所を開設する方針としている。庁内の役割分担や区民への周知を含めて、具体的な方法を検討する必要がある。
- ・ 補完型高台福祉避難所のうち、特別支援学校とは、具体的な運用方法等を協議中であり、今後も引き続き協議を進める。

6. 次回の第5回検討委員会で諮る事項（予定）

- ・ 次回の検討委員会では、「北区大規模水害避難行動支援計画」の記載（案）を、ご確認いただく予定である。

区民意識調査を踏まえて想定される避難行動と必要資源等の検討



北区
大規模水害避難行動支援計画
(素案)



令和●年●月

北 区

目 次

1. はじめに	1
1.1. 計画の目的.....	1
1.2. 計画の位置づけ.....	2
1.3. 北区の基本的な避難行動の在り方.....	3
1.4. 対象者の範囲.....	6
(1) 避難行動要支援者の範囲.....	6
(2) 避難支援等関係者の範囲.....	7
(3) 避難支援等実施者の範囲.....	7
2. 避難行動要支援者名簿の作成と活用	8
2.1. 避難行動要支援者名簿の作成.....	8
(1) 名簿の種類.....	8
(2) 名簿の登録要件.....	9
(3) 名簿の記載事項.....	10
(4) 名簿の更新.....	10
(5) 名簿の保管.....	10
(6) 名簿の適正な管理.....	11
2.2. 避難行動要支援者名簿の活用.....	12
(1) 名簿の使用目的.....	12
(2) 平常時における名簿の提供と活用.....	12
(3) 災害時における名簿の提供と活用.....	12
3. 個別避難計画の作成と活用	13
3.1. 個別避難計画の作成.....	16
(1) 個別避難計画作成の対象.....	16
(2) 個別避難計画作成の優先度.....	16
(3) 個別避難計画の作成方法.....	18
(4) 個別避難計画の記載事項と考え方.....	18
(5) 個別避難計画の更新.....	19
(6) 個別避難計画の保管.....	19
(7) 個別避難計画の適正な管理.....	20
3.2. 個別避難計画の活用.....	21
(1) 平常時における個別避難計画の提供と活用.....	21
(2) 災害時における個別避難計画の提供と活用.....	21
4. 避難確保計画の作成と活用	22
4.1. 避難確保計画の作成.....	22
(1) 避難確保計画作成の対象要配慮者利用施設.....	22

(2) 避難確保計画のひな形	23
(3) 避難確保計画の作成方法	23
(4) 避難方針の考え方	23
(5) 計画の提出	24
4.2. 避難確保計画に基づいた避難訓練の実施	26
5. 災害時における避難支援	27
5.1. 避難支援の基本的な考え方	27
(1) 自助として区民ができること	27
(2) 共助として避難支援等関係者や避難支援等実施者ができること	27
(3) 公助として行政ができること	28
(4) 避難支援等関係者等の安全確保の措置	28
5.2. 避難行動要支援者への情報伝達	29
(1) 災害時の避難情報	29
(2) 避難行動要支援者への情報伝達における留意点	29
6. 避難所における避難支援	30
6.1. 水害に対応した避難所の設置	30
(1) 風水害時に開設される避難所	30
(2) 避難所で避難行動要支援者を受け入れる際の留意点	30
6.2. 福祉避難所等の設置	31
(1) 要配慮者の避難先	31
(2) 福祉避難所への避難方法	31
7. さらなる避難支援の取組み	32
(1) 個別避難計画に基づいた訓練の実施	32
(2) 避難支援行動を踏まえたマイ・タイムライン作成	32

1. はじめに

1.1. 計画の目的

平成 23 年の東日本大震災では、犠牲者の多くが高齢者や障害者等であった。一方で、消防職員・消防団員や民生委員などの支援者においても多数の犠牲が生じた。これらの教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が区市町村の義務となっている。

また、近年の令和元年台風第 19 号や令和 2 年 7 月豪雨においても、多くの高齢者や障害者が犠牲となったことを受けて、令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成が区市町村の努力義務となっている。

北区においては、避難行動要支援者名簿の整備をはじめ、近年全国で多発している水害被害を鑑み、「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」（令和 3 年 5 月）を公表した。これは、北区で起こりうる災害や避難行動時のルールについて区民と行政で共通認識を図るものである。また、北区住民を身体の特徴や状態により区分し、それぞれのグループごとの課題や避難行動及び行政の支援方法の方向性を定めている。

「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」（以下、基本方針）を踏まえ、本計画では、自力での避難が困難であり、避難時に何らかの課題がある住民に対して、必要となる支援等を整理し、住民全員が逃げ遅れない「誰ひとり取り残されない避難」を目指すことを目的とする。

1.2. 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改訂、内閣府（防災担当））及び北区地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援に係る関係者や支援方針についての考え方を整理したものである。

また、災害時の避難支援をより実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成と併せて、避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、個別避難計画）の作成を進める必要がある。

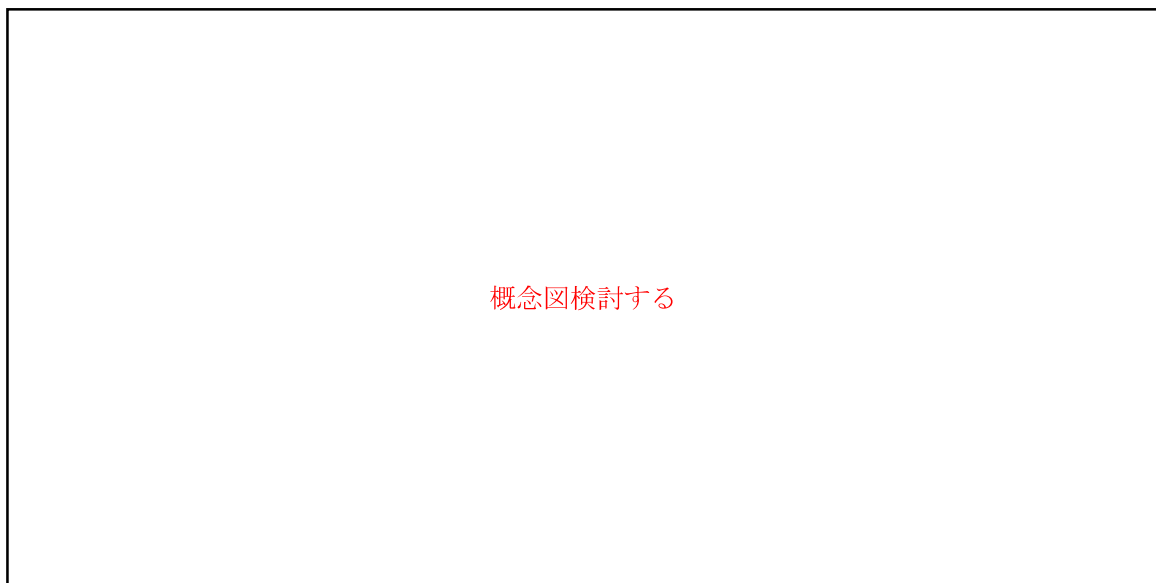


図 1 本計画および関連計画の位置づけ

1.3. 北区の基本的な避難行動の在り方

基本方針においては、区民に向けて「避難の心得五か条」と「北区からの宣言」を示している。

「大規模水害時の避難行動の基本方針」 ～避難の心得五か条～

1. 自立して避難しましょう。
2. 災害を知りましょう。
3. 自宅にとどまらず、
できるだけ遠くの高台に逃げましょう。
4. 本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。
5. 誰ひとり取り残されないようにするために、
周囲の人に手を差し伸べましょう、
差し伸べてもらえるようにしましょう。

北区からの宣言

北区は全庁をあげて支援を行います。

「避難の心得五か条」の概要は、下記の通りである。

基本方針1. 自立して避難しましょう。

- ①水害が起こりそうなときに自分自身がとるべき行動を整理した計画表を事前に作りましょう。計画表を作るときは、自分の家族や身近にいる頼れる人と一緒に考えることが大切です。
- ②自分の家族構成や家族の心身の状態、生活環境は自分がいちばんよく知っているはず。自分や家族を安全に避難させるための、「自分自身の逃げ方」を考えましょう。また、ペットの避難についても考えておきましょう。
- ③いつ避難すべきかを判断するための情報を入手する手段を知りましょう。

基本方針2. 災害を知りましょう

- ①想定できる最大の災害を考えて避難行動を計画しましょう。
- ②荒川が氾濫する可能性が高まるのはどういったときなのか知りましょう。
- ③台風が発生・接近してから荒川が氾濫してしまうまでの間にどのような被害が起きそうなのか、どの地域に逃げれば安全なのかを把握しましょう。

基本方針3. 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へと逃げましょう。

- ①浸水のおそれのある低地にいる場合は、自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へと避難してください。親族宅や知人宅など、自分で避難先を探す必要があります。
- ②マンションなどの上階への避難は危険です。高台へと移動する時間的な余裕がないとき以外には行わないようにしましょう。
- ③避難情報は、高齢者や要配慮者などの避難に時間がかかる区民を考慮して、早めに発令します。

基本方針 4. 本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。

- ①水害による避難者の中には、徒歩での移動が困難で、自動車がないと避難できない人がいます。自動車が本当に必要な人のために、健康な方は、できるかぎり徒歩での避難をお願いします。
- ②多くの区民が一斉に自動車で避難すると、狭い道路や橋で交通渋滞が起こり、逃げ切れない人が出てくる可能性があります。
- ③高台まで避難できたとしても、駐車できるスペースには限りがあります。自動車を使用して避難する場合は、避難準備情報の発令よりも前に移動を開始し、できるだけ区外に避難してください。

基本方針 5. 誰ひとり取り残されないようにするために、周囲の人に手を差し伸べましょう、差し伸べてもらえるようにしましょう。

- ①浸水が想定される地域に、誰ひとり取り残されないようにするための第一歩として、まずは自力や家族の手助けだけでは避難することが難しい人がいることを知りましょう。
 - ②自力で避難することができる人は、自主的に広域へと避難しましょう。そのとき、周りに避難できずに困っている人がいないかを気遣い、可能な限り避難に協力しましょう。
- また、自力での避難が困難な人は、いざというときに助け合えるように、日頃から隣近所とのコミュニケーションを取っておきましょう。

1.4. 対象者の範囲

北区における高齢化比率（人口に対して 65 歳以上の高齢者の占める割合）は、令和 3 年 1 月時点の住民基本台帳によると、約 24.7%で東京 23 区の中でも 2 番目に高い数値となっており、今後も高齢化の進行は懸念される場所である。また、障害者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている者）は、令和 3 年 2 月の福祉行政統計編（東京都福祉保健局）によると、約 5.7%で東京 23 区の中でも最も高い数値となっている。

北区では、高齢者や障害者を含む、発災前の備えや発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義している。こうした「要配慮者」のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」と定義している。具体的には区が定める要件により、「避難行動要支援者名簿」の登録対象となる者とする。

一方、平常時から避難行動要支援者の所在を把握し、発災時には声掛け等の避難支援を行う「避難支援者」とともに、地域が一体となって支援活動が行えるよう、自主防災組織等の「避難支援等関係者」と連携し、避難誘導や安否確認等の支援体制を強化していく必要がある。

(1) 避難行動要支援者の範囲

北区における避難行動要支援者は、「避難行動要支援者名簿」の登録対象となる者であり、登録の要件は「北区避難行動要支援者名簿の手引き」に下記の通り定めている。

①区が指定する登録者

（以下の条件に該当する方は、自動的に登録されます。）

- (1) 要介護 3～5 の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳（1・2 級及び体幹の 3 級）の方
- (3) 愛の手帳（1・2 度）の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため、名簿登録を希望される方（①に該当する方は除く）

- (1) 75 歳以上の単身世帯もしくは
75 歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

(2) 避難支援等関係者の範囲

北区地域防災計画では、「避難支援等関係者」(※)について、下記の通り定めている。

- 所管警察署
- 所管消防署
- 民生委員・児童委員
- 自主防災組織(町会自治体)
- 高齢者あんしんセンター

※避難支援等関係者とは：

地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者
(災害対策基本法第49条の11第2項より)

(3) 避難支援等実施者の範囲

発災または発災の恐れがある際に、実際に避難行動要支援者への避難支援を行う「避難支援等実施者」(※)は、下記のような者が想定される。

- 所管警察署
- 所管消防署
- 民生委員・児童委員
- 自主防災組織(町会自治体)
- 高齢者あんしんセンター
- 避難行動要支援者の同居家族、近くに居住する親族
- 避難行動要支援者に各種福祉サービスを提供する福祉専門職員

※避難支援等実施者とは：

避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者
(災害対策基本法第49条の14第3項第1号より)

2. 避難行動要支援者名簿の作成と活用

平成 23 年の東日本大震災を受け、平成 25 年の災害対策基本法改正において、災害発生時に地震の力では安全な場所に避難することが困難な方の名簿である避難行動要支援者名簿の作成を区市町村の義務とした。

北区では、平成 29 年度から「北区避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えた地域づくりの一助として活用されるよう、避難支援等関係者に名簿情報を提供している。

2.1. 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の概要については、「北区避難行動要支援者名簿の手引き」に記載されている。

避難行動要支援者名簿は以下の通り作成している。

(1) 名簿の種類

名簿には【平常時】の名簿と【災害時】の名簿の 2 種類が存在する。

- 【平常時】の名簿

避難行動要支援者の所在の確認や見守りなどに活用するため、名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意した方だけが掲載された名簿。

平常時に、避難支援等関係者〔警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）（※）、民生委員・児童委員、高齢者あんしんセンター〕に提供している名簿である。

- 【災害時】の名簿

名簿情報の提供に同意いただけていない要支援者の方も含んだ名簿。

平常時は区が毎月更新し保管しており、災害発生時もしくは大規模な災害発生が懸念される際には、避難行動の支援や救助活動等のため、避難支援等関係者に提供することができるようになる。

※避難支援等関係者のうち、自主防災組織（町会・自治会）については、現状では希望した町会・自治会にのみ平常時の名簿を提供している。

今後の課題

- ・町会・自治会ごとの希望制となっている平常時の名簿の提供について、今後も引き続き希望制で運用していくか、全町会・自治会に対して提供すべきものとして位置づけるか、今後の方針を検討する必要がある。

(2) 名簿の登録要件

名簿の登録要件は、北区の避難行動要支援者の範囲と同義であり、以下の通りとなっている。

①区が指定する登録者

(以下の条件に該当する方は、自動的に登録されます。)

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳（1・2級及び体幹の3級）の方
- (3) 愛の手帳（1・2度）の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため、名簿登録を希望される方（①に該当する方は除く）

- (1) 75歳以上の単身世帯もしくは
75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

今後の課題

- ・現状の登録要件に該当しないが、避難行動に支援が必要な住民が存在する可能性がある。登録要件は実態に即して適宜内容の見直しを検討する。
- ・現状の登録要件では、社会的に孤立している住民のうち、避難行動に支援が必要な住民を抽出することが困難であり、対応を検討する必要がある。

(3) 名簿の記載事項

名簿には、次の事項を掲載する。

北区避難行動要支援者名簿
【登録者本人データ】

〇〇町会

【緊急連絡先】

3

区指定	氏名	1	〇〇 〇〇	(女)	住所	〇〇1丁目〇番地△号	2	氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	父
	地域振興室	王子	民生委員	000	高齢者あんしんセンター	〇〇〇	付番	00000000	電話(自宅)		FAX
No. 1	自主防	〇〇町会			生年月日	〇〇年 〇〇月 △△日	年齢	〇〇	FAX		
	身障手帳	〇	愛の手帳	-	精神手帳	-	電話(自宅)	〇〇-〇〇〇〇〇-△△△△	電話(携帯)		住所
同意する	要介護・要支援	-	難病		75歳以上		手帳等詳細				
	特記事項	4							氏名		登録者との関係
区指定	氏名	〇〇 〇〇			住所	〇〇1丁目〇番地△号		氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	成年後見人
	地域振興室	王子	民生					電話(自宅)		FAX	
No. 2	自主防	〇〇町会									
	身障手帳	〇	愛の手帳	〇	精						
同意する	要介護・要支援	〇	難病	〇	75						
	特記事項	リクライニング式車いす使用(イ)							氏名		登録者との関係
	福祉サービス事業者等					電話番号 (事業者番号)		住所			

避難行動要支援者名簿活用の手引き（暫定版）より
適宜更新

【各項目の概要】

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 緊急連絡先
- ④ 各種個人情報及び対象内容

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者の情報は、転入・転出・死亡等により、常に変化するものであるため、区は避難行動要支援者の把握に努める。

特に、名簿の登録要件の①（自動的に登録される者）に該当する者の更新は、毎月実施している。

登録要件②の更新に何か決まりがあれば記載

(5) 名簿の保管

名簿の保管場所や主体について記載

(6) 名簿の適正な管理

区は、避難行動要支援者の個人情報を適正に管理する必要がある。情報漏えい防止措置として、区の個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。

また、避難支援等関係者が名簿を受領した際には、「受領書兼誓約書」を区へ提出することとしている。その際、前年度に配布した名簿は回収する。なお、**原本を複製した名簿については、その管理と廃棄の徹底を求める。**

(6) 避難行動要支援者情報の管理

避難行動要支援者情報は、個人情報です。以下の点について、ご理解とご協力をお願いします。

- ① 秘密の保持を厳守してください。
- ② 名簿の紛失等がないように適正に管理してください。
- ③ 登録情報を目的以外に使用しないでください。
- ④ 第三者へ登録情報を提供しないでください。
- ⑤ 災害時の情報提供については、救助活動に必要な範囲内で提供してください。
- ⑥ **名簿の複製及び複写は禁止しています。**

2.2. 避難行動要支援者名簿の活用

(1) 名簿の使用目的

区関係課は、次の目的のために名簿を使用する。

- 名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡
- 防災訓練の参加呼びかけなど防災に関する情報提供
- 災害発生時又は発生の恐れがある場合の情報伝達、避難支援
- 災害発生時の安否確認・救助等
- 避難行動要支援者の避難支援等を定める個別避難計画の策定

避難支援等関係者は、次の目的のために名簿を使用する。

- 平常時の名簿は、平常における見守り活動、避難経路の確認、防災訓練の実施、個別避難計画の策定等に使用
- 災害時の名簿は、災害発生時における安否確認、避難誘導等の避難支援に使用

(2) 平常時における名簿の提供と活用

災害発生時等において円滑かつ迅速な避難支援の実施に結びつくよう、平常時の名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供されている。

平常時の名簿を提供されている避難支援等関係者は、下記の通りである。

- 警察署
- 消防署
- 自主防災組織（町会・自治会（希望する組織のみ））
- 民生委員・児童委員
- 高齢者あんしんセンター

(3) 災害時における名簿の提供と活用

災害時の名簿は、災害対策基本法の規定により、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき」に、避難支援等関係者に提供できるものである。

災害時の名簿を受領した避難支援等関係者は、河川氾濫等の水害が発生した場合や、発生する恐れのある場合に、要支援者への声掛けや安否・避難状況の確認等に活用することが考えられる。

3. 個別避難計画の作成と活用

令和元年台風第 19 号等による災害を受け、中央防災会議のワーキンググループ等で、高齢者等の避難の在り方について議論が行われ、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難の在り方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月）が取りまとめられた。これにより、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の制度面における改善の方向性が示された。

これらを踏まえ、令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正において、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を区市町村の努力義務とした。

なるべく早期に個別避難計画の作成を進めるためには、地域のハザードの状況や、避難行動要支援者本人の心身の状況や必要な支援の程度により、避難行動要支援者の中における優先度を検討し、優先度が高い者から個別避難計画の作成を進める方針とする。

個別避難計画作成から活用までの全体フローと、複数年に渡る取組みの年間スケジュールを、以下に示す。

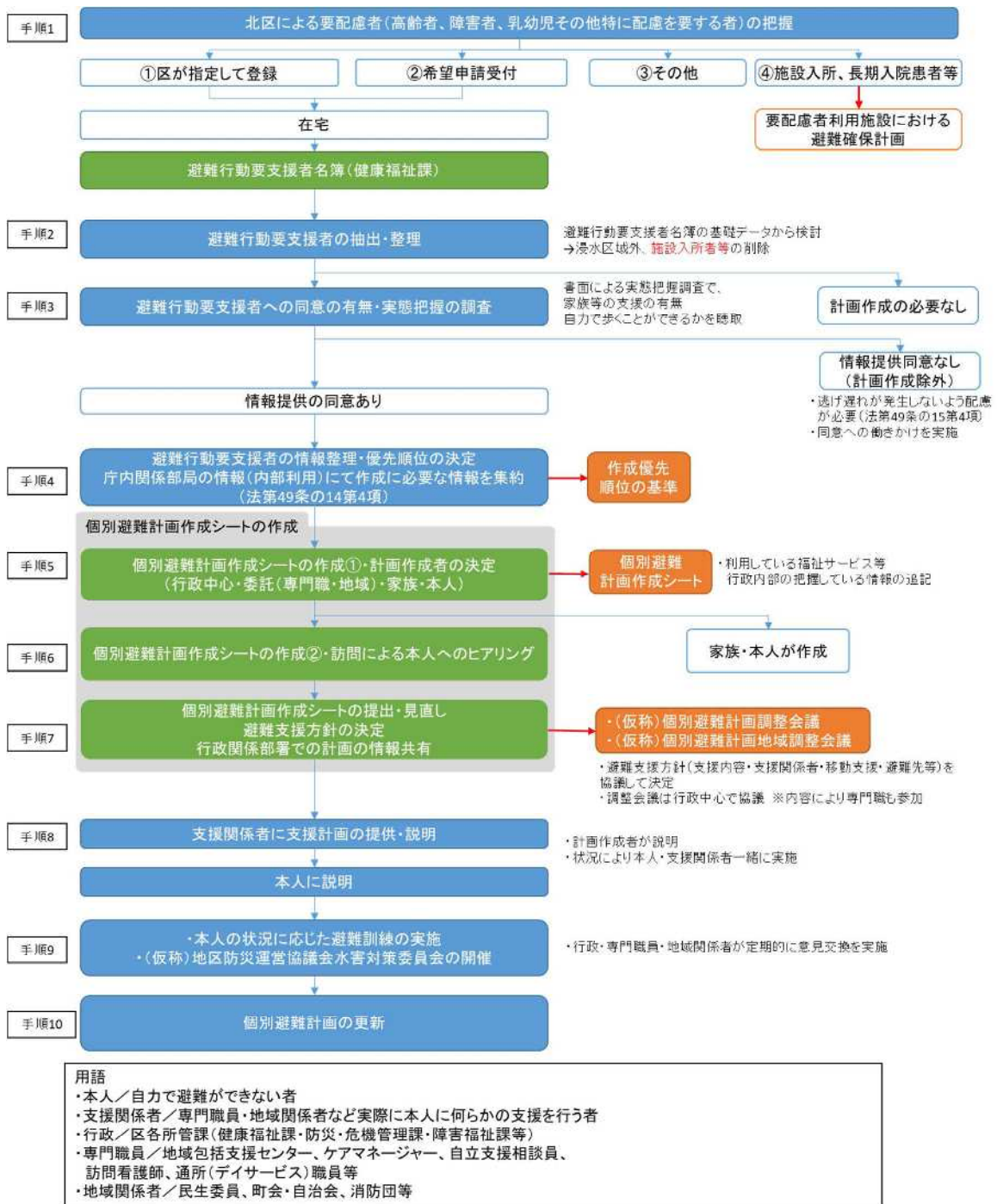


図 2 個別避難計画作成・活用フロー

表 1 個別避難計画作成の年間スケジュール

No	項目	個別避難計画の作成・活用 フロー手順	主体	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度以降	
						前期	後期	前期	後期	前期	後期
1	作成・活用方針の検討	-	防災・危機管理課 (検討委員会)			↑					
2	要配慮者の把握、 避難行動要支援者の抽出・整理	手順1・2	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)			↑					
3	避難行動要支援者への同意の有無 ・実態把握の調査	手順3	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)			↑					
4	避難行動要支援者の情報整理 ・優先順位の決定	手順4	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)			↑					
5	計画作成者への説明・研修 (福祉・医療関係者等)	-	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)			↑					
6	計画作成者への説明・研修 (自主防・地区住民)	-	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)			↑					
7	個別避難計画の作成 【優先度 A】	手順5~8	行政職員 (協力:福祉専門職)							↑	↑
8	個別避難計画の作成 【優先度 B】		福祉専門職 (協力:行政職員、支援サービ ス提供者)								↑
9	支援関係者に支援計画の提供・説明 本人への説明		計画作成者							↑	
10	マイ・タイムラインを作成(地域と一緒) 【優先度 C・D】	-	支援サービス提供者、 町会・自治会・民生・児童委員							↑	↑
11	個別避難計画の見直し	手順10	計画作成者							↑	↑
12	個別避難計画作成対象者の見直し	-	※No2~4と同様							↑	
13	新規計画作成者への説明・研修	-	※No5~6と同様							↑	
14	新規対象者の個別避難計画の作成 【優先度 A・B】	-	※No7~10と同様							↑	↑

No.11は、一度作成した計画を見直すもの、No12~14は、新たに避難行動支援者となった方に対して取り組むもの

3. 1. 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画作成の対象

個別避難計画作成の対象となるのは、避難行動要支援者名簿の登録者のうち、情報提供に同意いただいている要支援者とする。

今後の課題

- ・名簿の情報提供に同意されていない要支援者は、個別避難計画作成の対象とならないため、情報提供の同意にご協力いただけるよう呼びかけが必要である。
- ・区は、個別避難計画情報に係る要支援者以外の要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対して必要な情報の提供その他必要な配慮を行う必要がある。（災害対策基本法第 49 条の 15 第 4 項より）

(2) 個別避難計画作成の優先度

① 優先度の考え方

区内の浸水区域内に居住する全ての要支援者に対して、個別避難計画を一斉に並行して作成することは難しい。そのため、家庭で作成ができる場合を除き、個別避難計画作成に区や福祉専門職等の支援が必要な場合は、優先度の高い要支援者から順に作成を進める方針とする。

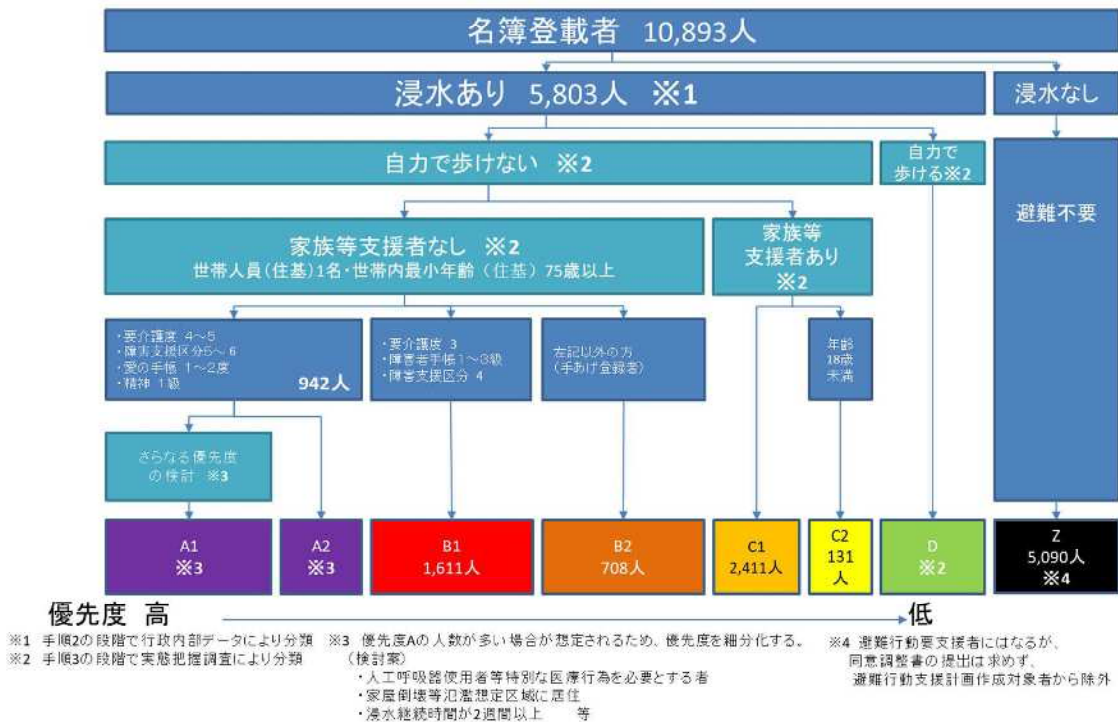


図 3 個別避難計画作成の優先度の考え方

② 優先度ごとの個別避難計画作成方針

図 3 の優先度に該当する要支援者の特徴および個別避難計画の作成方針は、以下に示す。

表 2 優先度ごとの計画作成方針

優先度	特徴	計画作成方針
A	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 4～5 ・障害支援区分5～6 ・愛の手帳 1～2度 ・精神 1級	・移動支援の手段について必ず検討する。 ・避難先について、通常の避難所以外の避難先(福祉避難所や関係している医療機関等)も検討する。
B1	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 3 ・障害者手帳1～3級 ・障害支援区分 4	・自力での移動支援について検討する。難しい場合は、移動支援の手段について検討する。 ・通常の避難所への避難を検討する。難しい場合は、避難先(福祉避難所等)についても検討する。
B2	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし。 A 及び B1 に該当しない方(手あげ登録者)。	・ヒアリング内容によって計画方針を決定する。
C1	浸水あり・自力歩行不可・	・地域と一緒にマイ・タイムラインを作成する。
C2	支援者あり。	
D	浸水あり・自力歩行可能。	

③ 優先度ごとの個別避難計画作成担当者

個別避難計画作成の優先度が高いほど、個別避難計画の作成に行政や避難支援等関係者等の支援が必要である。優先度ごとの個別避難計画作成の担当者は、以下のように想定する。

表 3 優先度ごとの計画作成担当者

		行政職員	福祉専門職		支援サービス提供者			医療関係者		避難支援等関係者				要支援者	
			居宅介護支援事業所 〔ケアマネージャー〕	相談支援事業所 〔相談支援専門員〕	介護サービス提供事業者	通所介護事業所	障害福祉サービス提供事業所	訪問看護ステーション	医療関係者	高齢者あんしんセンター	町会・自治会	民生児童委員	警察署、消防署	家族	要支援者本人
計画作成者	優先度A	高	中	中	低	低	低	中	低						
	優先度B	中	高	高	中	中	中	中	低	低					
	優先度C		中	中	高	高	高	低	低	中	低	低		低	
	優先度D		低	低	中	中	中	低	低	中	高	高		中	中

【計画作成者のランク】
高・中・低 ⇒ 計画作成者となりうる可能性を示す

(3) 個別避難計画の作成方法

フローに則った個別避難計画の作成手順を記載する

(4) 個別避難計画の記載事項と考え方

① 個別避難計画作成シート

個別避難計画作成シートの内容は、以下の通りである。

- 本人データ
- 支援に必要な情報
- 避難支援方針
- 避難支援者一覧

第3回検討委員会の意見を踏まえて、個別避難計画作成シートを修正する。
本計画巻末に様式を掲載する。

② 避難支援者の設定の考え方

個別避難計画に記載する実際の避難支援者の設定について、どのような方が候補となるのか、身の回りに避難支援者となりうるものがない場合の対応など

③ 避難行動や支援のタイミングの考え方

避難支援等関係者や要支援者が避難準備や避難行動を始めるタイミングは、気象情報や区が発表する避難情報を参考に判断する必要がある。

荒川氾濫が想定されるような台風が接近する際の、避難行動のタイミングや避

難情報発令にタイミングについて、以下の通りタイムラインを作成した。

北区支援計画タイムラインを検討し、掲載

④ 移動支援の考え方

避難所等への移動に車両が必要な場合などは、個別避難計画を作成する際に移動手段の確保について検討する必要がある。移動手段の候補としては、以下のよう
な手段が考えられる。

- 民間救急サービス
- 介護タクシー
- 通常のタクシー

今後の課題

- ・ 車両による移動等が必要な要支援者に対して、民間救急サービスや介護タクシーの車両数が不足している可能性があり、必要数の概算と移動手段の確保が必要である。
- ・ 区内の通所施設等で保有している車両等の活用ができるよう、福祉事業所間のネットワーク構築等の対応も検討する必要がある。

⑤ 避難先の考え方

北区では、水害時に開設される避難所を予め指定している。（P. 30 以降に詳細を記載）

通常の避難所への避難が難しい要支援者に対しては、個別避難計画を作成する際に、特別な設備や専門的な人員が配備されている福祉避難所等を避難先として指定する。

今後の課題

- ・ 福祉避難所で受け入れることができるキャパシティは限られているため、通常の避難所では滞在できない要支援者から福祉避難所への避難を検討し、個別避難計画に記載していただく必要がある。

(5) 個別避難計画の更新

更新頻度や方法について

(6) 個別避難計画の保管

平常時の計画の保管場所について

(7) 個別避難計画の適正な管理

個人情報の取扱いの為、適正な管理方法について

今後の課題

- ・作成した個別避難計画をシステム化して管理するなど、災害時に活用しやすい管理体制を検討する必要がある。

3.2. 個別避難計画の活用

(1) 平常時における個別避難計画の提供と活用

平常時における個別避難計画の提供範囲
提供された個別避難計画の活用方法
(今後の取組として) 地域調整会議(仮)を設置し、個別避難計画を活用した具体的な避難支援について、平常時から情報共有などの実施

(2) 災害時における個別避難計画の提供と活用

災害時における個別避難計画の提供範囲
(提供のタイミング、提供方法、活用方法 など)

4. 避難確保計画の作成と活用

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨などにおける被害を受け、平成 29 年の水防法や土砂災害防止法の改正において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び訓練等の実施が義務化された。

これに伴い、北区においては、平成 30 年度に対象施設に対して説明化を実施し、避難確保計画の作成を促進した。

4.1. 避難確保計画の作成

避難確保計画とは、浸水や土砂災害等のおそれがある場合における、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な、次の事項などを定めた計画である。

- 防災体制
- 避難誘導
- 施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

(1) 避難確保計画作成の対象要配慮者利用施設

北区における対象施設の種別は、下記の通りである。

- 老人福祉施設
- 有料老人ホーム
- 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- 身体障害者社会参加支援施設
- 障害者支援施設
- 障害福祉サービス事業の用に供する施設
- 保護施設
- 児童福祉施設
- 障害児通所
- 支援事業の用に供する施設
- 児童相談所
- 幼稚園
- 小学校
- 病院
- 診療所（有床のみ）

今後の課題

- ・現状の地域防災計画では、荒川の浸水想定区域内の施設が指定されている。

今後、石神井川の浸水想定区域および土砂災害警戒区域内の施設を地域防災計画に指定する必要がある。

(2) 避難確保計画のひな形

国土交通省の様式をベースとして検討する。
本計画巻末に様式を掲載する。

(3) 避難確保計画の作成方法

マニュアルを検討する。マニュアルの概説と紹介。

(4) 避難方針の考え方

① 避難タイミング

北区支援計画タイムラインには高齢者等避難のタイミングを示している。避難情報の発令状況などを参考に、準備開始や避難開始のタイミングを検討する。

② 移動手段

施設入所者の移動手段は、基本的に各施設で確保する方針とする。施設で活用できる車両数と、入所者数、避難先への移動にかかる時間などを考慮し、ピストン輸送の開始タイミングなどを検討する。

③ 避難先の確保

避難先は、基本的に施設の系列事業所を避難先として設定する方針とする。

系列事業所を避難先として設定できない場合、補完型福祉避難所として開設する区立ふれあい館を設定し、施設職員とともに避難することを検討する。

④ 通所施設の考え方

通所施設等では、事前休業等の判断基準やタイミングを設定する。

なお、何らかの理由で施設に利用者が滞在している場合等を想定し、避難先、手段、タイミング等についても検討する。

⑤ 立退き避難の考え方

内閣府「水害からの広域避難に関する基本的な考え方（令和3年5月）」の滞在可能な基準に該当しない家屋倒壊等危険区域、浸水継続時間7日以上等に立地する施設は、必ず「立退き避難」とする。

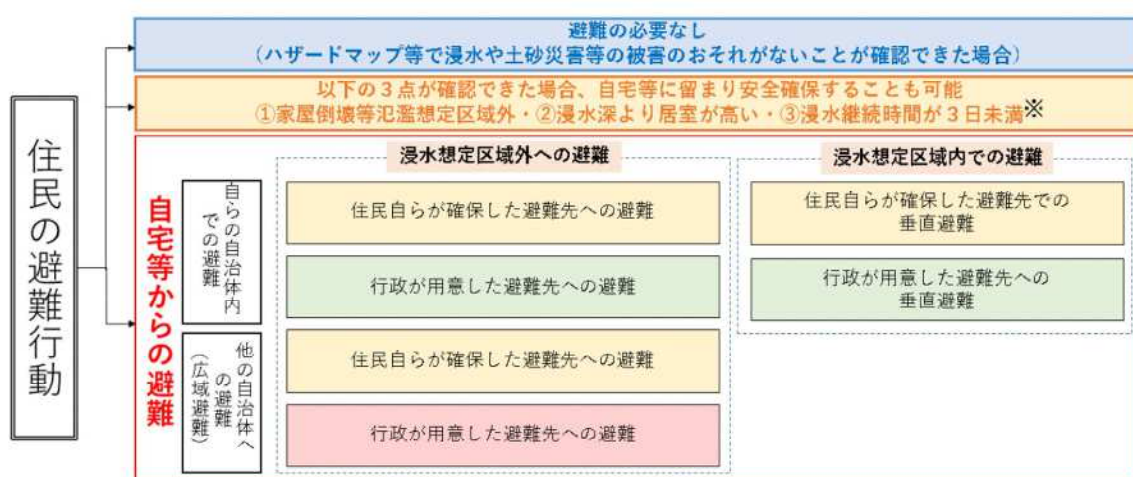
⑥ 屋内安全確保の考え方

基本的には「立退き避難」を検討する方針とするが、条件次第では「屋内安全確保」の検討を許容する。

なお、「屋内安全確保」の検討を許容する条件として、内閣府「水害からの広域避難に関する基本的な考え方（令和3年5月）」で示されている条件を採用する。

ただし、「屋内安全確保」の検討を許容する施設に対しても、「立退き避難」と「屋内安全確保」の両方を検討していただき、状況に応じて判断していただく方針とする。

「屋内安全確保」についても、必要備蓄を検討いただく。



「首都圏における大規模水害広域避難検討会」資料
 ※水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ
 電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ 等の
 支障を許容できる目安を3日と仮定したもの

図4 避難行動の整理

⑦ 緊急安全確保の考え方

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、過酷な事象に遭遇した場合を想定して、「緊急安全確保」も併せて検討する。

(5) 計画の提出

作成した避難確保計画は、「避難確保計画作成（変更）報告書」（ホームページに公表）を添えて、避難確保計画を北区防災課へ提出する。

【提出物】

- ・避難確保計画作成（変更）報告書
- ・避難確保計画 様式1～5

※自衛水防組織を設置する場合、様式6及び別添・別表1・別表2も合わせて提出の必要あり。なお、自衛水防組織の設置は、努力義務。

※様式7以降は提出不要のため、各施設において適切に管理すること。

【提出先】

北区 危機管理室 防災課

メール：kfhinan@city.kita.lg.jp

※メールで提出する場合は、PDF 形式でご提出ください。

郵 送：〒114-8508 （住所不要） 防災課 宛

窓 口：北区役所 第一庁舎 2階 13・14 番窓口

4.2. 避難確保計画に基づいた避難訓練の実施

作成した避難確保計画の実効性を高めるため、計画に基づいた避難訓練の実施が義務となっている。

避難訓練実施のスキームや、訓練の事例紹介など
訓練実施や計画の見直し実施による PDCA サイクルの構築

5. 災害時における避難支援

5.1. 避難支援の基本的な考え方

避難行動要支援者は様々な要因により、災害発生時に必要な情報を把握し、適切な避難行動を取ることが難しいため、周囲からの避難支援を必要とする。

しかし、大規模な水害等が発生した場合、多くの避難行動要支援者に対して、区職員が平等に支援を行うことは困難となる可能性がある。そのため、避難行動要支援者自信や家族による「自助」、個別避難計画に記載した避難支援者や、避難支援等関係者、地域住民などによる「共助」がとても重要となる。

区は、避難支援者・避難支援等関係者に対して、可能な範囲で避難行動要支援者の情報を提供し、平常時の声掛けから、災害時の安否確認や避難支援の実施まで、日頃から普及啓発を行くことで、地域の支援体制構築を促進する。

(1) 自助として区民ができること

平常時に準備できることも含め、自助の取組を記載

(2) 共助として避難支援等関係者や避難支援等実施者ができること

① 共助でできる支援内容

災害時の支援として、避難支援等関係者や避難支援等実施者が実施しうる支援項目と支援内容は、以下のように想定する。

表 4 共助による支援項目と支援内容

支援項目	支援内容
声掛け支援	台風が接近したら区から発表される避難所開設情報や、高齢者等避難情報を伝達し、避難を促す。
避難準備手伝い支援	区から情報を得たら、本人宅に行き、避難の際に必要な物資や医療器具等をまとめることを手伝う。
移動同行支援	避難する際に車両に同行し、乗降等の介助を行う。

② 避難支援等実施者などによる役割分担

図 3 に示した個別避難計画作成の優先度ごとに、想定される身体的特徴と必要な支援項目、避難支援を担当する実施者の役割分担は、以下のように想定する。

表 5 優先度ごとの支援項目と役割分担

計画作成の優先度の目安	想定される身体的状況の内容	福祉専門職		支援サービス提供者		医療関係者		避難支援等関係者				
		【ケアマネジャー】 居宅介護支援事業所	【相談支援専門員】 相談支援事業所	介護サービス 提供事業者	障害福祉サービス 提供事業者	訪問看護ステーション	ソーシャルワーカー等	高齢者 あんしんセンター	町会・自治会※	民生児童委員	消防団	
A1 (最優先)	特別な医療的ケア等が必要			声、準、移					×			
A1	車椅子での移動が不可、 普通乗用車の乗車が不可	声、準、移							×			
A1～A2	車椅子・普通乗用車での 移動が可	声、準、移α							(声、準、移)			
B1	誰かの誘導があれば 自力での移動が可								(声、準、移)	声、準	移	
B1	声掛け支援と避難準備手伝い があれば、単独での移動が可	声、準							(声)	声、準		
B2	声掛け支援だけあれば 単独での移動が可								(声)	声		

【支援内容の凡例】
 声 ⇒ 声掛け支援
 準 ⇒ 避難準備手伝い支援
 移 ⇒ 移動同行支援
 移α ⇒ タクシー等に乗車するところを見届ける

※町会・自治会の()については、避難行動要支援者名簿等への個人情報
 の掲載を承諾し、日頃から町会・自治会とのやり取りがある方

(3) 公助として行政ができること

区の役割を記載

(4) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者の安全確保、支援中止、避難支援が絶対のものではない旨
 などを記載する。

5.2. 避難行動要支援者への情報伝達

(1) 災害時の避難情報

警戒レベル・住民の取るべき行動・区が発信する避難情報の説明

(2) 避難行動要支援者への情報伝達における留意点

視覚障害・聴覚障害・社会的孤立者・・・などへ避難情報を伝達することに関する留意点などを記載か

6. 避難所における避難支援

6.1. 水害に対応した避難所の設置

(1) 風水害時に開設される避難所

北区地域防災計画（平成 30 年）の風水害編では、風水害に備えて、3 種の避難所を想定し、また水害の種別別に避難所の指定をしている。

分類	位置づけ	該当施設	運営	局所的大雨・集中豪雨 → 石神井川氾濫 → 土砂災害	大型台風・停滞前線 → 荒川氾濫 → 土砂災害
避難所の早期開設（自主避難施設）	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等が発令されるまでの間に、避難に時間を要する者や自主的に避難を行おうとする区民等を受入れる施設	北区立小・中学校等	<ul style="list-style-type: none"> 区職員及び施設管理者 町会、自治会（自主防災組織） 	① 北区洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域等を踏まえ、施設を指定する。 ② 危険が去っても、自宅等が浸水等で生活できない場合には避難所に移動する。	高台に位置する北区立小・中学校等を指定する。
避難所	避難勧告等の発令による避難者を受け入れ、災害後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所	北区立小・中学校等	理運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者及び区職員（指定参集職員など） 	洪水ハザードマップを踏まえ、浸水の影響を受けない学校、もしくは浸水の影響を受けない上層階を有する学校とする。	高台の小・中学校を避難所とする。
垂直避難施設	切迫した水害の危険から逃れるため、一時的に緊急避難する施設	区営住宅、都営住宅、UR賃貸住宅、公社賃貸住宅等 [※]	—	災害に対する安全な構造であり、安全な区域に位置する、もしくは北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水以上の階を有し、避難が可能な施設とする。	

更新があれば、適宜修正

※ 今後も新たな施設の確保に向け、協定締結を進める。また、区内低地部に新たに建設予定の施設に対し、垂直避難施設としての施設開放を要望し、協定・覚書等の締結を働きかける。

(2) 避難所で避難行動要支援者を受け入れる際の留意点

一般の小中学校などの避難所で、避難行動要支援者を受け入れる際の対応方針、留意点など

6.2. 福祉避難所等の設置

(1) 要配慮者の避難先

北区地域防災計画においては、要配慮者の避難先として、次の施設を指定している。

① 福祉避難室

小・中学校等の避難所等内の教室等を利用して、要配慮者に配慮した専用の避難スペースを設置する。

→総数：57 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：22 箇所

② 福祉避難所（通所型）

特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、日頃から各施設に通所している障害者や障害児を対象とする。

→総数：13 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：4 箇所

③ 福祉避難所（介護型）

特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、専門的なケアを要する介護度が高い者を対象とする。

→総数：16 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：7 箇所

④ 福祉避難所（補完型）

②③に該当しないその他の要配慮者を対象とする。

→総数：26 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：11 箇所

(2) 福祉避難所への避難方法

地震と水害では運用が異なるため、水害時にはスクリーニングせずに、直接福祉避難所へ避難する方針となるか。
検討を進め、記載する。

今後の課題

- ・区庁内での福祉避難所の運用ルール等を整備する必要がある。
- ・福祉避難所への避難が必要な要支援者と、福祉避難所のキャパシティの調整を行い、避難先の再調整や、福祉避難所の拡充等の対応を検討する必要がある。
- ・区有施設以外の施設との協定等も検討の余地がある。

7. さらなる避難支援の取組み

これまで紹介してきた、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施などは、災害対策基本法や水防法といった法律で規定されるものである。しかし、法律で定められていないものの、避難支援の実効性向上のために北区として推進していきたいと考える取組を紹介する。

(1) 個別避難計画に基づいた訓練の実施

避難行動要支援者・避難支援者・避難等支援関係者・地域住民・行政などが参加して実施する避難訓練の枠組み提案

(2) 避難支援行動を踏まえたマイ・タイムライン作成

自分と家族の行動だけでなく、避難支援者として地域の避難行動要支援者に実施する避難支援行動も組み込んだマイ・タイムライン作成の考え方など、枠組みの提案

		令和3年度								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討事項	◆1. 基礎調査・現状分析業務・課題の整理	→								
	◆2. 支援計画の策定	●計画作成方針の検討 → ●計画たたき案(骨子)作成 → ●計画素案・様式作成 →								
	②北区の基本的な避難行動の在り方	→								
	⑥避難確保計画の作成と活用	→								
	③避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲								→	
	④避難行動要支援者名簿の作成と活用								→	
	⑤個別避難計画の作成と活用								→	
	⑦災害時における避難支援								→	
	◆3. 区民意識調査の実施・分析	●調査内容の企画及び提案 → ●ヒアリング実施 → ●アンケート実施 → ●集計・分析								
						●モデル地区の実施方針検討 → ●モデル地区での作成試行				
検討委員会				■第1回(8月24日(火)18:00~19:30) (1)支援計画策定の作成方針(1) (2)支援計画の構成案(2) (3)区民意識調査の実施方針(3) (4)避難確保計画の作成と活用(2.⑥)			■第2回(11月9日(火)18:00~19:30) (1)支援計画たたき案の確認(2) (2)避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲(2.③) (3)避難行動要支援者名簿と個別避難計画の考え方(2.④、⑤) (4)避難確保計画の作成と活用(2.⑥) (5)避難支援等関係者の役割の考え方(2.⑦)		■第3回(3月17日(木)18:30~20:00) (1)区民意識調査の結果(3) (2)避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲(2.③) (3)避難支援等関係者の役割(2.⑦) (4)避難行動要支援者名簿・個別避難計画の在り方(2.④、⑤) (5)自助・共助・公助それぞれの避難支援の在り方(2.⑦) (6)避難確保計画の作成と活用(2.⑥)	
ヒアリング部会		□第1回(10月上旬~12月下旬) その1:セグメントごとの支援者及び要支援者への個別ヒアリング その2:主に要支援者の入居施設の管理者と対象としたヒアリング その3:主に行政関係部署職員による検討会 ・「避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲(案)」の整理(2.③) ・「避難行動要支援者名簿の作成と活用」(2.④)								

	令和4年度															
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月			
検討事項	◆2. 支援計画の策定															
	●計画素案・様式作成				●計画案作成											
	②北区の基本的な避難行動の在り方															
	④避難行動要支援者名簿の作成と活用															
	⑤個別避難計画の作成と活用															
	⑦災害時における避難支援															
	⑧避難所における避難支援															
⑨さらなる避難支援の取組																
北区タイムラインの検討																
				◆パブリックコメントの実施				最終確認				成果品の提出				
				●資料準備				●実施期間				●意見の整理・反映				
				概要版の作成												
検討委員会					■第4回(6月2日) (1)支援計画素案の確認(2) (2)北区の地域特性を踏まえた避難行動の在り方(2.②) (3)個別避難計画の作成方針(2.⑤) (4)支援者と要支援者の支援関係構築(2.④、⑤、⑦) (5)自助・共助・公助それぞれの避難支援の在り方(2.⑦)				■第5回(7月4日) (1)これまでの検討経過の振り返り (2)支援計画案の確認、意見聴取(2) (3)北区の地域特性を踏まえた避難行動の在り方(2.②)				■第6回(9月下旬) (1)支援計画案の確認(2)			
					(6)避難行動支援に係る取組の今後の進め方(2.⑤)											
ヒアリング会																